

三郷市一般廃棄物処理基本計画 (素案)

令和8年〇月

三郷市

＜目 次＞

第 1 章 計画策定の背景と趣旨	1
第 1 節 背景	1
第 2 節 計画の位置付け.....	2
第 3 節 計画対象	3
第 4 節 計画期間と目標年度.....	3
第 2 章 地域の特性	4
第 1 節 自然的状況	4
第 2 節 社会的状況	6
第 3 節 行政の動向	14
第 3 章 ごみ処理の現状と評価	19
第 1 節 ごみ処理体制の現状.....	19
第 2 節 ごみ量の実績.....	28
第 3 節 ごみ量実績の評価.....	38
第 4 節 ごみ処理の課題.....	41
第 4 章 ごみ処理の数値目標	44
第 1 節 ごみ量推計方法.....	44
第 2 節 人口の将来推計.....	45
第 3 節 ごみ排出量・処理量の将来推計.....	46
第 5 章 ごみ処理基本計画	55
第 1 節 基本目標	55
第 2 節 発生・排出抑制計画.....	57
第 3 節 資源化計画	62
第 4 節 収集運搬計画.....	64
第 5 節 中間処理計画.....	66
第 6 節 最終処分計画.....	72
第 6 章 生活排水処理基本計画	73
第 1 節 生活排水・し尿・汚泥処理の現状と評価.....	73
第 2 節 生活排水処理の数値目標.....	79
第 3 節 生活排水処理基本計画.....	81
第 7 章 計画の推進体制	84
第 1 節 計画の推進管理.....	84
第 2 節 計画のチェック体制.....	84

第1章 計画策定の背景と趣旨

第1節 背景

三郷市（以下「本市」という。）では、一般廃棄物（ごみ）を「東埼玉資源環境組合第一・第二工場ごみ処理施設」、「三郷市不燃物処理場」及び「三郷資源リサイクル協同組合」にて適正に処理・処分を行っています。一般廃棄物（生活排水・し尿）については、「東埼玉資源環境組合第二工場汚泥再生処理センター」及び流域下水道の「中川水循環センター」にて適正に処理・処分を行っています。

これらの廃棄物処理行政をめぐる動向として、国においては、令和6年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定したほか、令和7年2月に「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下、「廃棄物処理基本方針」という。）を改定し、一般廃棄物の減量化や適正処理の推進等に関する新たな取組目標を設定しました。

埼玉県（以下「県」という。）においては、令和3年3月に「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画」を、令和4年4月に「埼玉県環境基本計画（第5次）」を策定し、循環型社会の形成に向けた施策等を総合的に推進しています。

東埼玉資源環境組合及び組合構成市町においては、令和6年11月に「循環型社会形成推進地域計画（第4期）」を策定し、地域における循環型社会形成の基盤となる施設整備に対する方針を示しました。

本市においては、令和3年3月に「第5次三郷市総合計画」及び「第2次三郷市環境基本計画」を策定するとともに、廃棄物については令和2年3月に策定した「三郷市一般廃棄物処理基本計画」（計画期間：令和2年度～令和11年度）において、ごみの減量化や資源循環の推進等に関する新たな取組目標を示し、計画を踏まえた取組を推進しているところです。

一般廃棄物処理基本計画については策定から6年が経過し、中間見直し時期を迎えたこと、また国や県、本市内のごみ処理に関する情勢に様々な変更が生じていることから、計画の見直しが必要となっています。

さらに、本市の不燃物処理場は、昭和60年度に稼働を開始してから約40年が経過しており、施設の老朽化が進んでいることに加え、計画処理量や質の変化に伴い処理効率が低下していること、ごみの5R（リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル）や啓発事業の推進等、新たなニーズへの対応が求められていることから、施設の更新に向けた検討を進めています。

以上のような背景と社会状況を踏まえて、本市ではごみ減量化・資源化の推進、安心・安全・効率的なごみ処理の運営を推進するため、一般廃棄物処理に係る近年の実績について点検・評価を行い、今後のごみ処理に関する基本方針を定め、三郷市一般廃棄物処理基本計画（以下「見直し計画」という。）を改定するものです。

第2節 計画の位置付け

見直し計画の位置付けについて体系的に示したものを図1-1に示します。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めなければならないこととされています。また、本市では総合計画、環境基本計画を定めていますが、見直し計画はごみ処理分野における計画項目を具体化し、施策方針を示すものであり、ごみ処理に関する最上位計画と位置付けられます。

見直し計画は、長期的・総合的視野に立って、ごみ処理を将来にわたり適正かつ計画的に行うため、区域内の家庭ごみ及び事業ごみの処理に関わる分別区分、収集・運搬、中間処理及び最終処分に至る計画の全てを包含するものです。

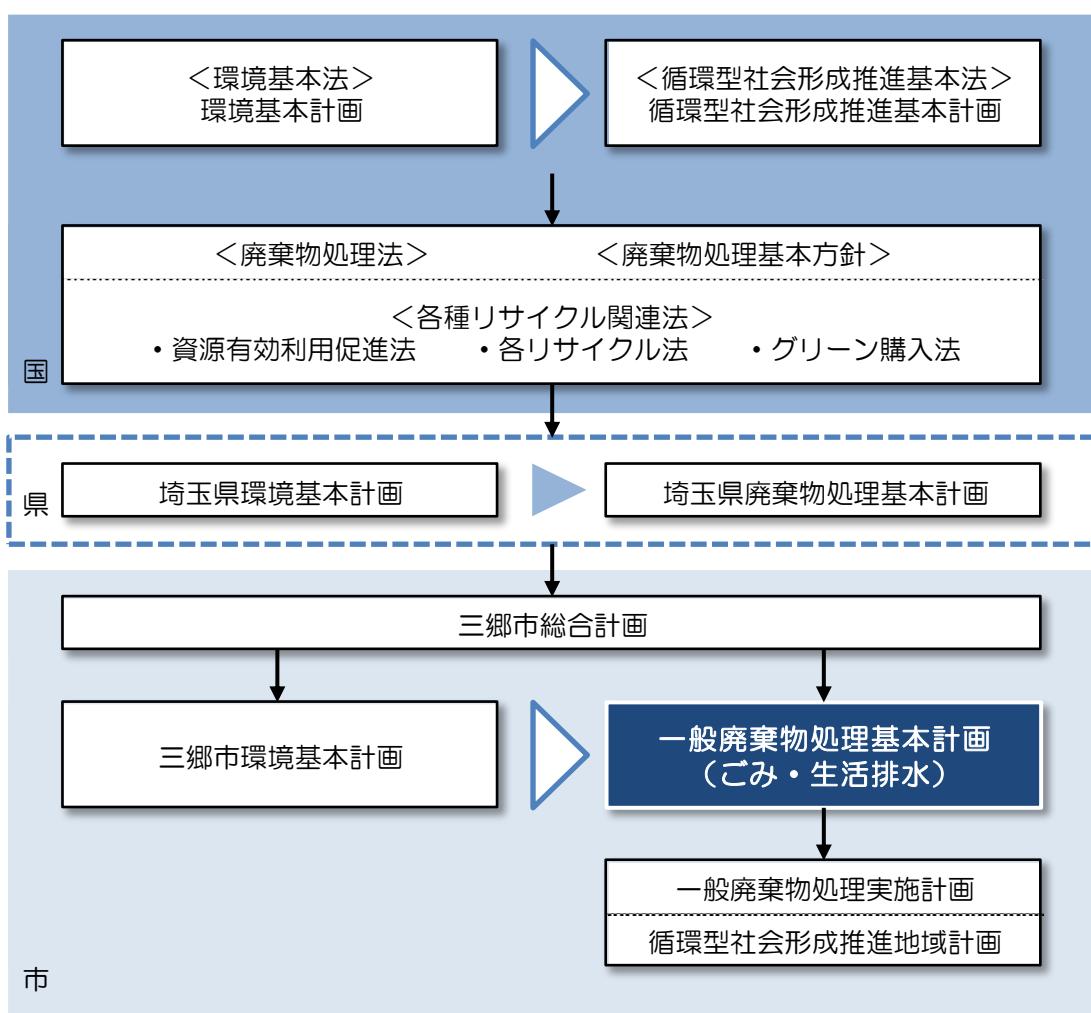


図 1-1 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

第3節 計画対象

見直し計画の対象区域は、本市の全域とします。

見直し計画の対象廃棄物は、本市の全域から排出される家庭系及び事業系の一般廃棄物（ごみ、生活排水）とします。

第4節 計画期間と目標年度

令和元年度に策定した「三郷市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「全体計画」という。）は、令和2年度（2020年度）を計画初年度とし、令和7年度（2025年度）を中間目標年度、令和11年度（2029年度）を目標年度とする10か年計画です。

また、中間目標年度に見直すことを基本とし、社会情勢や法体系の変化等、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合にも必要に応じ見直しを行うものとしています。

見直し計画は、全体計画が中間目標年度を迎えたことから、中間目標について評価を行うとともに、長期目標の見直しや、社会情勢や法体系の変化等を反映し、全体計画の目標年度である令和11年度（2029年度）までの後期計画を策定するものです。

【計画期間】

<全体計画>

令和2年度（2020年度）～令和11年度（2029年度）

<見直し計画>

令和8年度（2026年度）～令和11年度（2029年度）

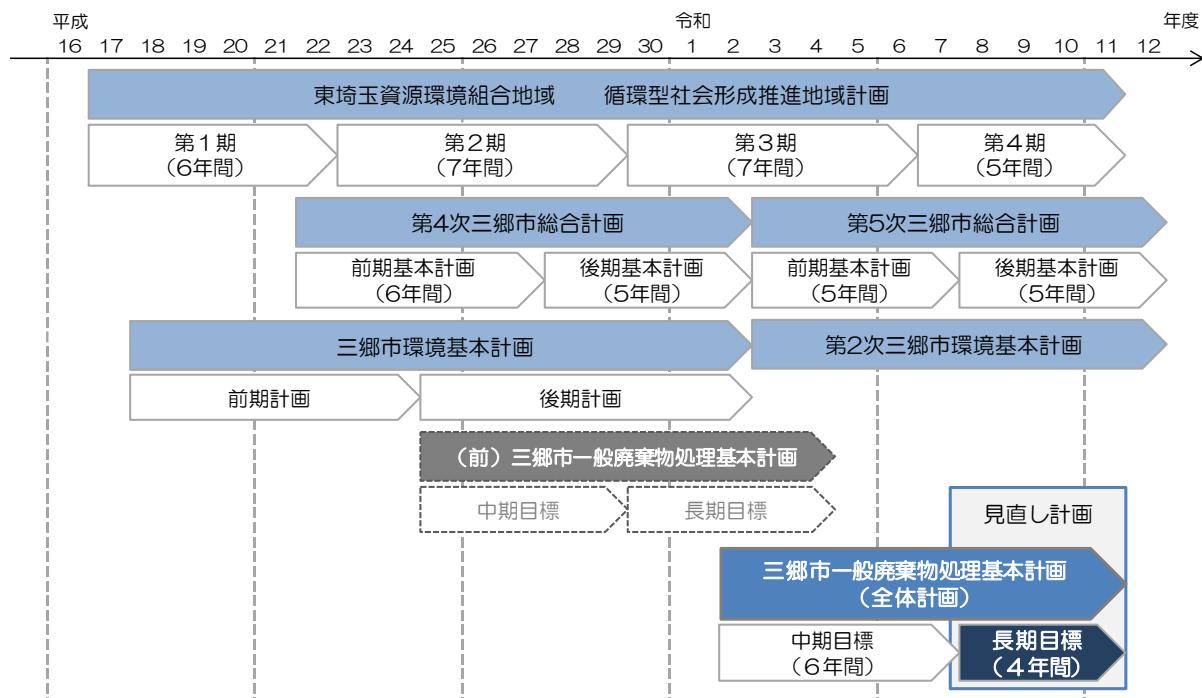


図 1-2 計画の期間

第 2 章 地域の特性

第 1 節 自然的状況

1. 地理・地形等

本市の位置を図 2-1 に示します。

本市の面積は 30.22km²であり、埼玉県の総面積の約 0.8%に相当します。

また、本市は埼玉県の東南端に位置し、東京都心から約 20km の距離にあります。

北は吉川市に接し、東は江戸川を隔てて千葉県の流山市、松戸市に、南は小合溜井や大場川等を隔てて東京都の葛飾区に、西は中川を隔てて草加市、八潮市にそれぞれ接しています。

水辺や緑地に囲まれた自然豊かな地域となっており、江戸川、中川、大場川等の流れに沿ってほぼ平坦な沖積低地が形成され、後背湿地は水田として利用されてきました。



図 2-1 本市の位置

2. 気候

本市の気象概況を表 2-1 及び図 2-2 に示します。

本市は、都市部特有の問題であるヒートアイランド現象の影響を受けていますが、広域的な緑地や、江戸川、中川、大場川等をはじめとする複数の河川や水路が市域を流れているため、比較的穏やかな気候となっています。

過去 10 年間（平成 25 年～令和 4 年）では、平均気温は、15.7～16.8°C、最高気温は 40.1°C（令和 4 年）、最低気温は -6.0°C（平成 29 年）となっています。

表 2-1 気候概況

年 区分	気温			降水量		平均 湿度 (%)	平均 風速 (m/s)
	平均 (°C)	最高 (°C)	最低 (°C)	総量 (mm)	最大日量 (mm)		
平成25	16.0	38.7	-3.7	1,219.5	177.0	67.6	2.9
平成26	15.7	38.6	-3.9	1,480.5	123.0	64.9	2.7
平成27	16.3	38.4	-2.3	1,563.0	163.5	66.3	2.7
平成28	16.3	37.3	-2.5	1,359.5	87.0	65.4	2.5
平成29	15.8	38.5	-6.0	1,225.0	115.0	62.6	2.6
平成30	16.8	39.1	-4.2	1,176.0	58.0	63.0	2.6
令和元	16.5	37.9	-1.6	1,572.0	171.5	63.2	2.5
令和2	16.5	38.6	-4.0	1,249.0	67.0	67.6	2.5
令和3	16.6	37.8	-3.8	1,723.0	128.0	64.9	2.4
令和4	16.3	40.1	-3.7	1,172.0	62.0	63.9	2.5

資料：みさと統計書（令和5年版）

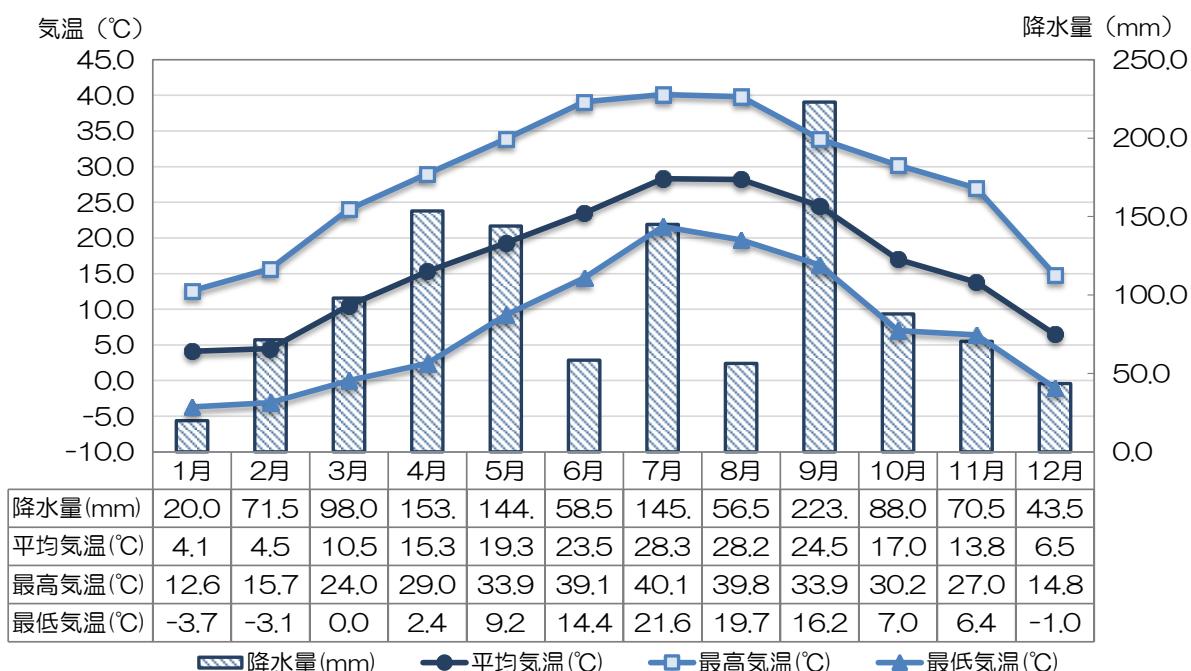


図 2-2 月別気候概況（令和 4 年）

第 2 節 社会的状況

1. 人口・世帯数

本市の過去 10 年間（平成 27 年度～令和 6 年度）の人口及び世帯数の推移を表 2-2 及び図 2-3 に示します。

本市の人口及び世帯数はいずれも増加傾向となっています。

表 2-2 人口及び世帯数の推移（平成 27 年度～令和 6 年度）

年度\区分	人口 (人)	世帯数 (戸)
平成27	137,940	60,209
平成28	139,413	61,490
平成29	140,702	62,893
平成30	141,765	64,102
令和元	142,591	65,195
令和2	142,663	66,168
令和3	142,758	66,752
令和4	142,177	67,220
令和5	141,935	68,036
令和6	142,041	68,886

資料：住民基本台帳人口

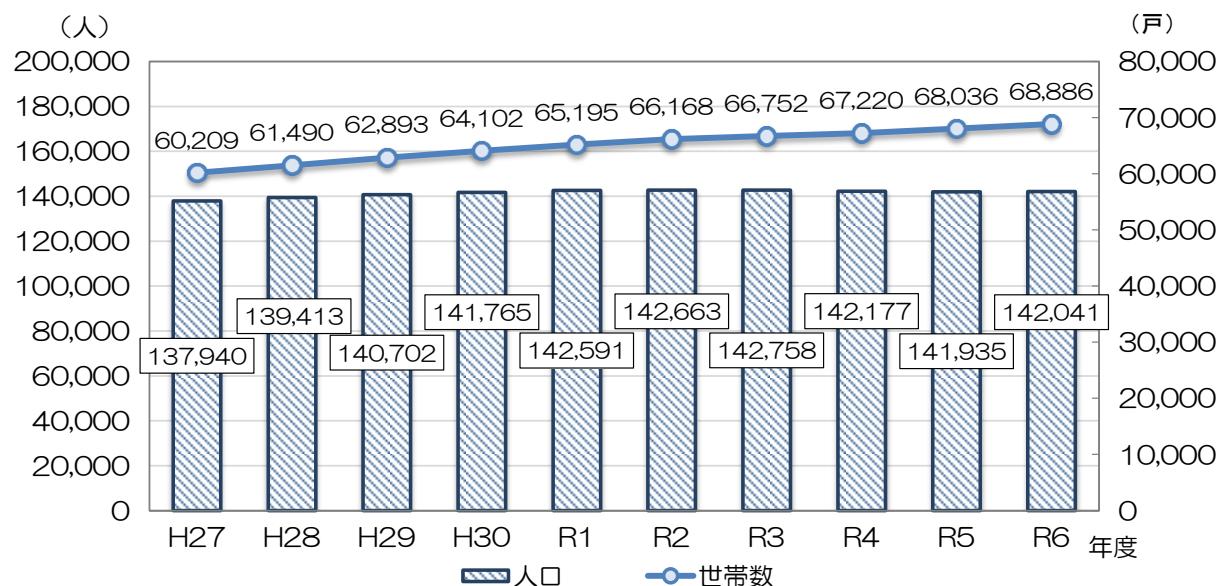


図 2-3 人口及び世帯数の推移（平成 27 年度～令和 6 年度）

2. 産業

本市の15歳以上の就業者における、産業別就業人口を表2-3及び図2-4に示します。なお、平成27年以降は集計方法が変更となっています。

各年度の産業別就業人口の構成は、第1次産業の占める割合が最も低く、第3次産業の占める割合が高くなっています。集計方法が等しい平成27年と令和2年を比較すると、第1次及び第2次産業は減少しており、第3次産業は大幅に増加しています。

表2-3 産業別就業人口の状況

区分 年	第1次産業		第2次産業		第3次産業		分類不能		総数 (人)
	従業者数 (人)	割合 (%)	従業者数 (人)	割合 (%)	従業者数 (人)	割合 (%)	従業者数 (人)	割合 (%)	
平成22	781	1.2%	17,719	26.6%	43,518	65.3%	4,653	7.0%	66,671
平成27	843	1.2%	20,087	27.9%	51,101	70.9%			72,031
令和2	770	1.0%	19,400	24.9%	57,848	74.1%			78,018

資料：国勢調査

※令和2年の国勢調査時に、平成27年と令和2年の分類不能が各産業へ按分処理されたことから、全体計画とは値が異なります。

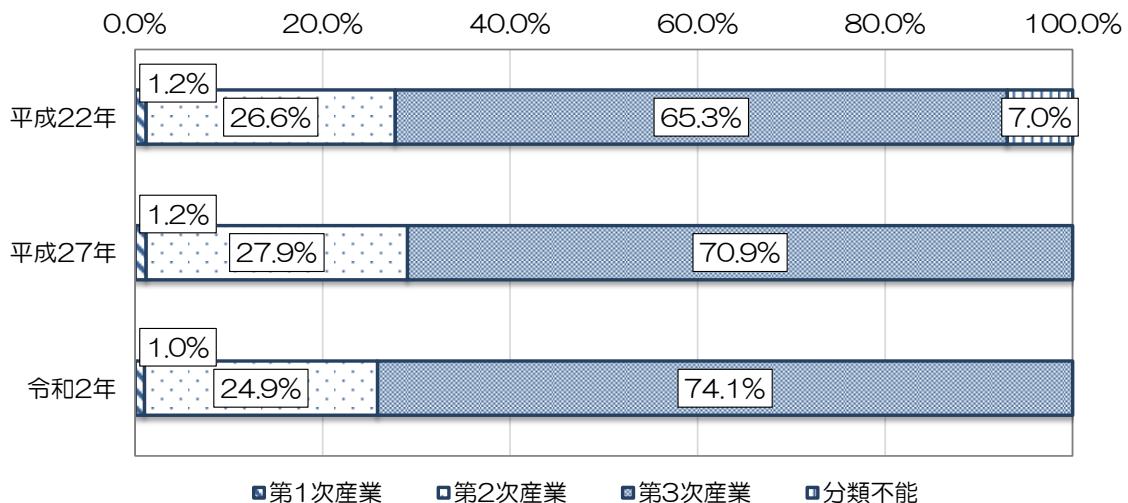


図2-4 産業別就業人口の状況

1) 工業

本市の工業の事業所数・従業者数・製造品出荷額等を表 2-4 及び図 2-5 に示します。

工業の平成 28 年から令和 2 年までの傾向は、事業所数、従業者数及び製造品出荷額ともに、増減しながらもほぼ横ばいで推移しています。

表 2-4 事業所数・従業者数・製造品出荷額等

年	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (億円)
平成28	401	6,154	1,168
平成29	397	6,305	1,216
平成30	405	6,565	1,292
令和元	382	6,493	1,261
令和2	369	6,568	1,156

資料：工業統計センサス（平成28年～令和元年）、経済センサスー活動調査（令和2年）

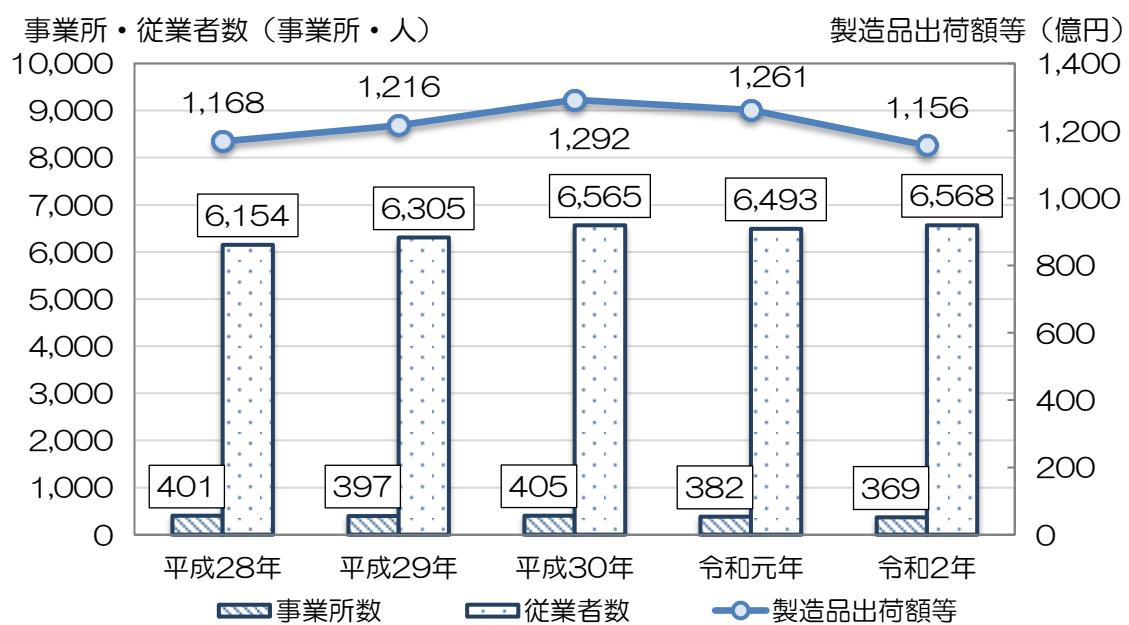


図 2-5 事業所数・従業者数・製造品出荷額等

2) 商業

本市の商店数・従業者数・年間販売額を表 2-5 及び図 2-6 に示します。

商業の平成 23 年から令和 2 年までの傾向は、商店数は増減しながらもやや増加傾向にあり、従業者数と年間販売額は一貫して増加傾向にあります。

表 2-5 商店数・従業者数・年間販売額

年	区分 商店数 (事業所)	従業者数 (人)	年間販売額 (億円)
平成23	773	7,428	2,564
平成27	888	8,554	2,714
令和2	808	9,241	3,653

資料：経済センサスー活動調査

※年間販売額の単位を修正したため、全体計画とは値が異なります。

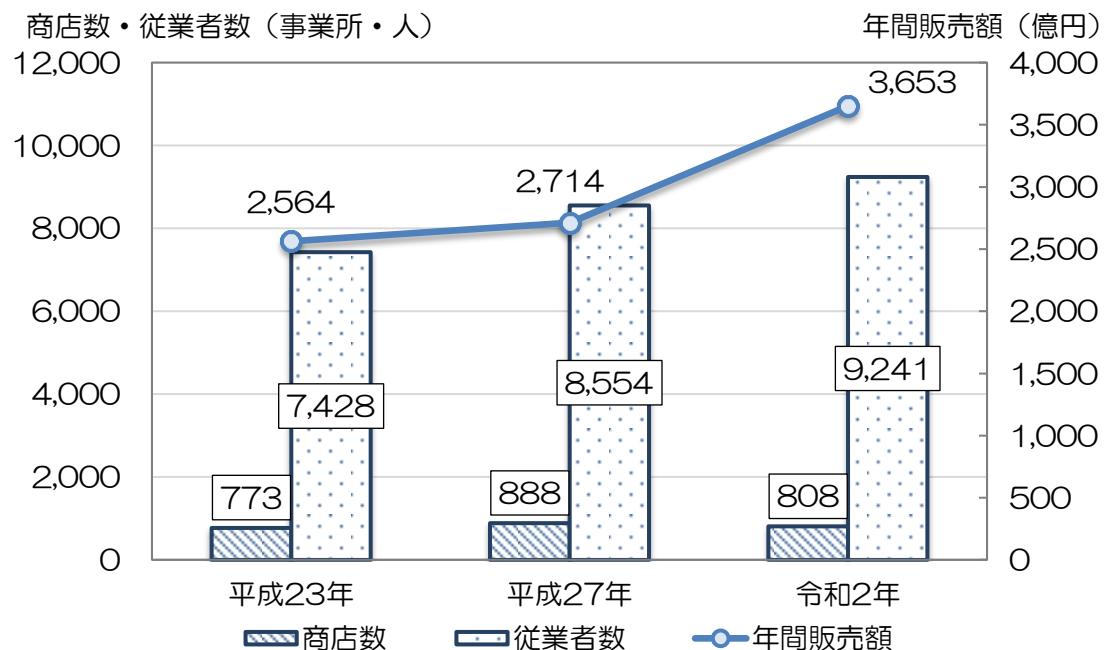


図 2-6 商店数・従業者数・年間販売額

3) 農業

本市の農家数・農業人口を表 2-6 及び図 2-7 に示します。

本市における農業の平成 21 年から令和元年までの傾向は、総農家数、販売農家数、自給的農家数、農業人口ともに減少傾向となっていますが、自給的農家数と比較して販売農家数の減少傾向が強くなっています。令和元年においては、販売農家数は 54.2% であり、自給的農家数 45.8% をやや上回っています。

表 2-6 農家数・農業人口

区分 年	総農家数 (戸)	販売農家数			自給的農家数		農業人口 (人)
		(戸)	(%)	(戸)	(%)		
平成21	785	496	63.2%	289	36.8%	1,459	
平成26	720	445	61.8%	275	38.2%	1,247	
令和元	598	324	54.2%	274	45.8%	900	

資料：農林業センサス

※令和元年の調査時に集計内容が変更されたことから、全体計画とは掲載項目が異なります。

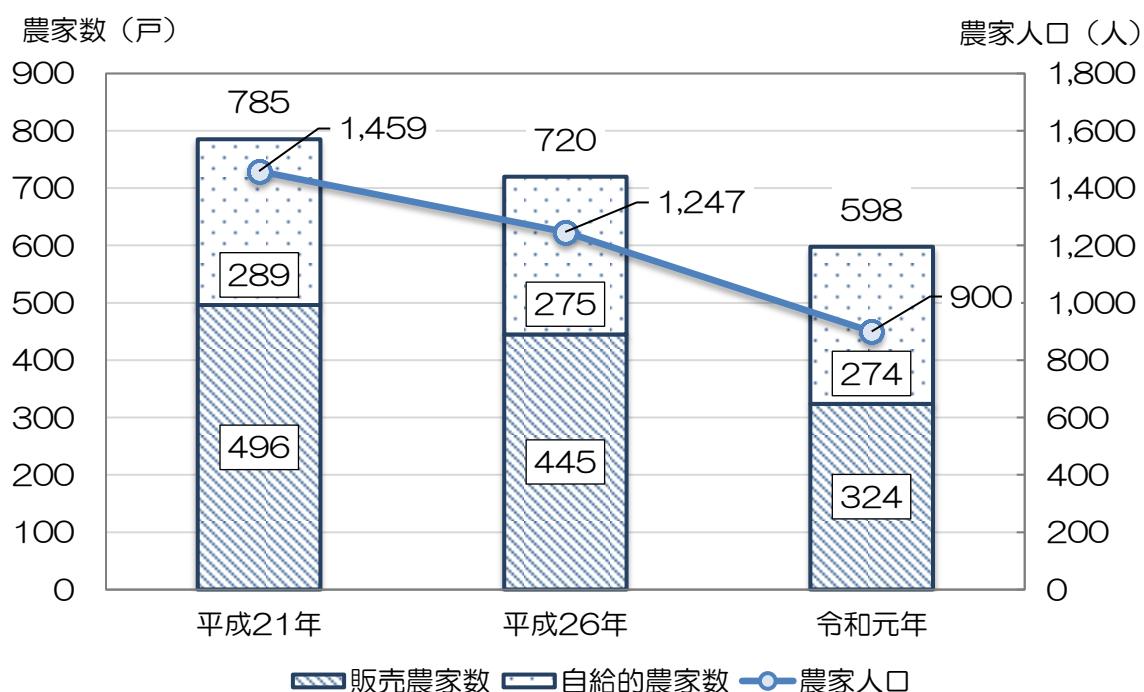


図 2-7 農家数・農業人口

4) 経営耕地

本市の経営耕地面積を表 2-7 及び図 2-8 に示します。

本市における経営耕地の平成 21 年からの総面積は減少傾向にあります。田の占める割合は約 60%で最も多く、畑の占める割合は約 40%、樹園地の占める割合は 1%未満となっています。

表 2-7 経営耕地面積

年	区分	経営耕地面積 (ha)					
		田		畑		樹園地	
平成21	田	249	57.1%	183	42.0%	4	0.9%
平成26	田	237	58.1%	168	41.2%	3	0.7%
令和元	田	193	59.4%	131	40.3%	1	0.3%
	総面積						436
	総面積						408
	総面積						325

資料：農林業センサス

経営耕地面積 (ha)

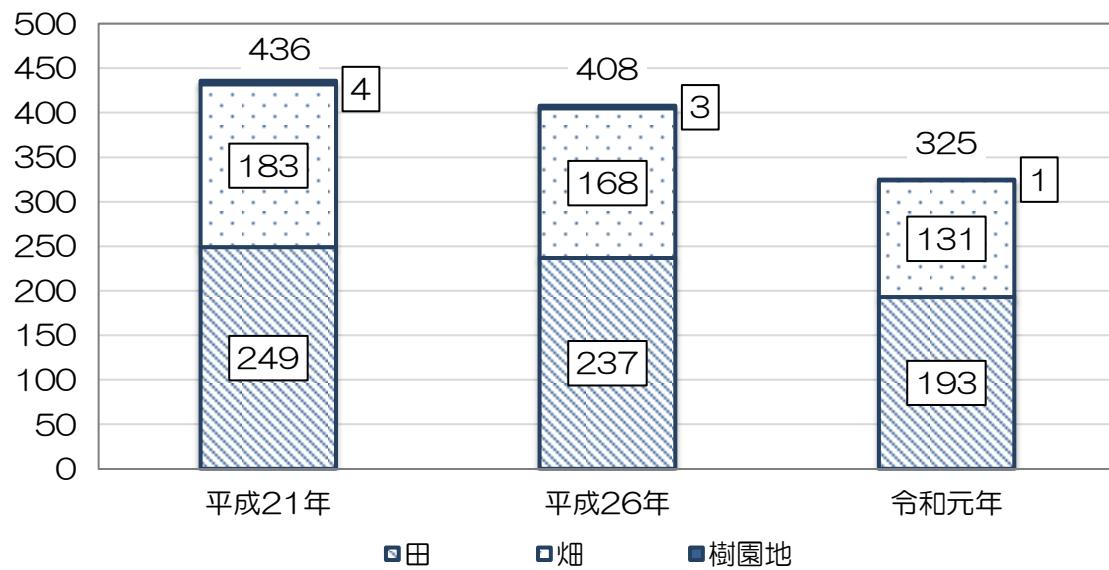


図 2-8 経営耕地面積

3. 土地利用状況

本市の過去 5 年間（令和元年～令和 5 年）の地目別土地利用面積を表 2-8 及び図 2-9 に示します。

本市における令和元年からの総面積に変更はありませんが、田や畠が減少し、宅地が増加しています。また、その他を除く全体では宅地の占める割合が多く、次いで雑種地、畠、田となっており、池沼及び山林については 1%未満となっています。

表 2-8 地目別土地利用面積

区分 年	総面積 (ha)	田	畠	宅地	池沼	山林	雑種地	その他
令和元	3,022.0	194.5	200.4	1,087.8	1.8	0.6	280.0	1,256.9
令和2	3,022.0	189.4	194.5	1,093.2	1.8	0.6	284.8	1,257.7
令和3	3,022.0	184.8	192.6	1,100.2	1.8	0.6	283.8	1,258.2
令和4	3,022.0	182.4	187.8	1,105.8	1.8	0.6	285.3	1,258.3
令和5	3,022.0	176.7	184.4	1,112.4	1.8	0.6	287.5	1,258.6
構成比	100.0%	5.8%	6.1%	36.8%	0.1%	0.0%	9.5%	41.6%

資料：みさと統計書（令和5年版）

※構成比は令和5年の値です。

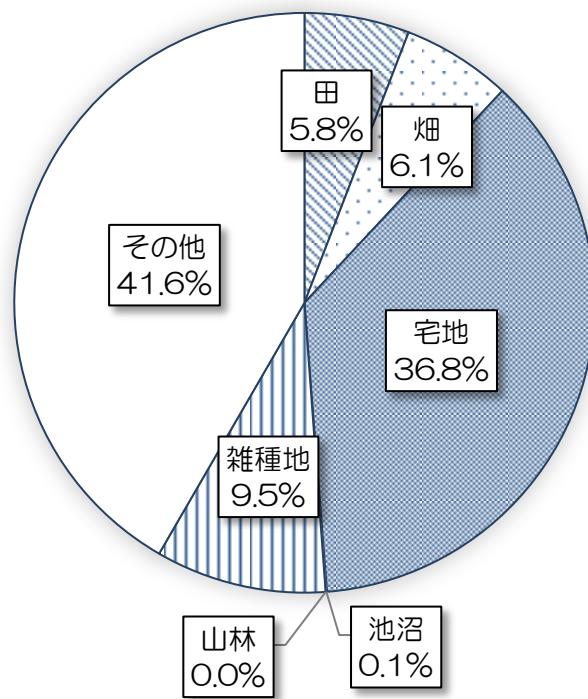


図 2-9 地目別土地利用面積

4. 交通

本市における交通の概要を図 2-10 に示します。

本市を含む周辺地域の交通は、首都高速 6 号三郷線、常磐自動車道、国道 298 号線、東京外環自動車道が通り、高速道路網を中心とした広域道路のアクセスに恵まれています。また、令和 7 年 3 月には三郷料金所が、水戸方面に加え、東京方面への出入口も有するスマート IC フルインターとなりました。これにより、企業誘致の促進や地域活性化が期待されます。

鉄道は、市の北部に JR 武蔵野線、中心部につくばエクスプレスが通っており、良好な交通環境を備えた首都近郊都市として発展し続けています。



図 2-10 交通の概要

第3節 行政の動向

1. 廃棄物処理に係る法令等

廃棄物の処理・リサイクルに関する法律としては、循環型社会形成推進基本法や廃棄物処理法等が挙げられます。関係するそれぞれの法律を図2-11に示します。

環境基本法や循環型社会形成推進基本法に基づき、廃棄物処理法と資源有効利用促進法で一般的な枠組みが定められています。さらに、個別物品ごとに具体的な規制を定めた法律や、食品ロス削減推進法、プラスチック資源循環法等が整備されています。

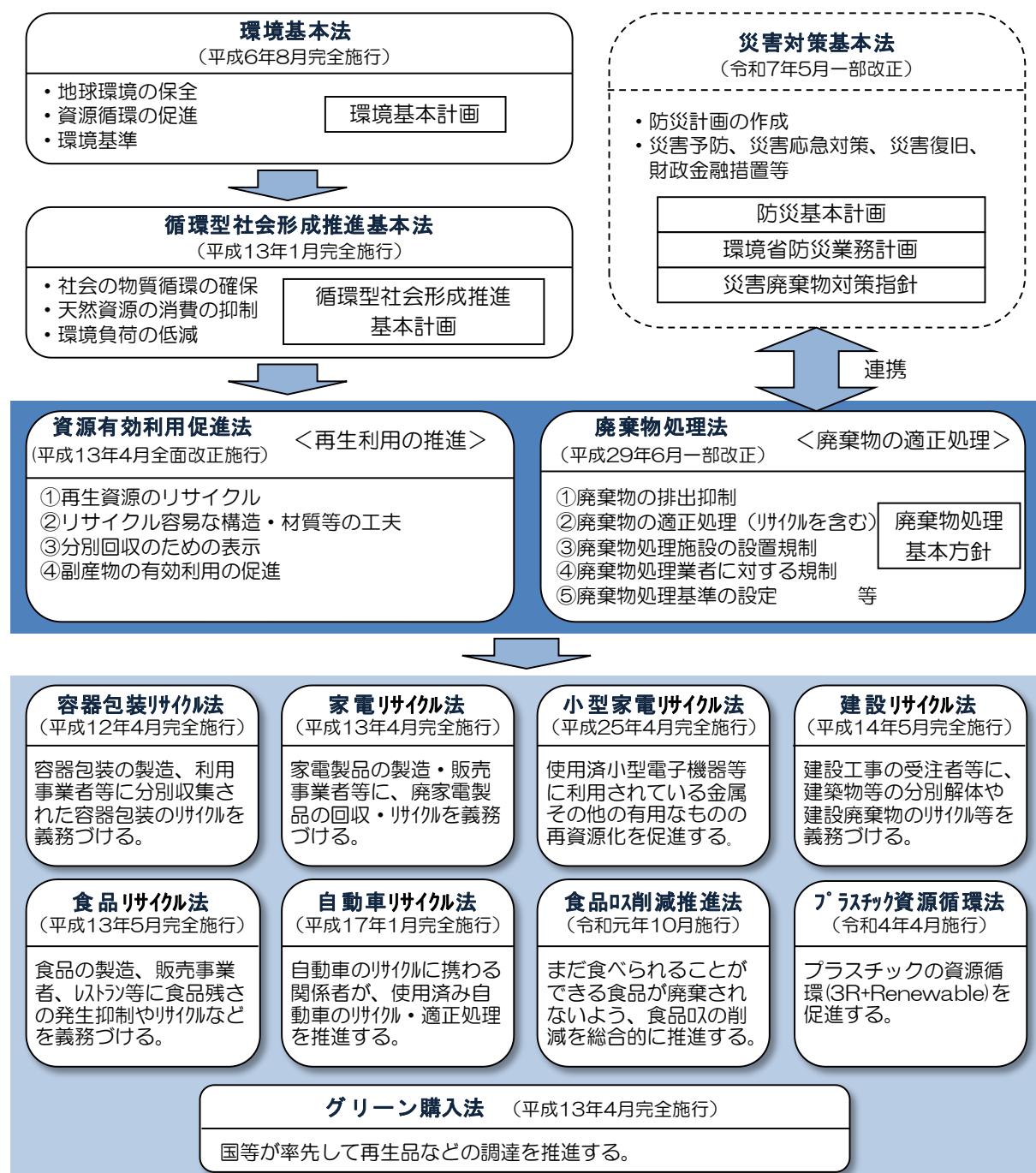


図2-11 廃棄物の処理・リサイクルに関する法律の関係図

2. 国・県の動向

国及び県の廃棄物の処理に係る目標値を、上位計画順に表 2-9 に示します。

国は、循環型社会形成推進基本法に基づく「第五次循環型社会形成推進基本計画」や、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下、「廃棄物処理基本方針」という。）において、一般廃棄物の減量化や資源化等の目標を設定しています。

また県は、令和 4 年 4 月に策定された「埼玉県環境基本計画（第 5 次）」、及び令和 3 年 3 月に策定された「第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画」において、一般廃棄物の減量化や資源化等の目標を設定しています。

表 2-9 国、県の減量化目標

1. 国の目標：第五次循環型社会形成推進基本計画（令和 6 年 8 月） 目標：令和 12 年度	
1 人 1 日あたりのごみ焼却量 ^{※1}	約 580g/人・日
リサイクル率 ^{※2}	約 44%
最終処分量 ^{※2}	約 1,100 万トン

※1 1 人 1 日あたりのごみ焼却量は、資源物量及び集団資源回収量を除きます。

※2 リサイクル率及び最終処分量は、一般廃棄物だけではなく産業廃棄物等も含みます。

2. 国の目標：廃棄物処理基本方針（令和 7 年 2 月） 目標：令和 12 年度	
1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量 ^{※1}	約 478g/人・日
総排出量削減率 ^{※2}	約 9%（令和 4 年度比）
1 人 1 日あたりのごみ焼却量	約 580g/人・日
リサイクル率	約 26%
最終処分量削減率	約 5%（令和 4 年度比）

※1 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量は、家庭系資源物量及び集団資源回収量を除きます。

※2 総排出量は、集団資源回収量を含みます。

3. 県の目標：埼玉県環境基本計画（第 5 次）（令和 4 年 4 月） 目標：令和 8 年度	
1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量 ^{※1}	428g/人・日
リサイクル率	35.0%
1 人 1 日あたりの最終処分量	27g/人・日

※1 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量は、家庭系資源物量及び集団資源回収量を除きます。

4. 県の目標：第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画（令和 3 年 3 月） 目標：令和 7 年度	
1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量 ^{※1}	440g/人・日
事業ごみ排出量 ^{※2}	45.1 万トン（平成 30 年度比 16% 削減）
リサイクル率	33.6%
1 人 1 日あたりの最終処分量	28g/人・日

※1 1 人 1 日あたりのごみ焼却量は、集団資源回収量及び家庭系資源物量を除きます。

※2 事業系ごみ排出量は、事業系資源物量を含みます。

3. 本市等の動向（一般廃棄物処理基本計画との関連計画について）

1) 三郷市総合計画

本市では令和3年3月に「第5次三郷市総合計画」を策定しています。このうち、廃棄物処理に関する事項について、その概要を表2-10に示します。

表2-10 第5次三郷市総合計画（令和3年3月）

区分	概要
計画期間	基本構想：令和3年度～令和12年度（10年間） <ul style="list-style-type: none"> ・前期基本計画：令和3年度～令和7年度（5年間） ・後期基本計画：令和8年度～令和12年度（5年間）
将来都市像	「きらりとひかる田園都市みさと」～人にも企業にも選ばれる魅力的なまち～
まちづくりの理念	<ul style="list-style-type: none"> ・自立都市みさと ・活力都市みさと ・交流都市みさと
基本目標	将来都市像実現のための7つのまちづくり方針 <ol style="list-style-type: none"> 1 安全でいつも安心して住めるまちづくり 2 子どもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり <u>3 水と緑を生かした環境にやさしいまちづくり</u> 4 都市基盤の充実した住みやすいまちづくり 5 魅力的で活力のあるまちづくり 6 誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり 7 健やかで自立した生活を支え合うまちづくり
廃棄物処理に関する取組	3-2-2 ごみの減量と廃棄物の適正処理 <ol style="list-style-type: none"> 1 ごみの削減 ごみ分別出前講座、環境美化推進委員連絡会、ごみ処理施設見学会、集団資源回収推進等により、市民と一緒にごみを減らす工夫を考えて実行します。 2 美しいまち並みの維持 市民や事業者とともに市内の美化活動を行い、ごみの適正処理について意識啓発を行います。 3 ごみの適正処理 一般廃棄物処理基本計画に基づき、効率的で適正な一般廃棄物の処理を行います。また、毎年度、一般廃棄物処理実施計画や環境事業報告書を作成することで、進捗管理を行います。 4 ごみ処理の効率化 老朽化の進む三郷市一般廃棄物不燃物処理場については、施設の強靭化と処理の効率化を図るため、更新します。 5 生活排水処理の向上 河川の水質に負荷を加えていると考えられる生活排水の処理のため、引き続き単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換補助金を助成するとともに浄化槽の適正管理を推進します。

2) 三郷市環境基本計画

本市では令和3年3月に「第2次三郷市環境基本計画」を策定しています。このうち、廃棄物処理に関する事項について、その概要を表2-11に示します。

また、「第2次三郷市環境基本計画」に包含される「三郷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」についても、廃棄物処理に関する事項の概要表2-12に示します。

表2-11 第2次三郷市環境基本計画（令和3年3月）

区分	概要									
計画期間	令和3年度～令和12年度（10年間）									
将来の環境像	豊かな水と緑とともに環境について考え、創造に取り組むまち									
環境目標	<p>1 【自然環境】水と緑豊かな自然を身近に感じられるまちづくりの実現</p> <p>2 【生活環境】安心・安全・快適なまちづくりの実現</p> <p>3 【資源循環】環境負荷の少ない循環型社会の形成</p> <p>4 【地球環境】気候変動に適応した低炭素社会の形成</p> <p>5 【参加協働】一人ひとりが環境を意識するまちづくりの実現</p>									
廃棄物処理に関する取組	<p>2 【生活環境】安心・安全・快適なまちづくりの実現</p> <p>2-2 快適に生活できるまちなみの構築</p> <p>○環境美化対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民と協働した地域美化に向けた活動を推進します。 ・空き缶等のポイ捨て防止を促す啓発活動を促進します。 ・ペットの糞の持ち帰り運動を推進します。 ・不適正排出や不法投棄の防止の意識啓発に努めます。 <p>3 【資源循環】環境負荷の少ない循環型社会の形成</p> <p>3-1 5Rが根づいた社会の形成</p> <p>○ごみの発生抑制の推進、再使用の促進、リサイクルの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民や事業者のごみ問題に対する意識啓発に努めます。 ・食品ロス削減の取組について普及啓発を図ります。 ・ペーパーレス化やエコバッグの使用等のごみの発生抑制を推進します。 ・分別収集の徹底と集団回収の促進を図ります。 ・再資源化業務の充実を図ります。 ・不用品の再生、再利用やリサイクルしやすい商品の選択等を促進します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標</th><th>現状値（R1）</th><th>目標値（R7）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民1人1日あたりのごみ排出量 (家庭系ごみ)</td><td>607g/人・日</td><td>500g/人・日</td></tr> <tr> <td>市民1人1日あたりのごみ排出量 (事業系ごみ)</td><td>241g/人・日</td><td>186g/人・日</td></tr> </tbody> </table> <p>4 【地球環境】気候変動に適応した低炭素社会の形成</p> <p>4-1 温室効果ガス排出量の削減</p> <p>○省エネルギー型設備の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の長寿命化や省エネルギー化を計画的・継続的に実施します。 	成果指標	現状値（R1）	目標値（R7）	市民1人1日あたりのごみ排出量 (家庭系ごみ)	607g/人・日	500g/人・日	市民1人1日あたりのごみ排出量 (事業系ごみ)	241g/人・日	186g/人・日
成果指標	現状値（R1）	目標値（R7）								
市民1人1日あたりのごみ排出量 (家庭系ごみ)	607g/人・日	500g/人・日								
市民1人1日あたりのごみ排出量 (事業系ごみ)	241g/人・日	186g/人・日								

表 2-12 三郷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（令和3年3月）

区分	概要
目標	令和12年度における温室効果ガス排出量を平成25年度比で46%削減 ※R3.10の国の地球温暖化対策計画の改正を受けて、当初の26%を46%と読み替え
廃棄物処理に関する取組	<p>削減目標の達成に向けた取組（緩和策）</p> <p>1 【ごみ発生抑制の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民や事業者のごみ問題に対する意識啓発に努めます。 生ごみ処理容器等の利用促進や生ごみ堆肥化等の普及啓発を図ります。 エコクッキング等の取組について情報提供を行うことで普及啓発を図ります。 ペーパーレス化について意識啓発や指導の強化を図ります。 <p>2 【再使用の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 食用油の飼料や工業用品等への再利用について調査・研究します。 譲渡会の実施や再生事業者の紹介等による不用品の再生、再利用を促進します。 食品廃棄物の削減について指導を徹底するとともに、有効な取組の紹介による啓発を図ります。 フードバンクやフードドライブ等の食品循環システムの仕組みづくりを促進します。 <p>3 【リサイクルの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 再資源化を促すために分別収集の徹底を促すとともに、集団資源回収の促進を図ります。 再生品やリサイクルしやすい商品の選択等の実践を促進します。 事業系一般廃棄物の資源化を図り、許可業者の指導を通じ、適正に処理します。 剪定枝等の堆肥化等リサイクルする仕組みづくりを推進します。

3) 東埼玉資源環境組合地域 循環型社会形成推進地域計画

本市は5市1町（本市、越谷市、草加市、八潮市、吉川市、松伏町）で構成される東埼玉資源環境組合の一員となっています。

東埼玉資源環境組合での施設整備に際しては、循環社会形成推進交付金の交付条件を踏まえ東埼玉資源環境組合及び構成市町で循環型社会形成推進地域計画を策定し、共同で施設整備費用の財源確保を図っています。

また、循環型社会形成推進地域計画に基づき、東埼玉資源環境組合地域では共同であるいは個々に様々な取組を推進しています。

家庭ごみについては、東埼玉資源環境組合地域では今後も都市整備が進められ、人口は緩やかに増加する見込みであることから、今後も家庭ごみの排出抑制を推進します。

事業ごみについては、今後も生活スタイルの変化による外食産業の増加や、都市開発、産業団地への事業者の誘致等が見込まれ、事業ごみ排出量の増加が予想されることから、より一層の分別収集等の再生利用を促すほか、ごみの排出抑制に向けた周知啓発等の取組を推進します。

再利用できないごみについては可能な限り資源化（リサイクル）した後、資源化できない可燃物を焼却処理し、その際に発生する熱エネルギーでの発電や温水利用を積極的に行う等、循環型社会に適合した廃棄物リサイクル・処理システムの構築を図っていきます。

第3章 ごみ処理の現状と評価

第1節 ごみ処理体制の現状

1. ごみ処理の体系

本市のごみ処理体系（現状）を図3-1に示します。

本市では、もえるごみ、もえないごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源物の主な区分で分別出し、収集・運搬、処理・処分しています。

本市全域で収集されたもえるごみは、東埼玉資源環境組合の「第一工場ごみ処理施設」及び「第二工場ごみ処理施設」にて焼却処理を行い、焼却処理の際に発生する余熱は発電等に利用しています。焼却処理後に発生する焼却残渣は、県外の最終処分場へ運搬し、埋立処分を行っています。

また、刈り草・せん定枝については、東埼玉資源環境組合の「第一工場（堆肥化施設）」で堆肥化を行っています。

もえないごみ及び粗大ごみは、「三郷市一般廃棄物不燃物処理場」で破碎、選別、保管を行っています。選別処理後に発生する可燃残渣は、東埼玉資源環境組合の焼却施設でもえるごみと同様に焼却処理し、不燃残渣は「三郷市一般廃棄物最終処分場」で埋立処分を行っています。また、資源化物については、資源化業者に引き渡して資源化しています。

有害ごみは、「三郷市一般廃棄物不燃物処理場」で品目ごとに選別し、資源化業者に引き渡して資源化しています。

資源物について、資源びん・かんは、もえないごみと同様に「三郷市一般廃棄物不燃物処理場」で選別を行い、資源化業者に引き渡して資源化しています。資源古紙・布類及びペットボトルは、収集運搬後に直接資源回収事業者に引き渡し、資源化しています。

集団資源回収（資源古紙・布類）は、「三郷資源リサイクル協同組合」で選別した後に、資源化を行っています。

その他ごみについて、環境美化活動で集めたごみ及び不法投棄ごみは、もえないごみや粗大ごみと同様に「三郷市一般廃棄物不燃物処理場」で破碎、選別、保管を行っています。動物死体は、委託業者が引き取り、火葬・埋葬を行っています。

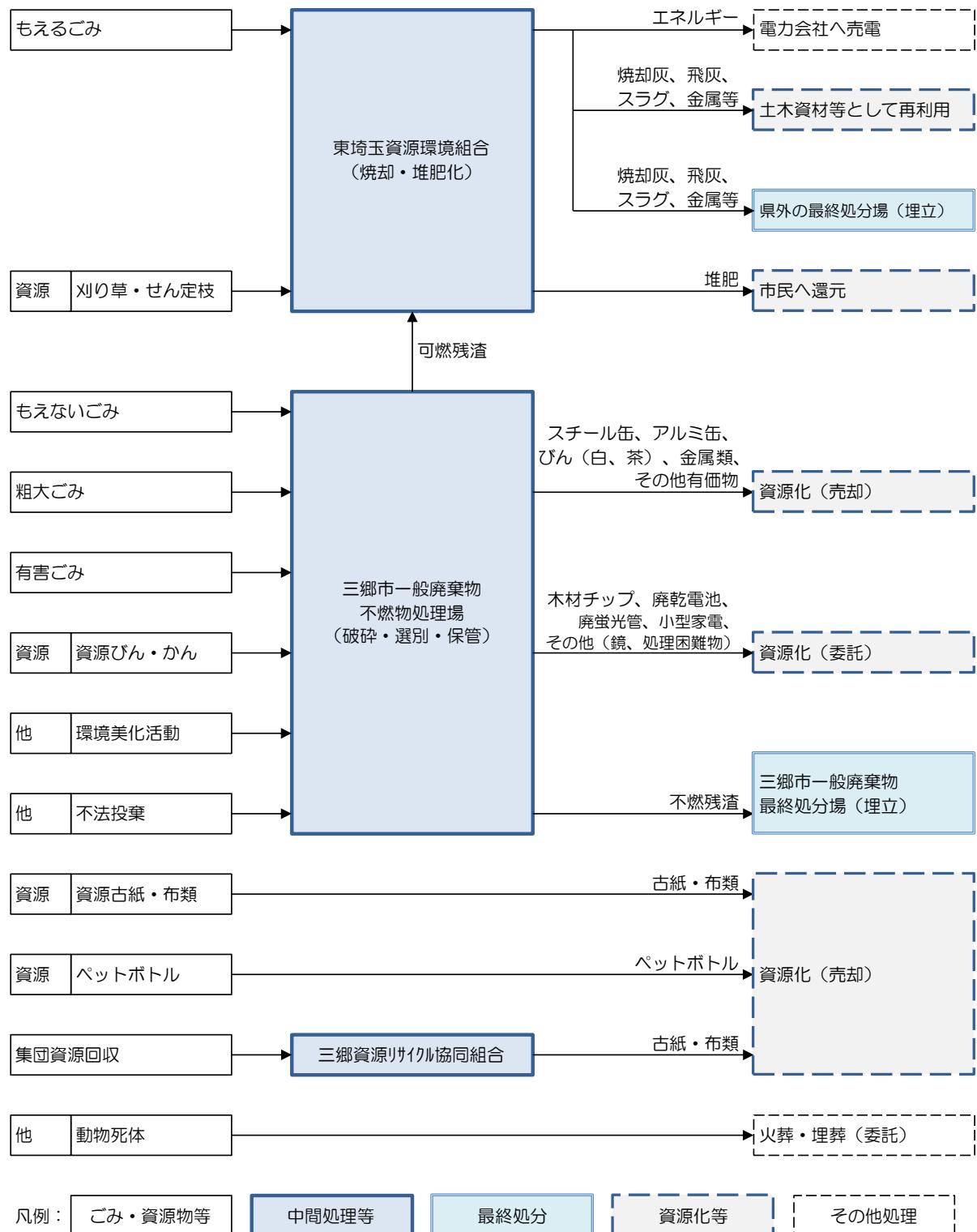


図 3-1 ごみ処理体系 (現状)

2. 収集運搬の体制

本市のごみの収集・運搬体制を次に示します。

1) 家庭ごみ

家庭ごみの収集については、収集運搬事業者に委託し、「もえるごみ」「もえないごみ」「粗大ごみ」「有害ごみ」「資源びん・かん」「資源古紙・布類」「ペットボトル」の7区分に分別し収集しています。

このうち「粗大ごみ」については、自己搬入又は電話申し込みによる戸別収集を行っており、その他の品目についてはステーション方式で収集を行っています。

また、本市では、「使用済インクカートリッジ回収ボックス」や「小型家電回収ボックス」、「廃乾電池回収ボックス」等を市役所や健康福祉会館等の回収拠点に設置し、資源物回収や適正な分別・処理の徹底を図っています。

さらに、「資源古紙・布類」については、集団資源回収も実施しており、地域の集団資源回収登録団体が実施する回収日に、指定されたごみ集積所に排出し、指定業者が回収後、資源化処理業者に引き渡し資源化しています。

2) 事業ごみ

事業ごみについては、市の許可業者と事業所の直接契約による収集運搬が有料で行われています。

3) その他

環境美化活動で集められたごみについては、活動を実施する各種団体からの事前申請を受けて、収集運搬を行っています。

また不法投棄ごみについては、投棄場所の占有者又は管理者との協議により収集運搬を行うか、自己搬入を受け付けています。

さらに、動物死体については、飼い主のあるものについては有料、飼い主のないものについては無料で引き取っています。

表 3-1 ごみ収集運搬体制（令和6年3月末現在）

分別区分	内容	排出方法	収集頻度	手数料	収集運搬	処理・処分		
家庭ごみ								
もえるごみ	生ごみ、プラスチック製品、皮革・ゴム製品、食品油等、リサイクルできない布、インクカートリッジ、刈り草・せん定枝等	<ul style="list-style-type: none"> 透明・半透明袋に入れごみ集積所へ インクカートリッジは回収ボックス（拠点回収）でも可 刈り草・せん定枝等は直接、東埼玉資源環境組合堆肥化施設でも可 	収集：週2回 拠点回収・直接持込：随時	無料	焼却： 東埼玉資源環境組合 堆肥化： 東埼玉資源環境組合 最終処分： 委託	市 (委託)		
	金属製品、小型電化製品、ガラス・陶器製品、刃物等	<ul style="list-style-type: none"> 透明・半透明袋に入れ、ごみ集積所へ 小型家電は小型家電回収BOX（拠点回収）でも可 	収集：週2回 拠点回収：随時					
	粗大ごみ	最長辺60cm超、2m未満（竿もの除く）かつ1点（組）50kg以内のもの	<ul style="list-style-type: none"> 戸別収集へ 直接、三郷市一般廃棄物不燃物処理場へ 	収集（申込制）： 週1回 拠点回収：随時	有料			
	有害ごみ	廃乾電池	<ul style="list-style-type: none"> 透明・半透明袋に入れ、ごみ集積所へ 廃乾電池回収ボスト（拠点回収）へ 	収集：月2回 拠点回収：随時		選別・保管： 委託・市 資源化：委託 最終処分： 委託・市		
		体温計（水銀）、廃蛍光管・廃蛍光灯等	<ul style="list-style-type: none"> 購入時の箱やケースに入れ、集積所へ 					
		ライター、その他水銀含有製品等	<ul style="list-style-type: none"> 透明・半透明袋に入れ、ごみ集積所へ 					
		小型充電式電池	<ul style="list-style-type: none"> 充電式電池回収ボックス（拠点回収）へ 					
資源 びん・かん	空きびん・空きかん、カセットボンベ・スプレー缶等	古紙	<ul style="list-style-type: none"> 透明・半透明袋に入れごみ集積所へ （ざつがみは紙袋に入れてから）結束し、ごみ集積所へ 集團資源回収へ 	収集：月2回	無料			
資源 古紙・布類	衣類、タオル、ハンカチ、毛布等	布類	<ul style="list-style-type: none"> 透明袋に入れ、ごみ集積所へ 集團資源回収へ 	収集：月2回 集團資源回収：集団回収日				
ペットボトル	ペットボトル、キャップ		ごみ集積所に設置される専用のネット袋へ	収集：月2回				
事業ごみ								
もえるごみ	家庭ごみと同様 ※産業廃棄物を除く		許可収集へ	契約内容による	有料	許可収集		
その他								
環境美化活動	事前申請による			随時	無料	各種団体 ・委託		
	協議による				自己搬入に 準ずる	占有者又は 管理者・委 託		
不法投棄						家庭ごみ と同様		

*ごみ以外に、犬猫等の動物死体についても、公衆衛生の維持の観点から、飼い主がいないものについては市民からの連絡により無料で、飼い主のあるものについては有料（7,000円）で引き取り、火葬及び埋葬を行っています。

3. ごみの処理・処分の体制

1) 一般廃棄物処理施設

本市のもえるごみは、東埼玉資源環境組合の施設で焼却・埋立処分を行っています。

また、もえないごみ、粗大ごみ及び有害ごみは、「三郷市一般廃棄物不燃物処理場」で選別・資源化等を行い、処理後に発生した残渣のうち可燃系のものは東埼玉資源環境組合の施設で処理し、不燃系のものは「三郷市一般廃棄物最終処分場」で埋立処分を行っています。

表 3-2 一般廃棄物処理施設の一覧

主 体	施設名	所在地	処理能力 /埋立容積
本市	三郷市一般廃棄物不燃物処理場	三郷市幸房1314	15 t /6h
	三郷市一般廃棄物最終処分場	三郷市中央5-15-1	38,000 m ³
東埼玉 資源環境組合	東埼玉資源環境組合第一工場（ごみ処理施設）	越谷市増林3-2-1	800 t /日
	東埼玉資源環境組合第二工場（ごみ処理施設）	草加市柿木町107-1	297 t /日
	東埼玉資源環境組合第二工場（汚泥再生処理センター）	八潮市大字八條681-1	235 kL/日

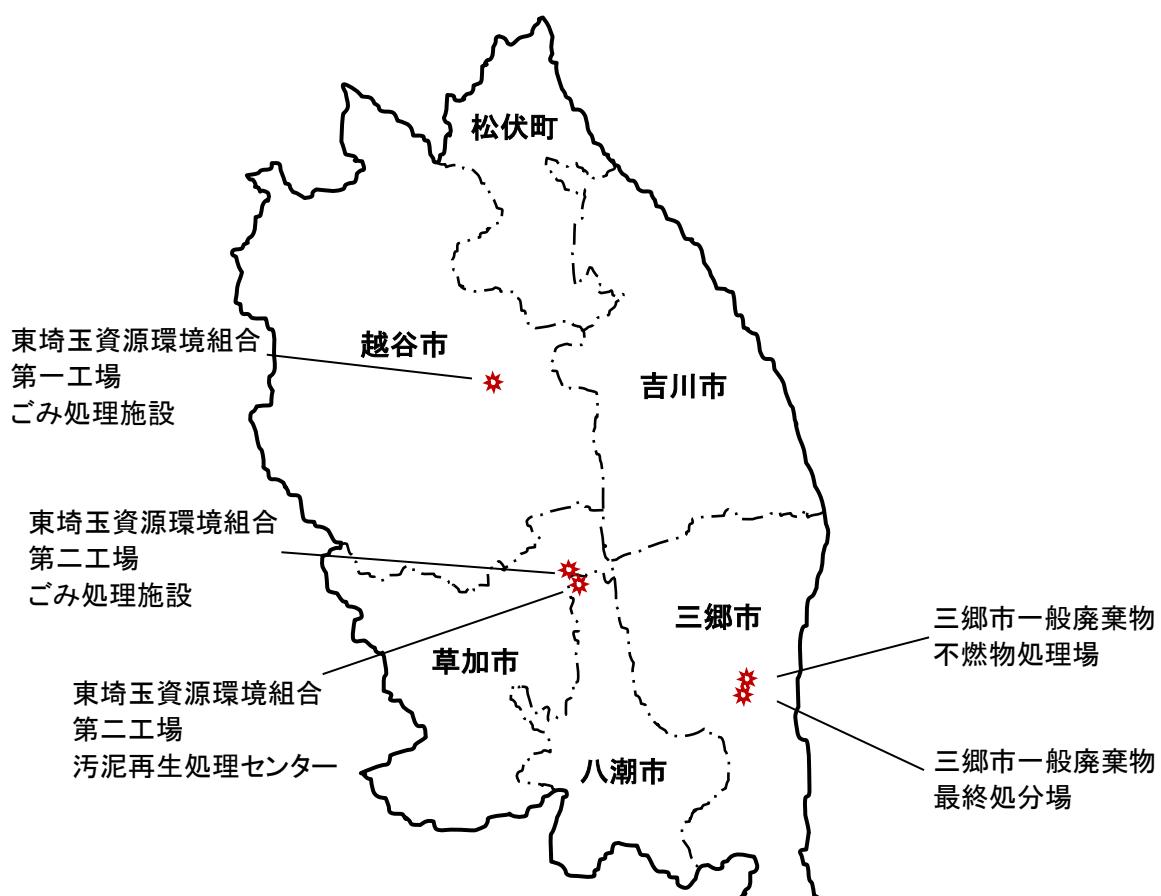


図 3-2 一般廃棄物処理施設の位置図（現状）

2) 三郷市一般廃棄物不燃物処理場（不燃物処理施設）

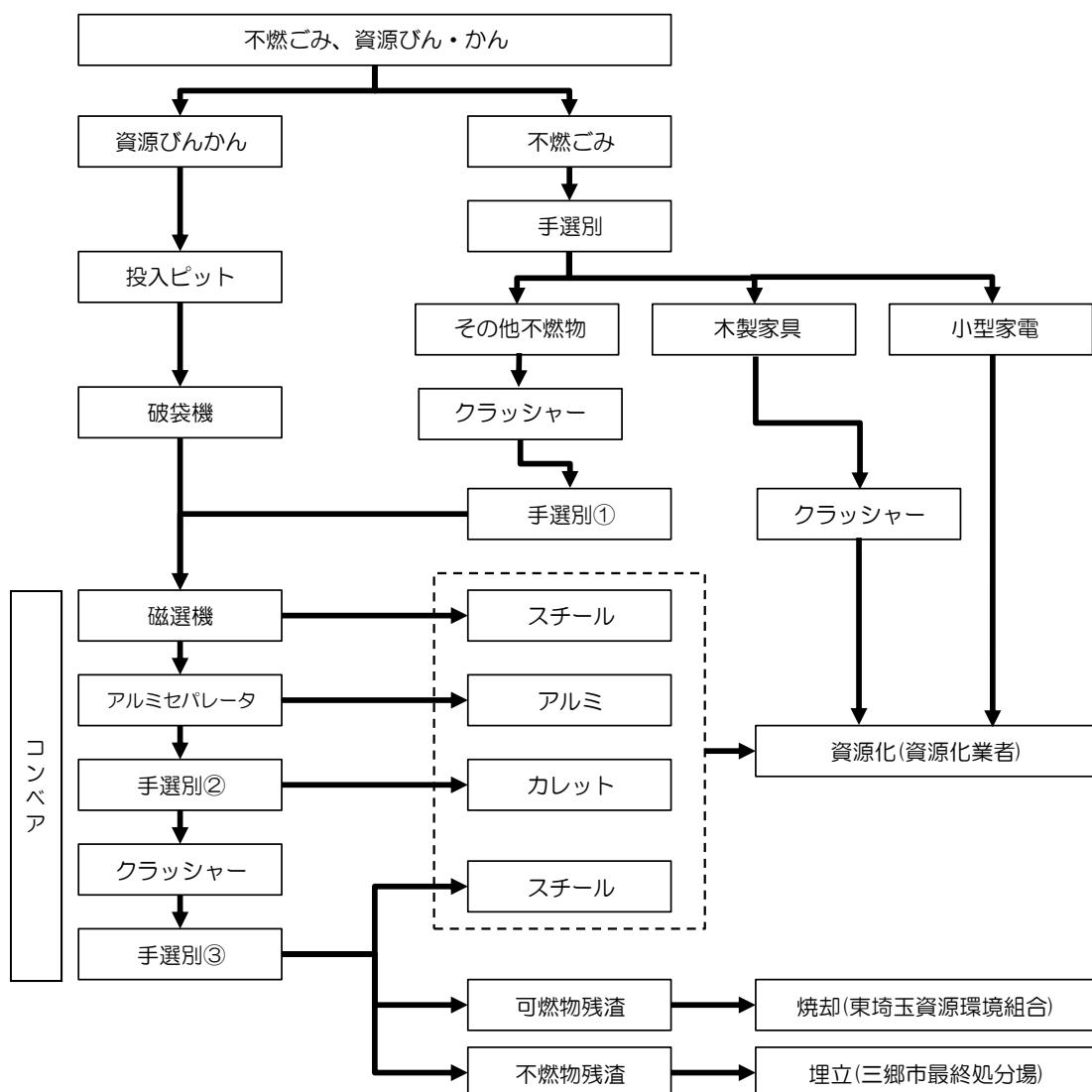
三郷市一般廃棄物不燃物処理場の概要を次に示します。

① 施設の概要

項目	内 容
施 設 名	三郷市一般廃棄物不燃物処理場
敷 地 面 積	2,892m ²
竣 工	昭和60年4月1日
処 理 能 力	15 t /6h
処 理 対 象 物	びん・かん・もえないごみ・有害ごみ・粗大ごみ（スチール、アルミ、カレット、金属、小型家電、選別可燃物他に資源化）



② もえないごみ等処理フローシート



3) 三郷市一般廃棄物最終処分場（埋立処分施設）

三郷市一般廃棄物最終処分場の概要を次に示します。

① 施設の概要

項目	内 容
施 設 名	三郷市一般廃棄物最終処分場
面 積 等	総面積 12,114m ² 埋立面積 8,994m ² 埋立容積 38,000m ³
埋 立 方 法	埋立形式 管理型処分場 埋立方式 サンドイッヂ工法
竣 工	平成4年3月13日
浸出水処理能力	設計水量 最大60m ³ /日、平均30m ³ /日
浸出水処理方法	回転円盤+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭素吸着+滅菌

項目	原 水	処理水
pH (ー)	—	5.8~8.6
BOD (mg/L)	250	10以下
COD (mg/L)	100	20以下
SS (mg/L)	300	10以下

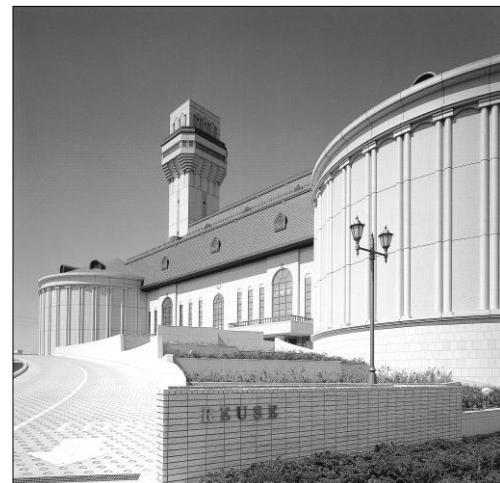


4) 東埼玉資源環境組合第一工場（ごみ処理施設）

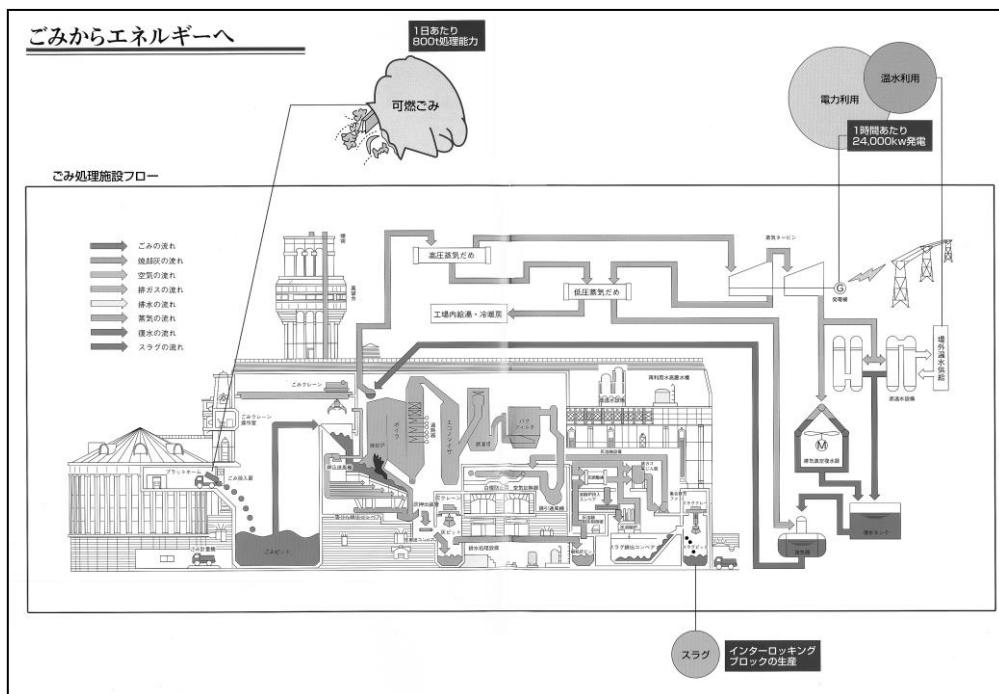
東埼玉資源環境組合第一工場（ごみ処理施設）の概要を次に示します。

① 施設の概要

項目	内 容
施 設 名	東埼玉資源環境組合第一工場 ごみ処理施設
敷 地 面 積	45,875.44m ² (堆肥化施設を含む)
竣 工	平成7年9月30日
処 理 能 力	800t/日 (200t/日×4炉)
発 電 能 力	24,000kW (12,000kW×2基)
処 理 対 象 物	組合構成市町の可燃ごみ



② もえるごみ等処理フローシート



5) 東埼玉資源環境組合第二工場（ごみ処理施設）

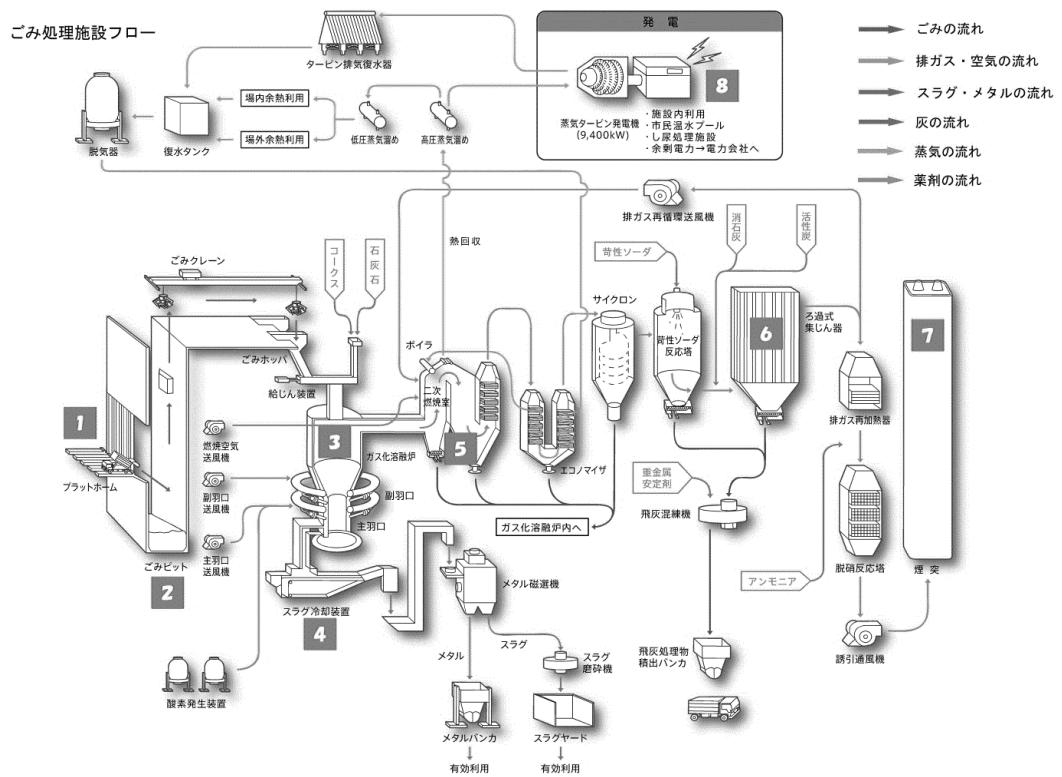
東埼玉資源環境組合第二工場（ごみ処理施設）の概要を次に示します。

① 施設の概要

項目	内 容
施 設 名	東埼玉資源環境組合第二工場 ごみ処理施設
敷 地 面 積	33,925m ²
竣 工	平成28年3月15日
処 理 能 力	297t/日 (148.5t/日×2炉)
発 電 能 力	9,400kW
処 理 対 象 物	草加市、八潮市の可燃ごみ



② もえるごみ等処理フローシート



第2節 ごみ量の実績

1. 総排出量・人口

過去10年間（平成27年度～令和6年度）のごみ総排出量及び人口の推移を表3-3及び図3-3に示します。

人口は増減を繰り返しながら、過去10年間では約3.0%増加しているのに対して、ごみ総排出量は令和2年度以降、減少傾向に転じ、令和6年度は平成27年度と比較して約12.5%減少しています。

表3-3 ごみ総排出量及び人口の推移

区分\年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
総排出量	t	48,138	47,387	47,509	47,745	47,996	47,684	46,724	45,372	43,519	42,126
人口	人	137,940	139,413	140,702	141,765	142,591	142,663	142,758	142,177	141,935	142,041

※全体計画では可燃ごみ量に、不燃物処理場からの残渣のうち、焼却処理を行う量が含まれてしまっていたため、

見直し計画ではその分を減じています。また、全体計画策定以降に実績を見直した箇所があります。

そのため、H27～H30実績では全体計画とは値が異なる箇所があります。

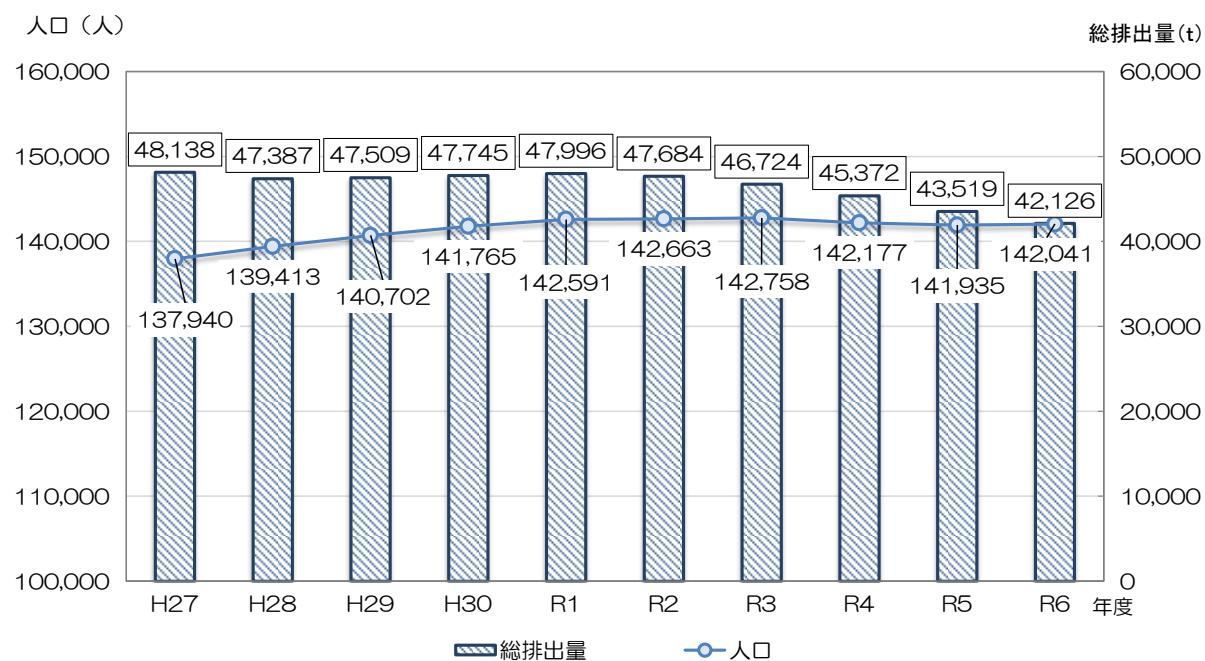


図3-3 ごみ総排出量及び人口の推移

2. 種類別の排出量

過去 10 年間（平成 27 年度～令和 6 年度）の種類別のごみ排出量の推移を表 3-4 及び図 3-4 に示します。

家庭系ごみ及び資源物は令和元年度までは概ね横ばい傾向にありましたが、令和 2 年度に新型コロナウイルスの影響を受けてステイホームが求められたことにより増加しました。その後、外出の増加により家庭系ごみ及び資源物は減少に転じています。

事業系ごみは令和元年度までは増加傾向にありましたが、令和 2 年度に新型コロナウイルスの影響を受けて減少しました。その後、経済の回復に伴い排出量もわずかに増加しましたが、近年は再度減少に転じています。

集団資源回収は一貫して減少傾向にあり、平成 27 年度から令和 6 年度にかけては約 46.1% 減となっています。

表 3-4 種類別のごみ排出量の推移

単位 : t/年

年度区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
家庭系ごみ	29,542	29,046	29,038	29,182	29,485	30,159	29,135	28,181	26,869	26,262
事業系ごみ	11,699	11,704	12,025	12,166	12,221	11,198	11,384	11,158	10,881	10,561
資源物	3,570	3,550	3,522	3,631	3,703	4,005	3,939	3,856	3,760	3,509
集団資源回収	3,327	3,087	2,924	2,766	2,587	2,322	2,266	2,177	2,009	1,794
計	48,138	47,387	47,509	47,745	47,996	47,684	46,724	45,372	43,519	42,126

※端数調整により合計が合わない場合があります。

※全体計画では可燃ごみ量に、不燃物処理場からの残渣のうち、焼却処理を行う量が含まれてしまっていたため、

見直し計画ではその分を減じています。また、全体計画策定以降に実績を見直した箇所があります。

そのため、H27～H30実績では全体計画とは値が異なる箇所があります。

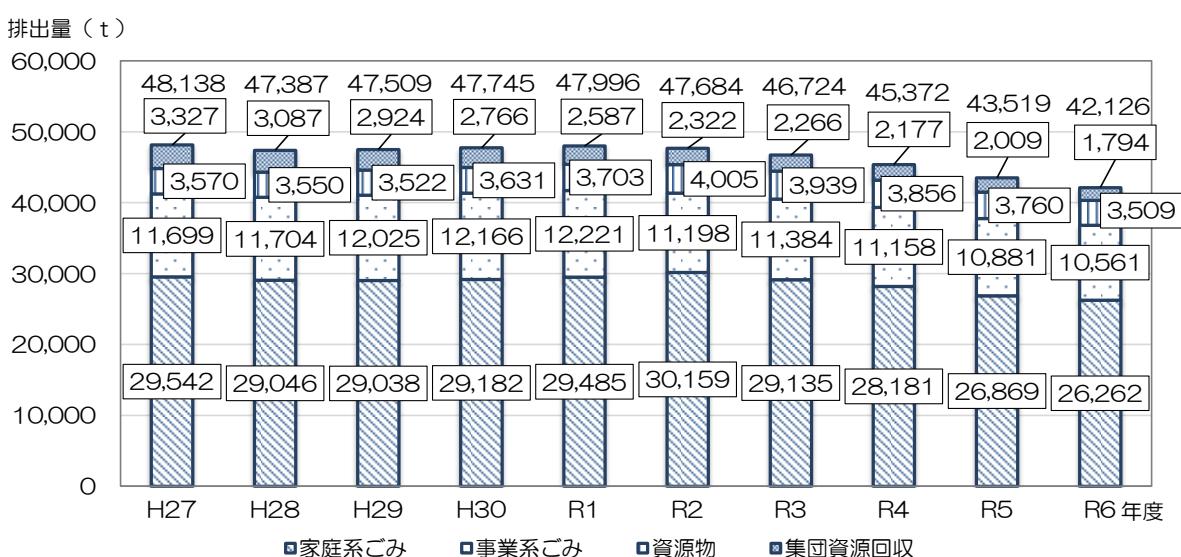


図 3-4 種類別のごみ排出量の推移

3. 1人1日あたりの排出量

ごみの排出量は人口の増減に大きく影響されることから、1人1日あたりのごみ排出量の推移を把握します。

$$1\text{人}1\text{日} \text{あたりの排出量} = \frac{\text{総排出量} (\text{家庭系} + \text{事業系} + \text{資源物} + \text{集団資源回収})}{\text{年間日数} (365\text{日} \text{または} 366\text{日}) \times \text{人口}}$$

過去10年間（平成27年度～令和6年度）の1人1日あたりのごみ排出量実績を表3-5及び図3-5に示します。

人口が緩やかに増加傾向にあることから、ごみ排出量と1人1日あたりのごみ排出量はほぼ同様の傾向を示しており、令和6年度は平成27年度と比較して約14.8%減少しています。

表3-5 1人1日あたりのごみ排出量の推移

単位：g/人・日

年度区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
家庭系ごみ	585.2	570.8	565.4	564.0	565.0	579.2	559.1	543.0	517.2	506.5
事業系ごみ	231.7	230.0	234.1	235.1	234.2	215.0	218.5	215.0	209.5	203.7
資源物	70.7	69.7	68.6	70.2	70.9	76.9	75.6	74.3	72.4	67.7
集団資源回収	65.9	60.7	56.9	53.5	49.6	44.6	43.5	42.0	38.7	34.6
計	953.5	931.2	925.1	922.7	919.7	915.7	896.7	874.3	837.7	812.5

※端数調整により合計が合わない場合があります。

※全体計画では可燃ごみ量に、不燃物処理場からの残渣のうち、焼却処理を行う量が含まれてしまっていたため、

見直し計画ではその分を減じています。また、全体計画策定以降に実績を見直した箇所があります。

そのため、H27～H30実績では全体計画とは値が異なる箇所があります。

排出量(g/人・日)

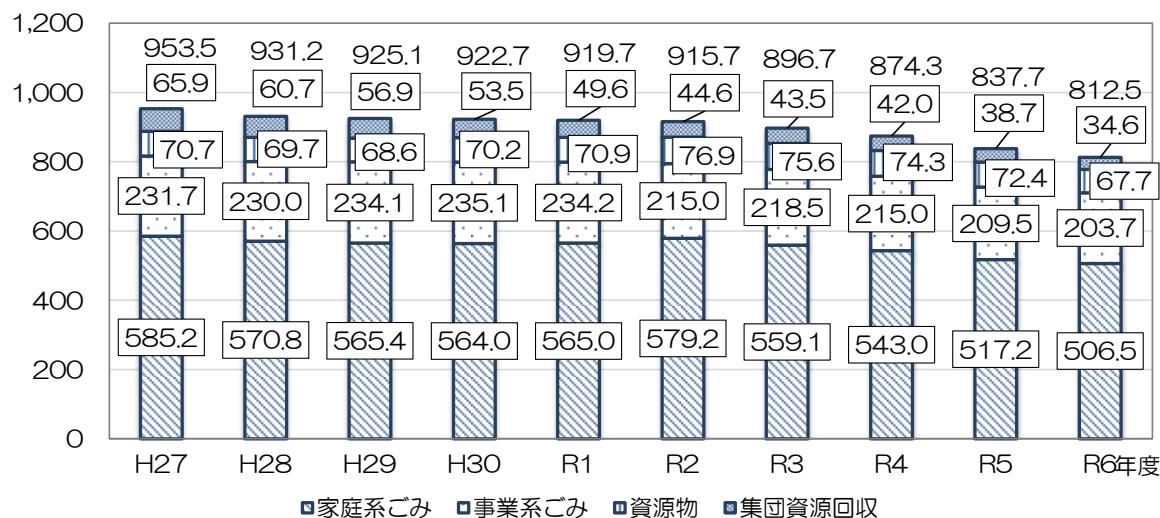


図3-5 1人1日あたりのごみ排出量の推移

4. 分別区分別の排出量

過去 10 年間（平成 27 年度～令和 6 年度）の分別区分別のごみ排出量の推移を表 3-6 及び図 3-6 に示します。

もえるごみは令和元年度以降、もえないごみ、粗大ごみ及び資源物は令和 2 年度以降、減少に転じています。また近年、もえるごみの減少傾向が大きくなっています。

有害ごみは、令和元年度、令和 2 年度は少なかったものの、それ以外は概ね横ばいとなっています。

表 3-6 分別区分別のごみ排出量の推移

単位 : t/年

年度 区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
もえるごみ	39,245	38,833	39,153	39,289	39,593	39,105	38,539	37,630	36,109	35,201
もえないごみ	1,195	1,102	1,055	1,120	1,162	1,208	1,017	856	836	825
粗大ごみ	684	705	747	830	871	988	886	770	736	721
有害ごみ	40	46	48	56	34	31	53	56	44	54
資源物	3,570	3,550	3,522	3,631	3,703	4,005	3,939	3,856	3,760	3,509
集団資源回収	3,327	3,087	2,924	2,766	2,587	2,322	2,266	2,177	2,009	1,794
その他	77	64	60	53	46	25	24	27	25	22
計	48,138	47,387	47,509	47,745	47,996	47,684	46,724	45,372	43,519	42,126

※端数調整により合計が合わない場合があります。

※その他には清掃活動で出たごみや不法投棄等が含まれます。

※全体計画では可燃ごみ量に、不燃物処理場からの残渣のうち、焼却処理を行う量が含まれてしまっていたため、

見直し計画ではその分を減じています。また、全体計画策定以降に実績を見直した箇所があります。

そのため、H27～H30実績では全体計画とは値が異なる箇所があります。

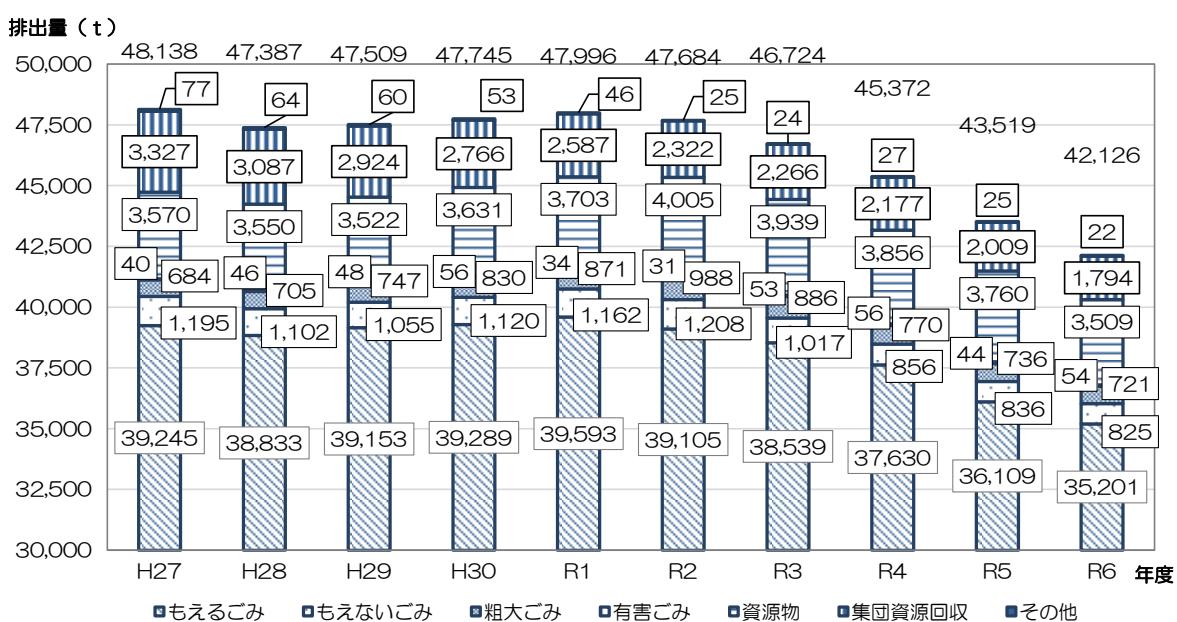


図 3-6 分別区分別のごみ排出量の推移

5. 資源化量・リサイクル率

過去 10 年間（平成 27 年度～令和 6 年度）の資源化量及びリサイクル率の推移を表 3-7 及び図 3-7 に示します。

資源化量には、直接資源化量（収集後、そのまま資源化する量）と、中間処理後資源化量（廃棄物処理施設で処理後に資源化する量）、集団資源回収量が含まれます。また、リサイクル率とは、ごみの総排出量における資源化量の割合を示します。

$$\text{リサイクル率（%）} = \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後資源化量} + \text{集団資源回収量}}{\text{総排出量} (\text{家庭系} + \text{事業系} + \text{資源物} + \text{集団資源回収})}$$

直接資源化量は令和 2 年度に大きく増加し、その後緩やかな減少傾向にあります。これは、新型コロナウイルスの影響を受けてオンラインでの購買活動が増加し、段ボール等の排出が増加したことや、近年の酷暑によりペットボトルの消費量が増加したためと考えられます。

中間処理後資源化量は、不燃物処理場での資源化量が減少している一方で、東埼玉資源環境組合で焼却灰（主灰）や集じん灰（飛灰）等の資源化を推進しており、横ばいとなっています。

また近年、循環型社会の形成に向けた事業者の取組として、資源物は軽量化傾向にあります。全体として資源化量が減少していることから、リサイクル率は近年横ばいとなっています。

表 3-7 資源化量及びリサイクル率の推移

区分	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
直接資源化量	t/年	1,871	1,864	1,877	2,010	2,082	2,397	2,382	2,352	2,336	2,140
中間処理後資源化量	t/年	2,480	2,356	2,294	3,525	3,583	3,778	3,100	3,033	2,898	3,148
集団資源回収量	t/年	3,327	3,087	2,924	2,766	2,587	2,322	2,266	2,177	2,009	1,794
計		7,678	7,307	7,095	8,301	8,252	8,497	7,748	7,562	7,243	7,082
リサイクル率	%	15.9%	15.4%	14.9%	17.4%	17.2%	17.8%	16.6%	16.7%	16.6%	16.8%

※見直し計画において、東埼玉資源環境組合における資源化量の計上方法を再整理しています。

そのため、H27～H30実績では全体計画とは値が異なる箇所があります。

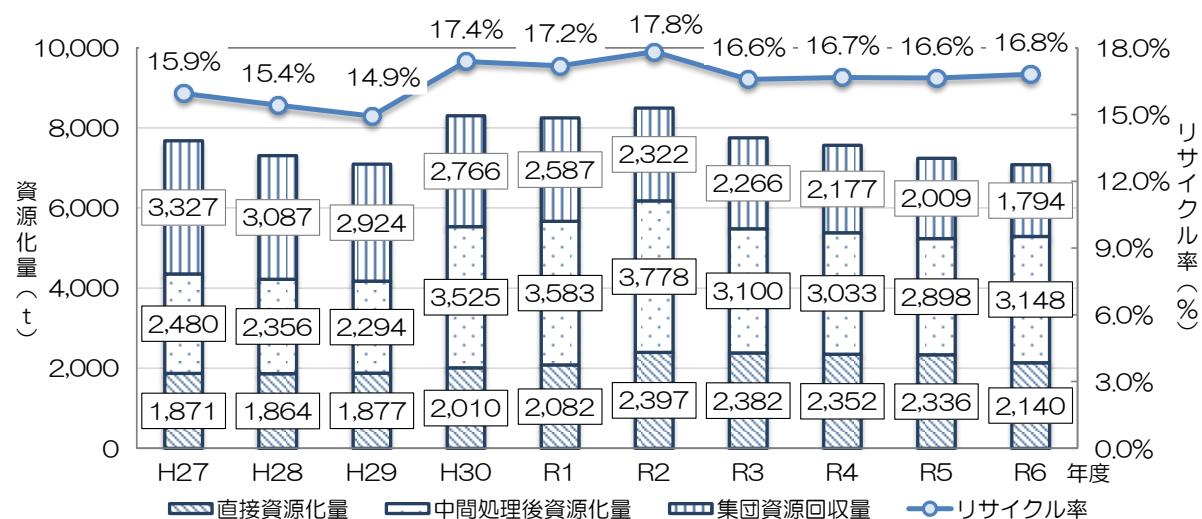


図 3-7 資源化量及びリサイクル率の推移

6. 最終処分量・最終処分率

過去 10 年間（平成 27 年度～令和 6 年度）の最終処分量及び最終処分率の推移を表 3-8 及び図 3-8 に示します。

最終処分量には、直接最終処分量（収集後、そのまま最終処分（埋立）する量）と、中間処理後最終処分量（廃棄物処理施設で処理後に最終処分する量）が含まれます。また、最終処分率とは、ごみの総排出量における最終処分量の割合を示します。

$$\text{最終処分率（%）} = \frac{\text{直接最終処分量} + \text{中間処理後最終処分量}}{\text{総排出量} (\text{家庭系} + \text{事業系} + \text{資源物} + \text{集団資源回収})}$$

直接最終処分量は、資源化や最終処分量の減量化に取り組んでいた結果として、一貫してゼロとなっています。

中間処理後最終処分量は、東埼玉資源環境組合が平成 30 年度以降、焼却灰（主灰）や金属の資源化を強化していることから、全体としては減少傾向にあります。

全体として最終処分量が減少していることから、最終処分率も減少傾向にあります。

また、1 人 1 日あたりの最終処分量は、最終処分率と概ね同様の傾向にあります。

表 3-8 最終処分量及び最終処分率の推移

区分	年度										
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
直接最終処分量	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中間処理後最終処分量	t/年	4,895	4,865	4,821	3,900	3,990	4,031	4,268	3,930	3,818	3,338
計		4,895	4,865	4,821	3,900	3,990	4,031	4,268	3,930	3,818	3,338
1人1日あたりの最終処分量	g/人・日	97.0	95.6	93.9	75.4	76.5	77.4	81.9	75.7	73.5	64.4
最終処分率	%	10.2%	10.3%	10.1%	8.2%	8.3%	8.5%	9.1%	8.7%	8.8%	7.9%

※見直し計画において、東埼玉資源環境組合における最終処分量の計上方法を再整理しています。

そのため、H27～H30実績では全体計画とは値が異なる箇所があります。

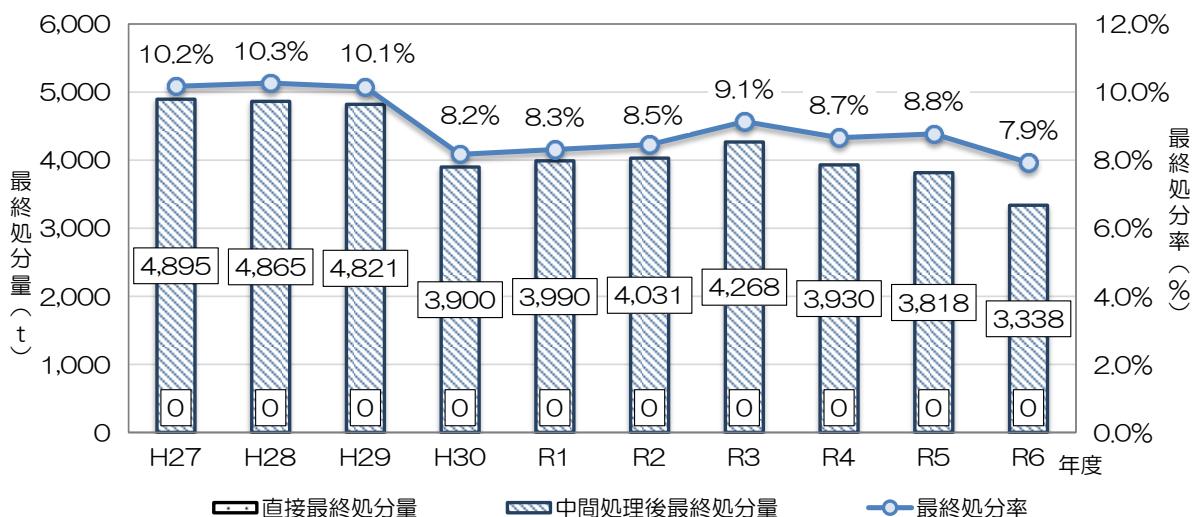


図 3-8 最終処分量及び最終処分率の推移

7. ごみの組成分析

1) もえるごみ

もえるごみについては、東埼玉資源環境組合において、5市1町から集まったごみから直接採取したごみを用いて組成分析調査を行っています。過去6年間（令和元年度～令和6年度）のもえるごみ組成分析調査結果を表3-9及び図3-9に示します。

ごみの種類組成は、紙の割合が約37.2%と最も高く、次いでプラスチック・皮革類が約24.7%、厨芥類が約12.4%となっています。

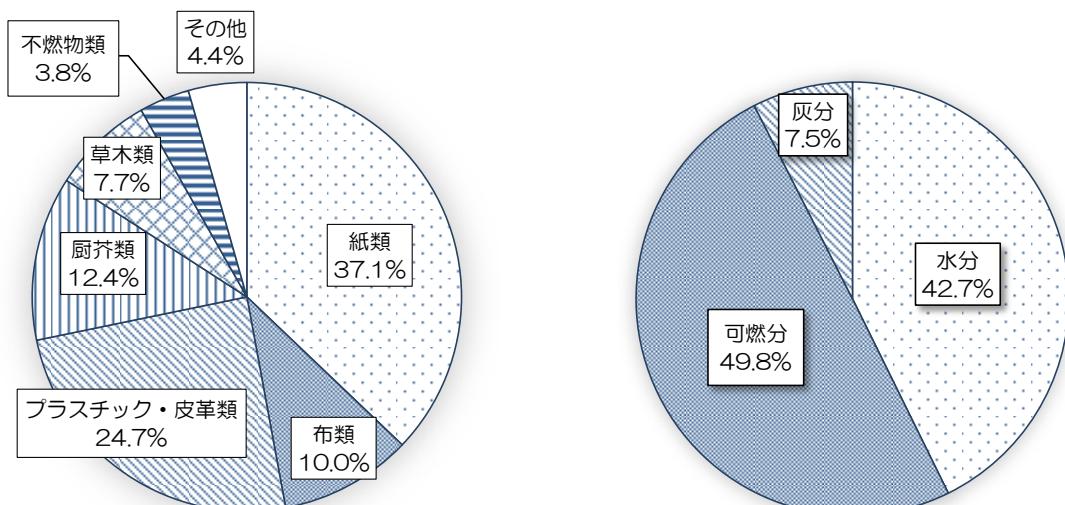
ごみの三成分は、水分が約42.7%、可燃分が約49.8%、灰分が約7.5%となっています。

表3-9 もえるごみの組成分析結果

区分	年度							6ヶ年平均
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	
単位体積重量	kg/m ³	138.9	133.2	120.7	142.3	131.8	149.8	136.1
ごみの種類組成（乾）	紙類	%	37.7	32.9	38.0	37.2	40.0	37.6
	布類	%	10.2	10.0	10.7	10.4	9.2	9.2
	プラスチック・皮革類	%	24.5	27.3	24.5	23.4	23.7	24.5
	厨芥類	%	13.8	12.8	10.2	12.3	12.3	12.8
	草木類	%	5.0	7.0	9.2	8.5	7.4	8.9
	不燃物類	%	5.3	4.0	3.9	3.3	3.1	3.0
	その他	%	3.5	6.0	3.5	4.9	4.3	4.0
計		%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
低位発熱量	kJ/kg	7,785	8,113	8,886	8,251	8,740	8,212	8,331
三成分	水分	%	44.9	43.9	39.9	43.4	40.3	43.6
	可燃分	%	47.3	48.9	52.5	49.4	51.8	49.1
	灰分	%	7.8	7.1	7.6	7.2	7.9	7.3
	計	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※端数調整により合計が合わない場合があります。

※東埼玉資源環境組合全体（5市1町）の家庭系・事業系混合ごみ（乾燥）の組成です。



2) もえないごみ・有害ごみ

もえないごみ・有害ごみについては、三郷市の不燃物処理場に搬入されたごみを用いて組成分析調査を行っています。

過去 6 年間（令和元年度～令和 6 年度）のもえないごみ・有害ごみ組成分析調査結果を表 3-10 に示します。

年度によってばらつきが大きいものの、金属類（鉄）、陶器石類、ガラス類、プラスチック類が多くなっています。一方、紙類や繊維類、木・竹・わら類等の可燃ごみは 6 年間平均では約 5% となっており、不適正排出が少ないことが分かります。

表 3-10 もえない・有害ごみの組成分析結果

区分	年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	6ヶ年 平均	
単位容積重量	kg/m ³	239	605	237	197	194	202	279	
ご み の 種 類 組 成	紙類	%	0.35	0.09	0.06	0.21	0.35	1.64	0.50
	繊維類	%	0.00	0.00	0.01	0.00	0.00	1.15	0.20
	プラスチック類	%	5.99	5.27	5.65	9.01	22.29	12.68	10.10
	ゴム・皮革類	%	0.00	0.00	0.15	0.11	0.22	5.08	0.90
	木・竹・わら類	%	5.41	0.00	0.86	0.15	15.92	0.07	3.70
	厨芥類	%	0.12	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	不燃物	%	17.74	7.70	33.01	34.96	24.42	56.62	29.10
	金属類（アルミ）	%	3.80	2.54	1.85	5.65	4.89	0.61	3.20
	金属類（その他）	%	0.23	0.32	10.10	6.38	3.19	4.67	4.10
	ガラス類	%	31.34	26.34	9.01	17.29	25.72	7.98	19.60
	陶器石類	%	30.53	54.18	38.63	22.99	1.71	6.36	25.70
	その他	%	2.88	3.28	0.15	3.16	0.00	2.76	2.00
	水分	%	1.61	0.27	0.52	0.08	1.29	0.38	0.70
	計	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※端数調整により合計が合わない場合があります。

3) あきカン・あきピン

あきカン・あきピンについては、三郷市の不燃物処理場に搬入されたごみを用いて組成分析調査を行っています。

過去 6 年間（令和元年度～令和 6 年度）のあきカン・あきピン組成分析調査結果を表 3-11 に示します。

年度によってばらつきが大きいものの、ガラス類、金属類（アルミ）、金属類（鉄）が多くなっています。6 年間平均ではこの 3 種類で約 94.6% を占めており、不適正排出が少ないことが分かります。

表 3-11 あきカン・あきピンの組成分析結果

区分	年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	6ヶ年平均
単位容積重量	kg/m ³	58	110	93	85	74	78	83
ごみの種類組成	紙類	%	0.16	0.06	0.33	0.14	0.00	0.00
	繊維類	%	0.00	0.00	0.02	0.00	0.00	0.00
	プラスチック類	%	3.24	1.09	1.02	3.10	4.41	1.67
	ゴム・皮革類	%	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	木・竹・わら類	%	0.16	0.00	0.06	0.00	0.00	0.00
	厨芥類	%	0.16	0.00	0.00	0.00	4.78	0.00
	不燃物	金属類（鉄）	%	5.51	6.47	18.60	9.79	20.23
		金属類（アルミ）	%	38.74	12.59	11.46	24.17	25.03
		金属類（その他）	%	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		ガラス類	%	48.14	79.26	64.66	62.27	42.86
		陶器石類	%	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
その他		%	0.00	0.00	0.05	0.15	0.00	0.00
水分		%	3.89	0.52	3.78	0.39	2.70	0.44
計		%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※端数調整により合計が合わない場合があります。

8. ごみ・し尿処理事業費実績

ごみ・し尿処理事業費実績を表 3-12 に示します。

清掃総務費については、不燃物処理場の更新に向けた用地購入費に係る支出があったことから、令和 4 年度に一時的に増加しています。

じん芥処理費については、東埼玉資源環境組合第一工場のプラント更新事業の実施を受けて、東埼玉資源環境組合への負担金が増加していることから、令和 6 年度に増加しています。

また、し尿処理費については、東埼玉資源環境組合への負担金が減少したことに伴い、令和 2 年度以降減少していましたが、令和 6 年度には再び増加に転じています。

表 3-12 ごみ・し尿処理事業費実績

単位：千円

区分\年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
清掃総務費	118,987	105,391	129,707	341,134	123,696	109,518
じん芥処理費	1,082,077	1,201,870	1,210,060	1,217,547	1,250,176	1,566,021
し尿処理費	192,693	84,448	72,544	71,806	74,447	101,328
計	1,393,757	1,391,709	1,412,311	1,630,487	1,448,319	1,776,867

第3節 ごみ量実績の評価

1. 国・県の実績との比較

「第2章 第3節 2. 国・県の動向」に示した一般廃棄物に関する主要な指標について、全国及び県の令和5年度実績との比較を表3-13に示します。

本市の令和6年度実績では、「ごみ総排出量削減率」や「最終処分量削減率」は、国や県の実績を上回っています。

一方、「1人1日あたりの家庭系ごみ排出量」や「1人1日あたりのごみ総排出量」、「1人1日あたりのごみ焼却量」、「リサイクル率」、「1人1日あたりの最終処分量」は、国や県の実績の両方またはいずれかを下回っています。

以上より、国・県と比較すると、さらなるごみの減量化・資源化が必要な状況にあります。

表3-13 国、県の実績との比較（令和5年度実績）

区分	単位	三郷市の実績		国の実績	県の実績
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和5年度
1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	517.2	506.5	475.2	489.9
ごみ総排出量削減率（令和4年度比）	%	-4.1%	-7.2%	-3.4%	-4.1%
1人1日あたりのごみ総排出量	g/人・日	837.7	812.5	851.4	789.9
1人1日あたりのごみ焼却量	g/人・日	695.1	679.0	662.4	615.3
リサイクル率	%	16.6%	16.8%	19.5%	24.3%
最終処分量削減率（令和4年度比）	%	-2.8%	-15.1%	-6.5%	-3.0%
1人1日あたりの最終処分量	g/人・日	73.5	64.4	69.1	30.3

資料（国、県の実績）：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

2. 類似市町村との比較

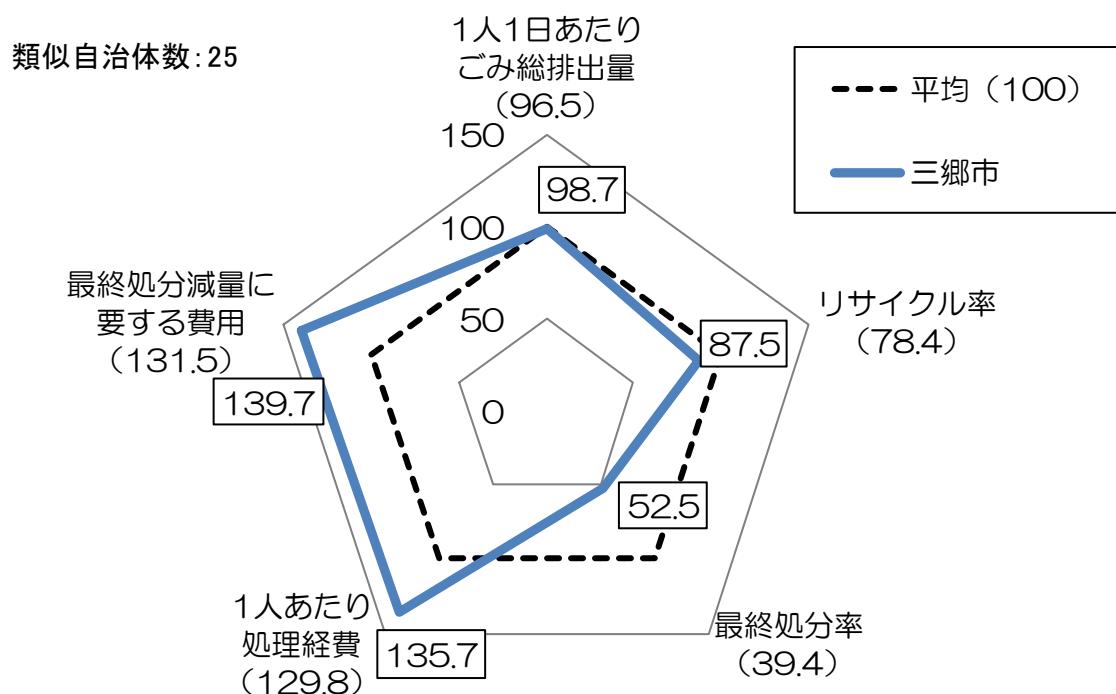
本市のごみ処理システムについて、循環型社会形成及び経済性の観点から客観的に評価するため、環境省が公表している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」に基づく、類似市町村との比較を図 3-10 及び表 3-14 に示します。

類似市町村は、全体計画と同様に人口 130,000 人から 145,000 人の都市を抽出し、本市を含め 25 市町村となりました。

「1 人あたり処理経費」及び「最終処分減量に要する費用」は平均を大きく上回っており、経済的な処理ができていることが分かります。

一方で、他の項目は平均を下回っています。特に「最終処分率」で指数値 52.5 と、平均を大きく下回っており、最終処分量が多い状況にあると考えられます。

また、全体計画時（平成 29 年度実績）と比較すると、いずれも指数値は上昇しており、平成 29 年度から令和 5 年度にかけて、本市のごみ処理システムの状況は改善していることが分かります。ただし、類似市町村でも人口が変化していることから、全体計画時と同一市町村との比較ではないことに留意が必要です。



資料：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和5年度実態調査結果）（環境省）

※類似市町村の平均（指数値100）を太い黒破線、本市の実績の指値を太い灰実線で

示しており、破線の外側に行くほど平均値より優れていることを示します。

※項目名の（）内の数字は全体計画時（平成29年度実績）の本市の指値です。

図 3-10 類似市町村との比較（令和 5 年度実績）

表 3-14 類似市町村との比較（令和5年度実績）

市町村名	1人1日あたりごみ総排出量 (g/人・日)	リサイクル率 (%)	最終処分率 (%)	1人あたり年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)	人口 (人)
1 静岡県藤枝市	637	20.9%	8.2%	9,440	41,787	141,313
2 神奈川県座間市	662	28.2%	0.6%	10,932	45,418	132,075
3 埼玉県朝霞市	690	30.2%	2.8%	9,335	36,657	144,871
4 神奈川県海老名市	691	29.0%	0.6%	11,714	46,613	140,170
5 大阪府守口市	717	19.7%	12.2%	13,923	58,426	141,255
6 静岡県焼津市	723	15.6%	4.5%	10,157	37,989	135,725
7 愛知県稻沢市	730	15.2%	10.6%	10,395	41,102	133,697
8 滋賀県草津市	766	15.5%	10.0%	8,320	31,578	139,550
9 埼玉県入間市	781	23.8%	6.1%	13,031	44,297	144,945
10 千葉県我孫子市	790	23.3%	6.2%	14,728	49,245	130,950
11 沖縄県沖縄市	804	12.3%	7.4%	10,588	38,441	141,942
12 三重県桑名市	840	9.0%	3.4%	10,848	36,054	138,986
13 埼玉県戸田市	844	19.2%	4.6%	10,236	31,924	142,114
14 山口県周南市	845	16.3%	4.6%	19,449	64,645	136,516
15 埼玉県三郷市	846	16.1%	8.7%	8,267	25,749	141,990
16 岐阜県各務原市	850	24.3%	1.0%	14,119	45,612	142,403
17 茨城県古河市	855	15.6%	7.9%	12,862	38,436	140,702
18 大阪府箕面市	873	11.6%	9.0%	12,932	42,832	139,120
19 茨城県土浦市	935	24.4%	11.2%	12,175	38,798	141,409
20 長崎県諫早市	942	15.6%	1.7%	17,381	49,993	134,075
21 千葉県成田市	979	19.8%	2.6%	17,321	47,987	131,929
22 宮城県石巻市	987	10.0%	9.3%	16,518	46,096	135,806
23 栃木県足利市	1,003	11.4%	11.7%	15,137	45,411	141,342
24 埼玉県深谷市	1,015	11.8%	1.2%	10,987	29,323	141,448
25 千葉県木更津市	1,073	21.7%	2.1%	20,641	52,824	136,419
平均	835	18.4%	5.9%	12,857	42,689	-

※人口135,000人～150,000人の都市を抽出しています。

※人口は10月1日現在のため、本計画内で整理している人口とは異なります。

※市町村は「1人1日あたりごみ総排出量」が少ない順に並べています。

3. 全体計画における目標値との比較

本市の全体計画では、令和7年度を中間目標年度、令和11年度を目標年度として、令和7年度以降の目標値を設定しています。全体計画での目標値と、令和6年度の実績値の比較を表3-15に示します。

「1人1日あたりの総排出量」は既に目標値を達成していますが、それ以外の項目についてはわずかに目標値未達となっており、令和11年度に向けてさらなる減量化が必要な状況にあります。ただし、全体計画と見直し計画ではもえるごみの計算方法を変更していることから、同一条件での比較ではないことに留意が必要です。

表 3-15 全体計画目標値との比較（令和6年度実績）

項目	年度	目標値	実績値	達成状況
		令和7年度以降	令和6年度	
1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	500	506.5	×
事業ごみ排出量	t/年	10,050	10,616	×
1人1日あたりの総排出量	g/人・日	814	812.5	○
1人1日あたりの最終処分量	g/人・日	64	64.4	×

※目標値は不燃物選別可燃物や動物死体が加算されており、実績値では除いています。

第4節 ごみ処理の課題

「第2章 地域の特性」及び「第3章 ごみ処理の現状と評価」を踏まえた、本市におけるごみ処理の課題を次に示します。

1. ごみの発生・排出抑制の課題

ごみの種類別にみると、平成27年度から令和6年度にかけて、人口は約3.0%増加しているものの、ごみ総排出量は約12.5%、1人1日あたりのごみ総排出量は約14.8%減少しており、ごみの減量化が進んでいることが分かります。一方で、国や県の実績と比較すると、1人1日あたりの家庭系ごみ排出量や1人1日あたりのごみ総排出量が多い状況にあることから、より一層の排出抑制が必要です。

事業ごみについては、人口の増加に伴い就業人口も増加し、かつ令和2年度の新型コロナウイルスまん延後、経済が回復している中でもごみの減量化が進んでいます。しかし、1人1日あたりのごみ総排出量の削減に向けては、市民のみならず事業者によるごみの減量化も重要なことから、引き続き排出抑制が必要です。

ごみの分別区別にみると、平成27年度から令和6年度にかけて、もえないごみは約31.0%減少している一方で、もえるごみの減少率は約10.3%に留まっています。もえないごみについては、リユースやリサイクルの取組の効果により減少しているものと考えられますので、もえるごみについても同様に減少するよう、さらなる減量化の取組が必要です。

近年、持続可能社会の実現に向けて、全国的にごみの減量化や資源化が重要視されてきています。また、地球温暖化や海洋プラスチック問題等、環境問題の深刻化を受けて、ごみ処理施設の適切な維持管理も含めた、ごみ処理システム全般の効率化が求められています。

市民、事業者、本市及び東埼玉資源環境組合が相互に協力し、ごみの排出から最終処分までの総合的なごみの減量化及び資源化システムを地域に定着させ、廃棄物の適正処理を推進し、市民が安全で快適な生活を営むことができるよう、もえるごみの減量化を始めとする排出抑制施策に取り組む必要があります。

2. 資源化の課題

1) 資源物

本市では、「資源びん・かん」、「資源古紙・布類」、「ペットボトル」、「堆肥化刈り草・せん定枝」等の資源回収、有効利用を積極的に推進していますが、リサイクル率については、令和5年度において16.6%と全国の平均値(19.5%)及び県内の平均値(24.3%)を下回っているため、リサイクル率の向上が課題となっています。

「もえるごみ」や「もえないごみ」に含まれて排出されている資源物の分別・資源化施策を強化する必要があります。

2) 生ごみの削減

近年、まだ食べられるのに廃棄される食品ロスが社会問題化し、令和元年 10 月には「食品ロス削減推進法」が施行されています。

今後は、フードバンクやフードドライブ活動等による食品ロス削減等の「廃棄前」の排出抑制施策や、市民においては生ごみの自家処理促進、事業者においては、食品リサイクル法の指定事業者による飼料化、堆肥化、あるいはメタン発酵による熱回収等への転換等の、「廃棄後」の資源化施策等、各主体による各段階の施策を総合的に展開していく必要があります。

3) プラスチック類の資源化

東埼玉資源環境組合及び構成市町では、「プラスチック資源循環法」の施行等を受けて、ごみの減量化や資源化の促進を図るため、将来的にプラスチック類の分別収集・資源化を実施する方針で検討を進めています。

本市においても、循環型社会の形成に向けて、構成市町と足並みを揃えながら、プラスチック類の分別及び資源化について検討を進める必要があります。

3. ごみ処理施設の課題

本市の不燃物処理場は、昭和 60 年度に稼働を開始してから 40 年以上が経過しており、施設の老朽化が進み、さらに、計画処理量や質の変化に伴い処理効率が低下しています。

一方で、本市の廃棄物処理施設としては、最終処分量の減量に向けた効率的な資源化システムの構築や、小型家電や刈り草・せん定枝リサイクルの推進、ごみの 5R（リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル）や啓発事業の推進、自己搬入時の安全性・容易性、災害廃棄物への対応力、被災時における処理の継続性の確保等、新たなニーズへの対応が求められていることから、施設の更新に向けた検討が必要となっています。

4. その他の課題

1) 家庭ごみの有料化

東埼玉資源環境組合及び構成市町では、家庭ごみ有料化（指定袋制）について検討を進めています。

本市においても、循環型社会の形成に向けて、構成市町と足並みを揃えながら、家庭ごみ有料化の導入についての検討が必要です。

2) 充電式電池による火災対策

近年、充電式電池に起因する、ごみの収集運搬車両やごみ処理施設での火災が増加しています。これに基づき、国では現在、家庭から排出される充電式電池や充電式電池を内蔵した製品について、市町村での回収を求める方針を打ち出しています。

今後、国より詳細な規定等が公表されることになると考えられることから、適宜情報を収集し、充電式電池の回収について検討していく必要があります。

3) 不法投棄対策

ごみの不法投棄は、廃棄物処理法によって禁止されていますが、不法投棄は発生し続けています。市民の健やかな生活環境を守るため、不法投棄の防止対策を立てて確実に実行していくことが重要です。

今後は市民や産業廃棄物排出業者等に対する監視・指導を行い、適正処理、不法投棄防止に努める必要があります。

第4章 ごみ処理の数値目標

第1節 ごみ量推計方法

本市のごみ排出・処理量の推計は、環境省「ごみ処理基本計画策定指針」(平成28年9月)に基づいて行います。推計の流れを図4-1に示します。

まず、第1段階として、現状の施策を継続した場合の推計（現状推計）を行います。これは、過去の実績の動向が今後も継続するものとして推計を行います。

次に、第2段階として、国及び県の目標値を考慮した数値目標を設定したうえで、この数値目標に対応した新たな減量施策を促進する場合の推計（目標推計）を行います。この推計が見直し計画の目標になります。

見直し計画の将来推計は、平成27年度から令和6年度の過去10年間のごみ排出・処理量実績の動向を基本として、見直し計画の計画期間である、令和7年度から令和11年度までのごみ排出・処理量を推計します。

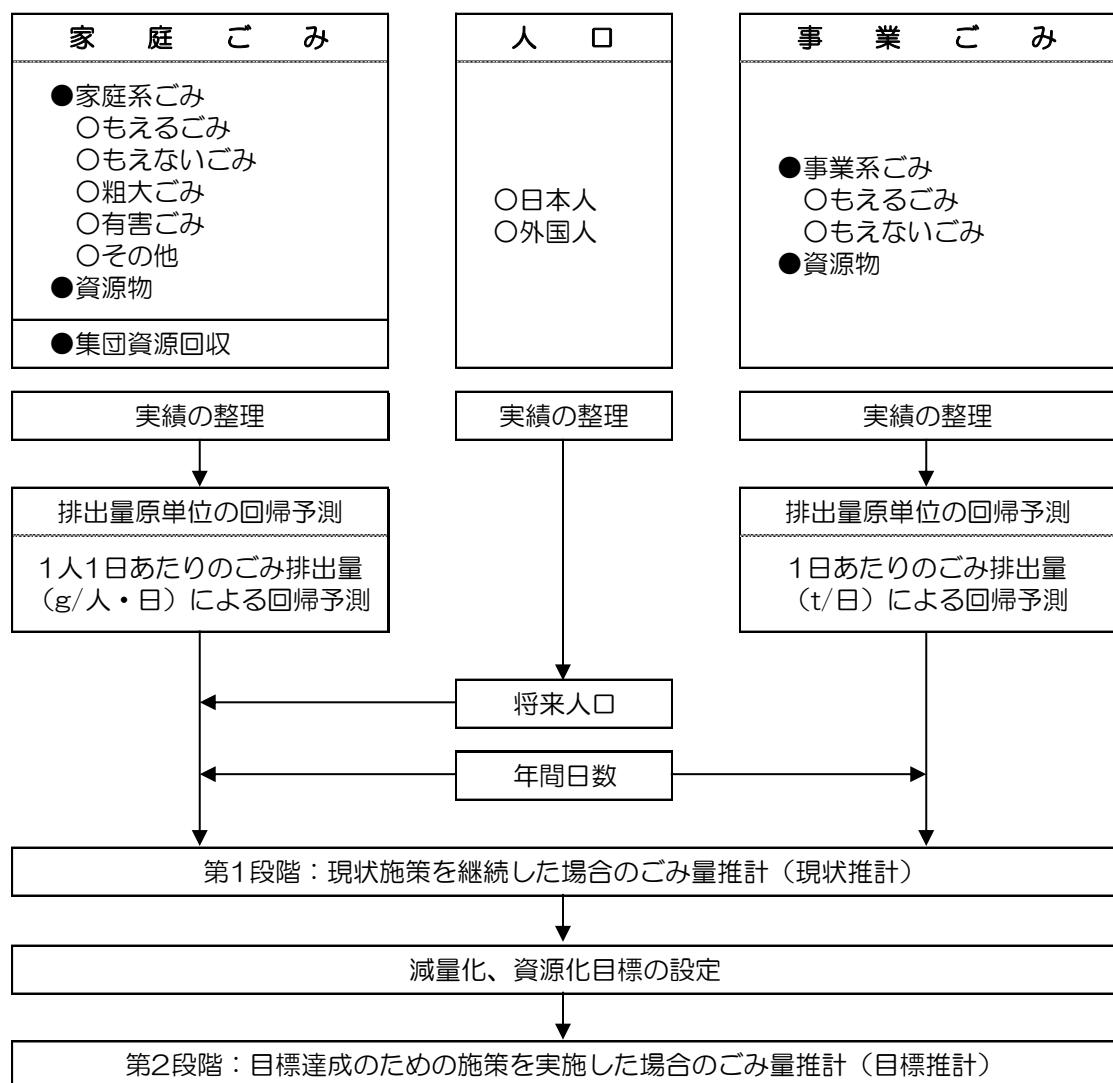


図4-1 ごみ排出量の推計フロー

第2節 人口の将来推計

ごみ量を推計するため、本市の人口の将来推計を表4-1及び図4-2に示します。

本市では、令和7年度現在見直し中の「三郷市総合計画」の中で、「令和元年度三郷市版人口ビジョン」の改訂を予定しています。そのため、将来推計人口は、改訂版人口ビジョンの考え方を基に推計しています。

表4-1 人口の将来推計

年度 区分	R7	R8	R9	R10	R11
人口(人)	142,152	142,017	141,882	141,747	141,612

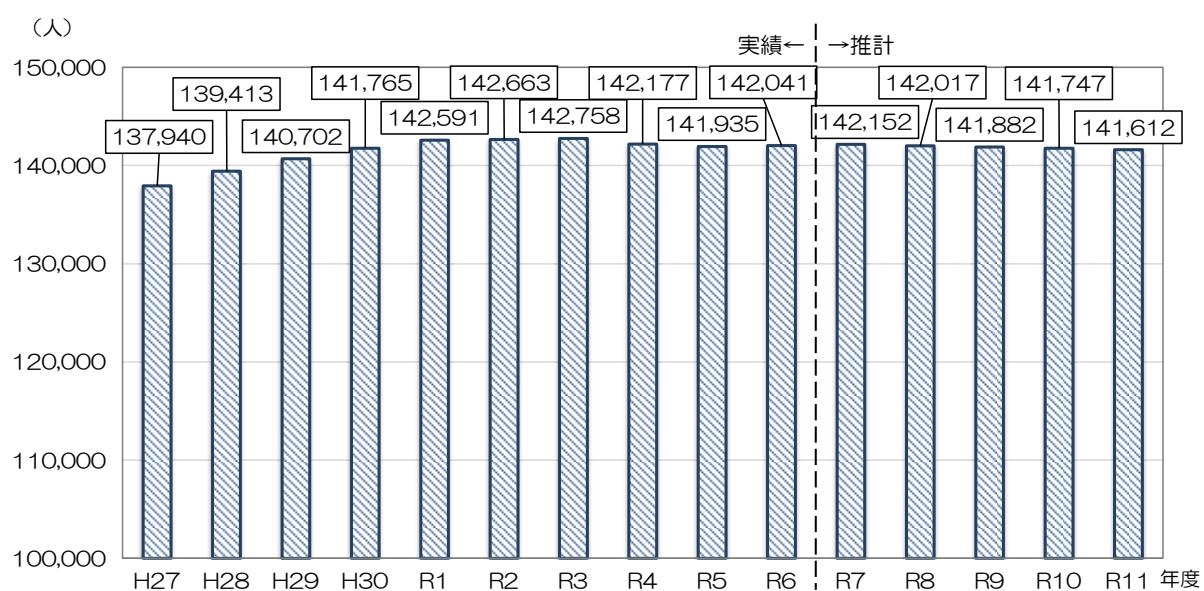


図4-2 人口の将来推計

第3節 ごみ排出量・処理量の将来推計

1. 現状施策を継続した場合のごみ量推計（現状推計）

現状施策を継続した場合のごみ排出量・処理量の推計結果を次に示します。

1) 家庭ごみ排出量（現状推計）

目標年度（令和11年度）において、1人1日あたりの家庭ごみ排出量（資源物を含む）は571.5g/人・日、1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源物を除く）は505.1g/人・日にになると推計されます。

表4-2 家庭ごみ排出量の現状推計

区分	年度	実績	推計				
			R6	R7	R8	R9	R10
1人1日あたりの家庭ごみ排出量	g/人・日	573.2	572.8	572.4	572.0	571.7	571.5
1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	506.5	506.2	505.9	505.5	505.2	505.1
1人1日あたりの家庭系資源物排出量	g/人・日	66.6	66.6	66.5	66.5	66.5	66.4
家庭ごみ排出量	t/年	29,716	29,720	29,671	29,703	29,578	29,540
家庭系ごみ排出量	t/年	26,262	26,266	26,222	26,251	26,140	26,106
家庭系資源物排出量	t/年	3,454	3,454	3,449	3,452	3,438	3,434

※端数調整により合計が合わない場合があります。

2) 事業ごみ排出量（現状推計）

目標年度（令和11年度）において、1人1日あたりの事業ごみ排出量（資源物を含む）は204.8g/人・日、1人1日あたりの事業系ごみ排出量（資源物を除く）は203.7g/人・日にになると推計されます。

表4-3 事業ごみ排出量の現状推計

区分	年度	実績	推計				
			R6	R7	R8	R9	R10
1人1日あたりの事業ごみ排出量	g/人・日	204.8	204.7	204.2	204.4	204.6	204.8
1人1日あたりの事業系ごみ排出量	g/人・日	203.7	203.7	203.1	203.3	203.5	203.7
1人1日あたりの事業系資源物排出量	g/人・日	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
事業ごみ排出量	t/年	10,616	10,622	10,585	10,614	10,585	10,585
事業系ごみ排出量	t/年	10,561	10,567	10,530	10,559	10,530	10,530
事業系資源物排出量	t/年	55	55	55	55	55	55

※端数調整により合計が合わない場合があります。

3) 集団資源回収量（現状推計）

目標年度（令和 11 年度）において、1 人 1 日あたりの集団資源回収量は 33.5g/人・日になると推計されます。

表 4-4 集団資源回収量の現状推計

区分	年度	実績						推計					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R6	R7	R8	R9	R10	R11
1人1日あたりの集団資源回収量	g/人・日	34.6	34.3	34.0	33.8	33.7	33.5						
集団資源回収量	t/年	1,794	1,780	1,762	1,755	1,744	1,732						

4) 総排出量（現状推計）

目標年度（令和 11 年度）において、1 人 1 日あたりのごみ総排出量は 809.8g/人・日になると推計されます。

表 4-5 総排出量の現状推計

区分	年度	実績						推計					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R6	R7	R8	R9	R10	R11
1人1日あたりのごみ総排出量	g/人・日	812.5	811.8	810.6	810.2	810.0	809.8						
総排出量	t/年	42,126	42,122	42,018	42,072	41,907	41,857						
家庭系ごみ排出量	t/年	26,262	26,266	26,222	26,251	26,140	26,106						
事業系ごみ排出量	t/年	10,561	10,567	10,530	10,559	10,530	10,530						
資源物排出量	t/年	3,509	3,509	3,504	3,507	3,493	3,489						
集団資源回収量	t/年	1,794	1,780	1,762	1,755	1,744	1,732						

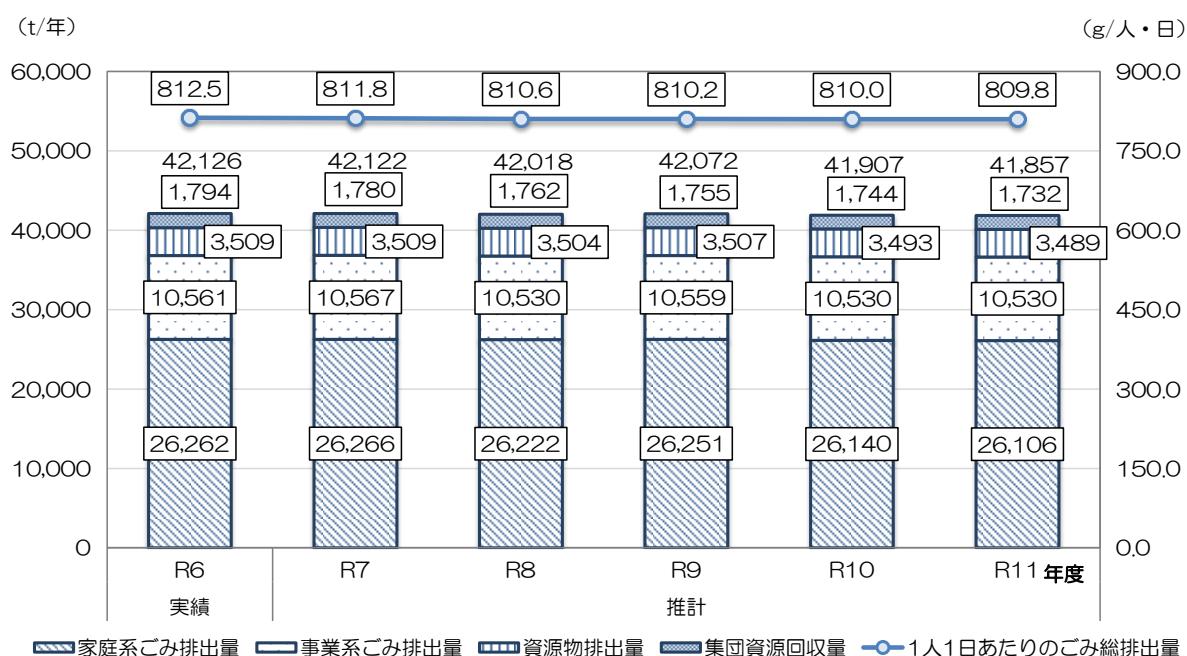


図 4-3 総排出量の現状推計

5) 資源化量（現状推計）

目標年度（令和 11 年度）において、資源化量は 6,992t/年、リサイクル率は 16.7%になると推計されます。

表 4-6 資源化量の現状推計

区分	年度	実績	推計				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
資源化量	t/年	7,082	7,068	7,043	7,041	7,009	6,992
直接資源化量	t/年	2,140	2,140	2,137	2,139	2,130	2,128
中間処理後資源化量	t/年	3,148	3,148	3,144	3,147	3,135	3,132
ごみ処理施設	t/年	1,680	1,680	1,677	1,679	1,674	1,673
不燃物処理場	t/年	1,446	1,446	1,445	1,446	1,439	1,437
堆肥化施設	t/年	22	22	22	22	22	22
集団資源回収量	t/年	1,794	1,780	1,762	1,755	1,744	1,732
リサイクル率	%	16.8%	16.8%	16.8%	16.7%	16.7%	16.7%

6) 最終処分量（現状推計）

目標年度（令和 11 年度）において、最終処分量は 3,320t/年、最終処分率は 7.9%、1 人 1 日あたりの最終処分量は 64.2g/人・日になると推計されます。

表 4-7 最終処分量の現状推計

区分	年度	実績	推計				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
1人1日あたりの最終処分量	g/人・日	64.4	64.3	64.3	64.3	64.2	64.2
最終処分量	t/年	3,338	3,338	3,332	3,338	3,323	3,320
直接最終処分量	t/年	0	0	0	0	0	0
中間処理後最終処分量	t/年	3,338	3,338	3,332	3,338	3,323	3,320
ごみ処理施設	t/年	2,549	2,549	2,544	2,549	2,538	2,536
不燃物処理場	t/年	789	789	788	789	785	784
最終処分率	%	7.9%	7.9%	7.9%	7.9%	7.9%	7.9%

7) 全体計画の目標値との比較（現状推計）

現状推計結果と、全体計画の目標値との比較結果を表 4-8 に示します。

現状推計結果では、「1 人 1 日あたりの総排出量」のみを達成できる見通しとなっています。

表 4-8 全体計画の目標値と現状推計の比較結果

	目標値	現状推計値	達成状況
	令和11年度	令和11年度	
1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	500	505.1
事業ごみ排出量	t/年	10,050	10,585
1人1日あたりの総排出量	g/人・日	814	809.8
1人1日あたりの最終処分量	g/人・日	64	64.2

※目標値は不燃物選別可燃物や動物死体が加算されており、現状推計値では除いています。

8) 国・県の目標値との比較（現状推計）

本市の現状推計結果と、国・県の目標値との比較結果を表 4-9 に示します。

現状推計結果では、「廃棄物処理基本方針」の「最終処分量削減率」のみを達成できる見通しとなっています。

表 4-9 国・県の目標値と現状推計結果の比較結果

			上段：目標値、下段：現状推計値			達成状況
			令和7年度	令和8年度	令和12年度	
第五次循環型社会形成推進基本計画	1人1日あたりのごみ焼却量	g/人・日			580 677.6	×
廃棄物処理基本方針	1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	g/人・日			478 505.1	×
	総排出量削減率（令和4年度比）	%			9.0 7.7	×
	1人1日あたりのごみ焼却量	g/人・日			580 677.6	×
	リサイクル率	%			26.0 16.7	×
	最終処分量削減率（令和4年度比）	%			5.0 15.5	○
	1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	g/人・日			428 505.9	×
埼玉県環境基本計画（第5次）	リサイクル率	%			35.0 16.8	×
	1人1日あたりの最終処分量	g/人・日			27 64.3	×
	1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	440 506.2			×
第9次埼玉県廃棄物処理基本計画	事業ごみ排出量	t/年	10,301 10,622			×
	リサイクル率	%	33.6 16.8			×
	1人1日あたりの最終処分量	g/人・日	28 64.3			×
	1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	g/人・日				×

※令和12年度の目標値については、令和11年度の現状推計値と比較している。

2. 減量化、資源化目標の設定

1) 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源物を除く）

全体計画では、国の「廃棄物処理基本方針」（平成28年1月改正）における目標値「令和2年度に500g/人・日以下」に準じて、「令和7年度以降に500g/人・日以下」を掲げていました。

「廃棄物処理基本方針」は令和7年2月に改正されており、そこでは新たに「令和12年度に478g/人・日以下」という目標値が掲げられています。そのため見直し計画では、この目標値に準じて、「目標年度（令和11年度）に478g/人・日以下」を目標値として設定します。

2) 事業ごみ排出量（資源物を含む）

全体計画では、県の「第8次埼玉県廃棄物処理基本計画」（平成28年3月策定）における目標値「令和2年度に平成25年度比10%削減」に準じて、「令和7年度以降に10,050t/年以下（平成25年度（11,166t/年）比10%削減）」を掲げていました。

「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画」（令和3年3月策定）では、新たに「令和7年度に平成30年度比16%削減」という目標値が掲げられています。そのため見直し計画では、この目標値に準じて、「目標年度（令和11年度）に10,301t/年以下（平成30年度（12,263t/年）比16%削減）」を目標値として設定します。

なお、削減の基準年度を平成25年度から平成30年度に変更した結果、本市では令和元年度まで、産業の拡大に伴い事業ごみが増加傾向にあったため、数値上は全体計画よりも大きい値（10,301t/年）が目標値となっています。しかし、県の新たな削減目標（平成30年度比16%削減）に準じた設定であり、実際には緩和されたものではありません。

3) 1人1日あたりの総排出量（資源物を含む）

「1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源物を除く）」及び「事業ごみ排出量（資源物を含む）」の目標を達成することにより、「目標年度（令和11年度）に777.2g/人・日以下」となることから、これを目標値として設定します。

4) 1人1日あたりの最終処分量

「1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源物を除く）」及び「事業ごみ排出量（資源物を含む）」の目標を達成することにより、「目標年度（令和11年度）に61.9g/人・日以下」となることから、これを目標値として設定します。

5) 減量化、資源化目標

以上より、見直し計画の減量化、資源化目標は以下のとおりとします。

【目標年度（令和 11 年度）の目標値】

- ・1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源物を除く） 478.0g/人・日 以下
- ・事業ごみ排出量（資源物を含む） 10,301t/年 以下
- ・1人1日あたりの総排出量（資源物を含む） 777.2g/人・日 以下
- ・1人1日あたりの最終処分量 61.9g/人・日 以下

3. 目標達成のための施策を実施した場合のごみ量推計（目標推計）

目標達成のための施策を実施した場合のごみ排出量・処理量の推計結果を次に示します。

1) 家庭ごみ排出量（目標推計）

目標年度（令和 11 年度）において、1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源物を除く）が 478.0g/人・日となることを目指します。

表 4-10 家庭系ごみ量の目標推計

区分	年度	実績	推計				
			R6	R7	R8	R9	R10
1人1日あたりの家庭ごみ排出量	g/人・日	573.2	567.4	561.6	555.9	550.2	544.4
1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	506.5	500.8	495.1	489.4	483.7	478.0
1人1日あたりの家庭系資源物排出量	g/人・日	66.6	66.6	66.5	66.5	66.5	66.4
家庭ごみ排出量	t/年	29,716	29,438	29,113	28,866	28,464	28,141
家庭系ごみ排出量	t/年	26,262	25,984	25,664	25,414	25,026	24,707
家庭系資源物排出量	t/年	3,454	3,454	3,449	3,452	3,438	3,434

※端数調整により合計が合わない場合があります。

2) 事業ごみ排出量（目標推計）

目標年度（令和 11 年度）において、事業ごみ排出量（資源物を含む）が 10,301t/年となることを目指します。

表 4-11 事業系ごみ量の目標推計

区分	年度	実績	推計				
			R6	R7	R8	R9	R10
1人1日あたりの事業ごみ排出量	g/人・日	204.8	203.4	202.4	200.8	200.3	199.3
1人1日あたりの事業系ごみ排出量	g/人・日	203.7	202.3	201.3	199.8	199.3	198.3
1人1日あたりの事業系資源物排出量	g/人・日	1.1	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0
事業ごみ排出量	t/年	10,616	10,553	10,490	10,427	10,364	10,301
事業系ごみ排出量	t/年	10,561	10,498	10,436	10,373	10,310	10,248
事業系資源物排出量	t/年	55	55	54	54	54	53

※端数調整により合計が合わない場合があります。

3) 集団資源回収量（目標推計）

目標年度（令和 11 年度）において、1 人 1 日あたりの集団資源回収量は 33.5g/人・日になると推計されます。

表 4-12 集団資源回収量の目標推計

区分	年度	実績						推計					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11						
1人1日あたりの集団資源回収量	g/人・日	34.6	34.3	34.0	33.8	33.7	33.5						
集団資源回収量	t/年	1,794	1,780	1,762	1,755	1,744	1,732						

4) 総排出量（目標推計）

家庭ごみと事業ごみの減量化・資源化施策により、目標年度（令和 11 年度）において、1 人 1 日あたりのごみ総排出量が 777.2g/人・日となることを目指します。

表 4-13 総排出量の目標推計

区分	年度	実績						推計					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11						
1人1日あたりのごみ総排出量	g/人・日	812.5	805.1	798.0	790.5	784.2	777.2						
総排出量	t/年	42,126	41,771	41,365	41,048	40,572	40,174						
家庭系ごみ排出量	t/年	26,262	25,984	25,664	25,414	25,026	24,707						
事業系ごみ排出量	t/年	10,561	10,498	10,436	10,373	10,310	10,248						
資源物排出量	t/年	3,509	3,509	3,503	3,506	3,492	3,487						
集団資源回収量	t/年	1,794	1,780	1,762	1,755	1,744	1,732						

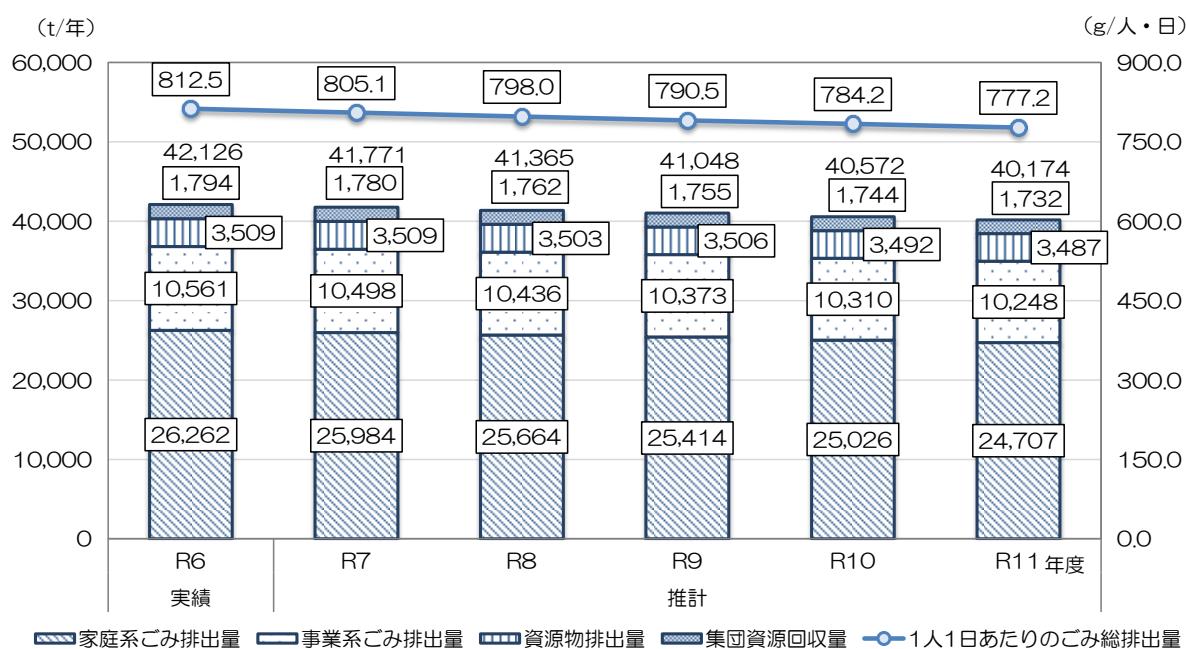


図 4-4 総排出量の目標推計

5) 資源化量（目標推計）

家庭ごみと事業ごみの減量化・資源化施策により、目標年度（令和 11 年度）において、資源化量は 6,911t/年、リサイクル率は 17.2%になると推計されます。

表 4-14 資源化量の目標推計

区分	年度	実績	推計				
			R6	R7	R8	R9	R10
資源化量	t/年	7,082	7,052	7,012	6,994	6,945	6,911
直接資源化量	t/年	2,140	2,140	2,137	2,139	2,130	2,128
中間処理後資源化量	t/年	3,148	3,132	3,113	3,100	3,071	3,051
ごみ処理施設	t/年	1,680	1,664	1,647	1,632	1,611	1,594
不燃物処理場	t/年	1,446	1,446	1,444	1,446	1,438	1,436
堆肥化施設	t/年	22	22	22	22	22	21
集団資源回収量	t/年	1,794	1,780	1,762	1,755	1,744	1,732
リサイクル率	%	16.8%	16.9%	17.0%	17.0%	17.1%	17.2%

6) 最終処分量の目標推計

家庭ごみと事業ごみの減量化・資源化施策により、目標年度（令和 11 年度）において、1 人 1 日あたりの最終処分量が 61.9g/人・日となることを目指します。

表 4-15 最終処分量の目標推計

区分	年度	実績	推計				
			R6	R7	R8	R9	R10
1人1日あたりの最終処分量	g/人・日	64.4	63.9	63.4	62.9	62.4	61.9
最終処分量	t/年	3,338	3,314	3,285	3,265	3,230	3,202
直接最終処分量	t/年	0	0	0	0	0	0
中間処理後最終処分量	t/年	3,338	3,314	3,285	3,265	3,230	3,202
ごみ処理施設	t/年	2,549	2,525	2,498	2,477	2,445	2,419
不燃物処理場	t/年	789	789	787	788	785	783
最終処分率	%	7.9%	7.9%	7.9%	8.0%	8.0%	8.0%

7) 国・県の目標値との比較（目標推計）

本市の目標推計結果と、国・県の目標値との比較結果を表 4-16 に示します。

目標推計結果では、「廃棄物処理基本方針」の「最終処分量削減率」に加えて、「1人1日あたりの家庭系ごみ排出量」及び「総排出量削減率（令和4年度比）」も達成できる見通しとなっています。

表 4-16 国・県の目標値と目標推計結果の比較結果

			上段：目標値、下段：目標推計値			達成状況
			令和7年度	令和8年度	令和12年度	
第五次循環型社会形成推進基本計画	1人1日あたりのごみ焼却量	g/人・日			580 645.2	×
廃棄物処理基本方針	1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	g/人・日			478 478.0	○
	総排出量削減率（令和4年度比）	%			9.0 11.5	○
	1人1日あたりのごみ焼却量	g/人・日			580 645.2	×
	リサイクル率	%			26.0 17.2	×
	最終処分量削減率（令和4年度比）	%			5.0 18.5	○
	1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	g/人・日			428 495.1	×
埼玉県環境基本計画（第5次）	リサイクル率	%			35.0 17.0	×
	1人1日あたりの最終処分量	g/人・日			27 63.4	×
	1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	440 500.8			×
第9次埼玉県廃棄物処理基本計画	事業ごみ排出量	t/年	10,301 10,553			×
	リサイクル率	%	33.6 16.9			×
	1人1日あたりの最終処分量	g/人・日	28 63.9			×

※令和12年度の目標値については、令和11年度の目標推計値と比較している。

第5章 ごみ処理基本計画

第1節 基本目標

1. 基本理念

私たちは、便利さや快適さを求めてめざましい経済成長を続けてきました。その結果、地球温暖化や天然資源の枯渇等、環境への負荷の増大とともに、廃棄物発生量の増加と質的多様化等の問題が発生しました。物質的、経済的な豊かさを追求する価値観が基準となっているライフスタイルがこうした問題の要因となっています。

自然豊かな地球環境を保全して将来の世代に引き継ぎ、私たちが持続的に発展するためには、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会（リニア・エコノミー）から、天然資源やエネルギーの消費を抑制し、環境への負荷を低減した循環型の経済社会（サーキュラー・エコノミー）に転換して行く必要があります。

それには、市民一人ひとりが、これまでの価値観やライフスタイルを見直すとともに、市民、事業者、行政、市民団体等の各主体が、それぞれの役割と協働の基に、環境に配慮した具体的な行動を推進することが最も重要です。

国は令和6年8月に閣議決定された「第5次循環型社会形成推進基本計画～循環経済を国家戦略に～」において、循環型社会形成に向けて、循環経済への移行により、気候変動への対応や生物多様性の保全、環境汚染の防止等の、環境問題を含む社会的課題の解決と経済成長を同時に達成するとともに、資源循環システムの構築により、地域の循環資源や再生可能資源の特性を生かして地域経済の活性化とウェルビーイング（高い生活の質）を実現することを目指しています。さらに、国土強靭化の観点から、大規模な自然災害等による膨大な災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するため、廃棄物処理システムの強靭化を行うこととしています。このような、世界的な新たな課題に対しても積極的に対応していくことが求められています。

本市は令和2年3月に、計画期間を令和3年度から令和12年度までとする、「第2次三郷市環境基本計画」を策定し、「豊かな水と緑とともに環境について考え、創造に取り組むまち」を将来の環境像として定めています。また、廃棄物処理に関する環境目標としては、「生活環境：安心・安全・快適なまちづくりの実現」、「資源循環：環境負荷の少ない循環型社会の形成」、「地球環境：気候変動に適応した低炭素社会の形成」を掲げ、関連する施策に積極的に取り組んでいくこととしています。

こうしたことを踏まえて、見直し計画においては、全体計画と同様に、日常生活の中で省資源、省エネルギー等の環境負荷の少ない社会システムやライフスタイルを取り入れ、地球環境保全及び資源循環に貢献するとともに、効率的かつ安定したごみ処理と災害に強い強靭な処理体制づくりを市民、事業者、市が一体となって目指すことを基本理念とします。

2. 基本方針

ごみ処理における本市の基本理念を踏まえ、見直し計画のごみ処理の基本方針は、全体計画と同様に以下のとおりとします。

方針1：5Rが根付いた地域社会の形成

低炭素・循環型社会を構築するために、第一にごみの発生・排出ができる限り抑制（リデュース・リフューズ）し、第二にごみとして排出する前に再使用（リユース・リペア）を心がけ、第三にごみを排出する場合には原材料としてリサイクルし、直接リサイクルすることが困難なごみはサーマルリサイクルします。それでもなお残ったごみについては適正処分する、5Rが根づいた社会づくりを推進します。

方針2：市民・事業者・市の役割分担とパートナーシップによる地域循環の推進

低炭素・循環型社会の形成に向けた新たな価値観を市民・事業者・市が共有し、それぞれの役割分担と3者のパートナーシップに基づく社会づくりを目指します。市民は環境配慮型の生活様式を選択し、事業者は「排出事業者責任」、「拡大生産者責任」の観点から製品が廃棄された後まで責任を持ち、市は3者のパートナーシップに基づいて連携、協働する協力関係を構築することをそれぞれの役割分担とします。

また、市は低炭素社会の構築、循環型ライフスタイルの実践、環境保全・創造に取り組む仲間を増やすための取り組みを効果的に推進するために環境教育、意識啓発に取り組みます。

方針3：安心・安全で環境負荷が少なく、強靭な処理体制の構築

ごみの収集・運搬から中間処理・最終処分に至るまで、安心・安全で環境負荷の少ない廃棄物処理システムづくりを推進します。ごみ処理費用をできるだけ低減するために、収集・運搬から中間処理・最終処分に至るまで、経済性を考慮した効率的な事業運営を推進します。

また、近年、震災、風水害による甚大な被害が発生し、それに伴う災害廃棄物の迅速かつ適正な処理が求められていることから、被災時において適切な対処ができるよう強靭なごみ処理体制の構築を目指します。

本市は、基本方針に基づき、低炭素、循環型社会の形成を目指して、ごみの発生抑制、資源循環を推進するとともにその適正な処理を図り、併せて市民及び事業者に対し、ライフスタイル及びごみ適正な処理に関する意識啓発を進め、自主的な活動を促進するように努めます。

これを具体的に推進するための取組を次に示します。

第2節 発生・排出抑制計画

1. 家庭ごみに対する取組

1) もえるごみの発生・排出抑制

① 食品ロス削減についての広報、啓発【強化・充実】

食品ロスの削減は国際的な課題となっており、我が国でも、食品ロス削減推進法等により、まだ食べることができる食品が廃棄されないよう、食品を無駄なく使うことが求められています。

食品ロスについての現状や以下のような取組について、ホームページ等を用いて情報提供し、取組を啓発します。

【買い物時】冷蔵庫を確認してから、使い切れる量を購入すること。

賞味期限（おいしく食べることができる期限。期限が過ぎても食べられなくなるわけではない）と消費期限（期限が過ぎたら食べない方がよい）の違いを理解すること。

すぐに使う食材については、賞味期限や消費期限が近い食材を購入すること。

【調理時】食品が長持ちするよう適切に保管し、傷みやすい食品は早めに使い切ること。

エコクッキングやエコレシピを活用し、野菜の茎や皮等も使って調理すること。

食べきれる量を調理すること。

余った料理を他の料理にアレンジする等、リメイクレシピを活用して食べること。

【食事時】好き嫌いをなくしたり、好き嫌いがあっても食べられるよう調理を工夫すること。

食べきれなかった料理は適切に保存して早めに食べること。

外食では食べきれる量を注文したり、食べる時間を設けること。

② 生ごみ等の水切りの徹底【継続・推進】

「第3章 第2節 7. ごみの組成分析」より、もえるごみの約43%が水分であることから、生ごみの水切りはもえるごみの減量に大きく繋がります。

発生してしまった生ごみに対しては、減量施策の一環として、市民が家庭で実践しやすい水切り排出方法に対する意識啓発を推進します。

③ 生ごみ処理容器等の利用促進【継続・推進】

生ごみ処理容器や生ごみ処理機を利用してことで、生ごみの減容化や堆肥化が可能となります。

生ごみ処理容器等の利用促進に向けた広報活動を強化するほか、近年需要が高まっている生ごみ処理容器及び生ごみ処理機購入者への補助金交付制度の継続に努めます。

④ 生ごみ堆肥化等の促進【強化・充実】

生ごみについてはほとんどが東埼玉資源環境組合の「第一工場ごみ処理施設」及び「第二工場ごみ処理施設」にて焼却処理されていますが、堆肥化すれば家庭菜園や土壌改良剤として有効利用できます。

「土から生まれたものを土にかえす」という視点から、生ごみの堆肥化について普及・啓

発します。

生ごみを堆肥化するには、市が補助している容器や機械を利用する方法の他に、ミミズを使った方式、ドラム式容器を使った方式、段ボールを使った方式等様々なものがあります。市民の住環境や、取り組みやすさ等を考慮して、様々な堆肥化方式について情報提供を推進します。

⑤ 使い捨て製品やレジ袋の使用抑制【強化・充実】

マイボトル、マイ箸、マイ容器、マイバッグの利用は、それぞれペットボトル、割り箸、使い捨て容器、レジ袋等の削減につながる取組です。

これらはいずれも身近に実践できるものであることから、今後の施策の中でその在り方を検討します。

⑥ プラスチック類の発生抑制・適正排出の促進【強化・充実】

プラスチックごみやマイクロプラスチック類については、海洋での浮遊、海岸への漂着、堆積による環境や生態系への影響が問題となっています。これらは、屋外で不法投棄やポイ捨てされたプラスチック製容器包装やプラスチック製品が原因の一部です。

市民が身近な問題としてとらえ、プラスチックごみの発生抑制や適正排出について理解を深められるよう、啓発を推進します。

2) もえないごみ・粗大ごみの発生・排出抑制

① 再使用（リユース、リペア）の促進【強化・充実】

ものが捨てられる前に、それを必要とする人の手に渡るように、不用品の再利用に関する情報提供を行います。

具体的には、市内で市民団体や民間事業者が開催するフリーマーケット等の情報収集を行い、必要に応じて市民への周知を図ります。

② レンタル・シェアリング・サブスクリプションの利用促進【強化・充実】

近年、自転車、自動車等をはじめとして、徐々に広がりつつあるレンタル・シェアリング・サブスクリプション等のサービスの活用により、ものを保有せず、必要な時にのみ利用することが可能となります。

本市においても、民間事業者との協働により、シェアサイクル事業の実証実験を実施しており、公共交通の補完や回遊性の向上、災害時の移動手段確保等の効果が期待されています。今後もこうしたサービスの取組事例を紹介しながら、ものを捨てないライフスタイルへの移行について検討します。

3) 市民への意識啓発

① 5Rについての情報提供の推進【強化・充実】

ホームページ、広報等を利用し、5R（リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル）に関する具体的な行動や対策について情報を発信し、意識啓発を推進します。

また、ごみ排出量を公表するとともに、処理後に発生する残渣の一部の最終処分を民間に依存していること等を市民に十分理解していただき、5Rの必要性について認識を深めます。

② 優良な取組事例の紹介【調査・研究】

市内では、新聞、雑誌、段ボール、紙パック、ペットボトル、食品トレー等の店頭回収や、マイバッグ利用者へのポイント還元・値引き、レジ袋の有料化等、ごみの発生抑制、資源化に取り組む販売店が多くなってきています。

本市においても、こうした動向を注視し、参考となる取組の紹介や情報共有の方法について検討します。

③ イベントの開催【継続・推進】

環境フェスタやごみ処理に係る施設の見学会等を開催し、イベントやゲーム、展示品等を通して、5Rが実感できるよう意識啓発を推進します。

④ 環境美化推進員との連携【継続・推進】

環境美化推進員は、地域の環境美化、ごみの発生抑制・リサイクル活動に対して、市と市民をつなぐパイプ役として、また地域のリーダーとしての役割を担っています。

環境美化推進員との連携を深め、協働して地域における資源循環活動を推進します。

⑤ 環境学習・環境教育の推進【強化・充実】

教育関係機関と協働し、幼少期からごみを身近な問題として理解を深めるよう、子どもに 対して様々な環境学習の機会を提供します。

また、「出前講座」や各種講座、体験学習を開催し、子どもだけではなく大人も対象とした、 実体験を通した効果的な学習の場を提供します。

⑥ 家庭ごみ有料化の検討【調査・研究】

家庭ごみ排出量のさらなる削減に向けて、家庭ごみ有料化（有料の指定袋でごみを排出する制度）の導入について、東埼玉資源環境組合構成市町と足並みを揃えながら検討します。

なお、有料化の導入により、不法投棄や市境での隣接区市町への越境排出が増加する可能性もあることから、有料化の導入についてはこれらのことも踏まえ、慎重に検討します。

2. 事業ごみに対する取組

1) もえるごみ・もえないごみの発生・排出抑制

① 生ごみ・食品ロス削減の促進【強化・充実】

事業活動に伴って排出される廃棄物の中に含まれる、残飯や食品ロス等について、削減に向けた指導に努めます。

また、食品廃棄物の削減に取り組む事業者の事例については、把握に努めつつ、今後の情報提供や啓発の方法について検討します。

② 生ごみ・食品ロス削減システムの構築促進【強化・充実】

飲食店、ファミリーレストラン等における食べ残し削減のため、残った料理の持ち帰りの普及を図ります。

フードバンク、フードドライブ等の食品の地域循環システムが構築され円滑に機能するよう、普及に向けた取組の在り方を検討します。

③ 紙類の発生抑制・資源化の促進【継続・推進】

事業活動に伴って排出される廃棄物の多くは、新聞、雑誌、段ボール、オフィスペーパー（コピー用紙、チラシ、名刺、封筒、包装紙、紙袋等）等の紙ごみです。

これらについては、ペーパーレス化に努めるとともに、事業者自らリサイクルするよう、意識啓発及び指導の強化を図ります。

④ 大量排出事業者によるごみ削減の促進【継続・推進】

1ヶ月に 1.5 t 以上のごみを排出する事業者に対しては、市の条例に基づき、一般廃棄物減量計画書の提出を義務付けています。

各事業者に対して計画の履行と事業ごみ削減のさらなる推進を啓発します。

2) 事業者責任の明確化

① 排出事業者責任の徹底【継続・推進】

廃棄物処理法に基づき、事業者は、事業活動に伴って排出される事業ごみを、自らの責任において適正処理する必要があります。

この「排出事業者責任」が徹底されるよう、ホームページ、広報等を利用して広報啓発を推進します。

② 拡大生産者責任の普及促進【継続・推進】

製品の製造者・販売者は、製品のライフサイクル全体に対して責任を持つことが求められています。

この「拡大生産者責任」に関して、容器包装や家電、小型家電、食品廃棄物等については関係法令の整備により、製造から回収、リサイクルに関する還元システムが機能するようになりましたが、法が整備されている廃棄物の種類は限られており、また還元システムの効率

性、経済性等においては自治体、市民への負担が大きい状況です。

本市においても、今後の国の取組や関係機関の動きを注視し、地域の実情に応じた対応を検討します。

③ 事業者への意識啓発

① 情報提供の推進【継続・推進】

事業者がごみの発生抑制や資源化に取り組む際に参考となる情報について、情報把握や情報発信の方法を検討します。

② 優良な取組事例の紹介【調査・研究】

ごみの発生抑制や資源化に積極的に取り組む、民間事業者や民間団体の活動についての情報収集に努め、必要な事業者への情報提供の在り方について検討します。

③ 事業系ごみ削減キャンペーンの実施【継続・推進】

県では、事業系ごみの3R（リデュース・リユース・リサイクル）と適正処理を促進するため、毎年6月と10月に事業系ごみ削減キャンペーンを実施しています。

本市においても、このような県の取組を参考にしつつ、事業系ごみ削減の必要性について周知啓発の在り方を検討します。

④ エコショップ制度の検討【調査・研究】

他自治体では、環境や資源循環に配慮した品揃えや事業活動を行っているお店をエコショップとして認定し、市が市民に紹介することで、地域におけるごみの発生抑制や資源化の促進を図っている事例があります。

本市においても、こうした取組を参考にしつつ、今後の在り方について検討するため、情報収集に努めます。

⑤ 搬入ごみ検査の実施【継続・推進】

ごみ処理施設において搬入ごみの検査を実施し、分別が守られていない事業者に対する指導を徹底します。また、排出ルールに違反している事業者に対しては直接指導を行います。許可業者に依頼して施設にごみを搬入している事業者に対しては許可業者を介した指導、啓発を推進します。

第3節 資源化計画

1. 家庭ごみに対する取組

1) 紙類の資源化促進【継続・推進】

本市ではもえるごみに含まれる大量の紙類を資源化し削減するために、新聞、雑誌、段ボール、本、紙パック等に加えて、包装紙、お菓子の箱、ティッシュペーパーの箱等、ごみになりがちな雑紙の分別収集を実施しています。

この取組を市民が理解し行動に移せるよう、対象品目、排出方法、ざつがみ回収袋の活用等について周知徹底を図ります。

2) 小型家電の資源化促進【強化・充実】

小型家電は、高品位品（デジタルカメラ、ゲーム機、携帯音楽プレーヤー等）と低品位品（ビデオカメラ、電話・FAX、DVDプレーヤー等）の分別により資源価値の向上が図れることから、ボックス方式、イベント方式、ピックアップ方式等による回収方法を採用することにより、効果的な資源化を推進します。

3) 充電式電池の回収・資源化促進【強化・充実】

充電式電池について、電池の取り外しが可能なものについては市役所、文化会館等に小型充電式電池回収BOXを設置して拠点回収し、資源化を行っています。電池の取り外しが不可能なものについては、充電式電池が内蔵されている旨の張り紙をして排出されたものを、「もえないごみ」として回収しています。

市民の混乱を防ぐため、充電式電池が内蔵されている代表的な製品（ワイヤレスイヤホン、電動歯ブラシ、加熱式たばこ、モバイルバッテリー、子ども用玩具等）について、広報紙や市ホームページで分かりやすく紹介し、排出方法とともに周知を強化します。

また国では、火災対策の視点から、市町村による充電式電池の回収を求めています。

充電式電池の効果的・効率的な回収について情報収集を行うとともに、市民に対して市の取組や電化製品小売店等での回収に関する情報提供を行い、希少金属の資源化を推進します。

4) 廃食用油の資源化検討【調査・研究】

本市では使用済みの食用油をもえるごみとして処理していますが、他自治体における飼料や工業用品等への再利用の事例について、必要に応じて情報収集や動向の把握に努めます。

5) 新たな分別品目の設定及びリサイクルルートの確保【調査・研究】

これまで焼却処理、埋立処分を行っていた廃棄物について、法制度の制定、改正等によりリサイクルシステムが整備され資源化が可能となった廃棄物については、新たに分別品目として設定し、リサイクルルートの活用に向けた体制の整備を推進します。

また、プラスチックの循環利用が求められていることから、プラスチック製容器包装やプラスチック製品の分別・資源化について、東埼玉資源環境組合構成市町と足並みを揃えながら検討します。

6) 集団資源回収の促進【継続・推進】

市民団体等による集団資源回収活動に対し、補助制度の継続、周知、普及を図ることで、再資源化に対する意識の高揚を図ります。

7) 再生品の利用促進【調査・研究】

再生品の購入・使用や、環境に配慮した商品の利用について、他自治体や事業者の取組を参考にしながら、今後の施策の参考とします。

2. 事業ごみに対する取組

1) 生ごみの資源化促進【継続・推進】

事業活動に伴い発生する生ごみや食品ロスについては、事業者における適切な対応が進むよう、食品リサイクル法の遵守の周知に努めます。

2) 刈り草・せん定枝の資源化促進【継続・推進】

刈り草・せん定枝については、自ら資源化を行うことが原則ですが、東埼玉資源環境組合における堆肥化事業について情報提供を行い、利用促進を図ります。

3) 紙類の資源化促進【継続・推進】

事業者から大量に発生する紙類の資源化について、古紙再生業者の取組や他自治体の状況等を参考にしながら、今後の情報提供の在り方を検討します。

4) その他資源物の資源化促進【継続・推進】

缶類、びん類、ペットボトル等については、リサイクルルートが概ね確立されており資源化が容易であることから、納入業者に引き取りを依頼する等、事業者が自ら資源化に取り組めるよう周知に努めます。

また、各種資源物については、民間の再生事業者情報収集に努め、必要に応じて必要な事業者への情報提供の在り方を検討します。

第4節 収集運搬計画

1. 分別排出の促進

1) 分別の徹底【強化・充実】

資源物を適正にリサイクルするためには、品目以外の他のごみや異物、汚れ等を取り除く必要があります。

ごみの分別や出し方等、ごみ集積所への適正排出を徹底するため、「ごみと資源の分け方・出し方」冊子の配布、集積所における啓発用の看板の設置、ホームページ等を通じて情報提供を行い、分別排出の徹底を図ります。

2) 集積所の適正管理

① 集積所の監視【継続・推進】

町会、自治会、環境美化推進員、ごみ収集業者等と協力、連携してごみ集積所パトロールを実施することにより、集積所の利用やマナーの実態を把握し、必要に応じて利用者への指導を行う等、適正排出の徹底を図ります。

② 事業ごみの集積所への排出抑制【強化・充実】

事業ごみについては、家庭ごみの集積所に排出できないルールとなっています。

事業者が集積所を利用しないよう、排出ルールの遵守について指導を徹底します。

③ ごみ集積所の継続確保【継続・推進】

ごみ集積所は民有地に設置している場合が多いことから、ごみ集積所の継続的な確保に向けて、民有地だけではなく市有地も含めた用地の確保について検討します。

④ 鳥獣害対策の検討【調査・研究】

カラスや小動物による集積所でのごみの散乱を防止するため、ごみ散乱防止用ネットやボックス等の散乱防止対策について、調査、研究します。

3) 転入者、集合住宅入居者、外国人居住者等への啓発【強化・充実】

市外からの転入者、集合住宅の入居者等については、管理人や管理会社と協力して、転入時や入居時に「ごみと資源の分け方・出し方」冊子を配布する等、分別排出やごみ集積所の管理について周知徹底を図ります。

外国人居住者については、ダイバーシティの観点から、外国語や「やさしいにほんご」での「ごみのわけかた・だしかた」冊子やごみカレンダー、ごみに係る事項を含めた三郷市内の情報を整理している「みさとくらしのガイド（MISATO LIVING GUIDE）」、「MISATO VIEW - newsletter-」をホームページで配布する等、誰にでも分かりやすい情報提供に努め、「ごみの出し方ルール」についての周知・理解の徹底を図ります。

4) 収集方法の調査、検討【調査・研究】

分別の徹底を促進するため、排出容器、収集方法（戸別収集等）、集積所利用者への周知方法等、先進事例における実態や効果について調査、研究します。

5) 有害物、処理困難物への対応【継続・推進】

感染性廃棄物、在宅医療廃棄物における感染の恐れがある注射針等の廃棄に関する情報等を周知し、収集運搬時における事故の防止に努めます。

また、水銀を含有する廃棄物については、家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドランに基づき収集運搬、保管、処理・処分の適正化を図ります。

2. 適切な収集運搬

1) 収集運搬方法の検討【調査・研究】

ごみの分別区分や排出方法、収集方法、収集回数等は、生活様式や法令、社会環境の変化等に伴い、柔軟に見直していくことが必要です。

資源化や適正処理の推進、市民ニーズへの対応等を目指すとともに、東埼玉資源循環組合や本市での施設整備も踏まえ、効果的・効率的な収集運搬方法を検討します。

2) 収集運搬体制の検討【継続・推進】

安定した収集運搬体制を継続するとともに、ごみ処理やりサイクルの効率性・経済性の確保を目指し、適宜収集運搬体制の見直しを行います。

また、事業ごみについては排出事業者責任の下、許可業者による収集を継続します。

3) 収集運搬事業者との連携

① 安全の確保【継続・推進】

収集・運搬作業における事故、トラブルを防止するため、収集運搬事業者との定期的な指導、意見交換の場を設けます。

② 災害時の対応【強化・充実】

災害発生時においても収集運搬対応を円滑に行うため、収集運搬事業者と体制構築に向けた協議、調整を行います。

4) 環境負荷の少ない収集運搬の推進【強化・充実】

収集運搬事業者に対し、収集運搬車両の更新時に低公害車の導入を推奨することで、収集・運搬業務における環境負荷の低減や温室効果ガスの排出抑制を図ります。

またアイドリングストップ、急発進、急ブレーキの抑制等、環境に配慮した運転方法を励行します。

第5節 中間処理計画

1. 適切な中間処理

1) もえるごみの中間処理【強化・充実】

東埼玉資源環境組合での焼却処理を継続します。焼却処理の際に発生する余熱は発電等に利用し、地球温暖化防止に貢献します。

なお、東埼玉資源環境組合第一工場ごみ処理施設では、プラントの老朽化を背景として、プラント更新事業を進めているところです。新第一工場ごみ処理施設においても、適切な焼却処理と地球温暖化防止への貢献を継続します。

また、刈り草・せん定枝については、東埼玉資源環境組合での堆肥化を継続します。

2) もえないごみの中間処理【強化・充実】

これまで不燃物処理場で破碎・選別処理を行ってきましたが、将来的には、新たに整備する（仮称）新・三郷市一般廃棄物不燃物処理場（以下、「新不燃物処理場」という。）で破碎・選別処理を行い、これまで以上に資源化物の回収を推進し、最終処分量の低減を図ります。

破碎・選別処理後に発生する可燃残渣は、東埼玉資源環境組合の焼却施設でもえるごみと同様に焼却処理します。

小型家電については、高品位品と低品位品の仕分けを行う等、資源価値が向上できる処理方法について検討します。

3) 粗大ごみの中間処理【強化・充実】

もえないごみと同様に、これまで不燃物処理場で破碎・選別処理を行ってきましたが、将来的には、新たに整備する新不燃物処理場で破碎・選別処理を行い、これまで以上に資源化物の回収を推進し、最終処分量の低減を図ります。

利用可能な粗大ごみについては再生処理を行う等、市民への還元方法について検討します。

4) 有害ごみの中間処理【強化・充実】

不燃物処理場で保管後に、資源回収事業者に引き渡し、資源化することを継続します。

また、充電式電池については、これまで通り充電式電池回収ボックスでの拠点回収を継続するとともに、資源化の強化や火災の発生抑制に向けて、効果的・効率的な収集方法について検討します。

5) 資源びん・かんの中間処理【強化・充実】

これまで不燃物処理場で選別処理を行ってきましたが、将来的には、新たに整備する新不燃物処理場で選別処理を行い、これまで以上に資源化物の回収を推進し、最終処分量の低減を図ります。

びん類は、白、茶、その他の色、残渣類に選別します。

また、かん類は、アルミ、鉄、残渣類に選別します。

6) 資源古紙・布類の中間処理【継続・推進】

収集運搬後に直接資源回収事業者に引き渡し、資源化します。

7) ペットボトルの中間処理【継続・推進】

収集運搬後に直接資源回収事業者に引き渡し、資源化します。

8) プラスチック類の中間処理の検討【調査・研究】

東埼玉資源環境組合でのプラスチック類の分別に関する検討に基づき、構成市町と足並みを揃えながら、プラスチック類の分別について検討します。

分別を実施する際の資源化手法については、中間処理施設を設けて不純物を除去した上で資源回収業者へ引き渡す方法や、資源古紙・布類やペットボトルと同様に、収集運搬後に直接資源回収事業者へ引き渡す方法等、あらゆる可能性を視野に入れ、引き続き検討を進めます。

9) 最適なごみ処理体系の検討【継続・推進】

ごみ処理体系（計画）を図 5-1 に示します。

最適なごみ処理体系について、引き続き検討します。

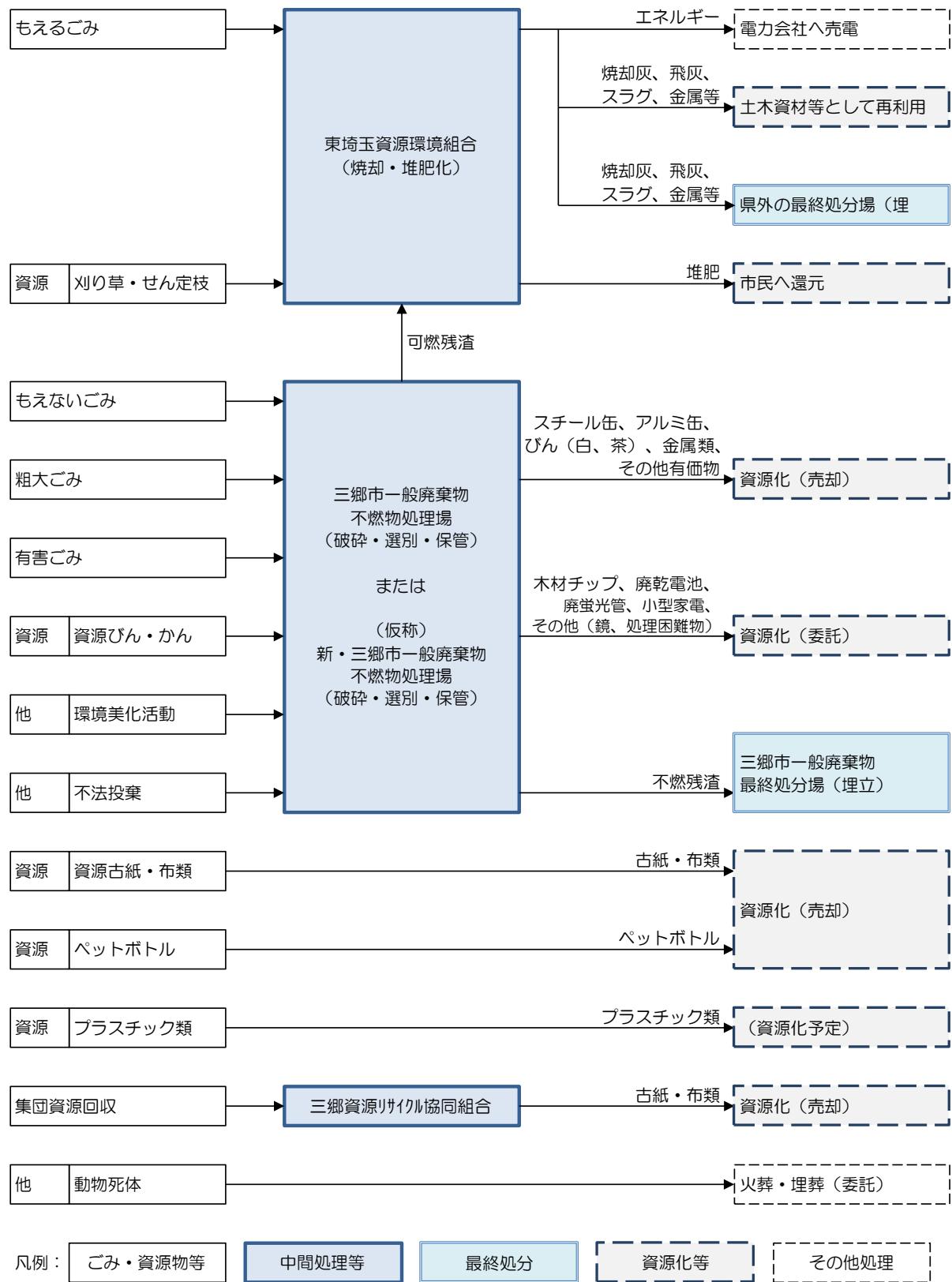


図 5-1 ごみ処理体系（計画）

2. (仮称) 新・三郷市一般廃棄物不燃物処理場施設整備計画の推進【継続・推進】

1) 整備スケジュール

不燃物処理場の老朽化に伴い、ごみ処理の効率化を図るため、新不燃物処理場の整備を予定しています。引き続き、調査、計画、設計、用地の確保等を進め、新しい不燃物処理場整備の早期実現を目指します。

2) 施設整備の概要

現在想定している、施設整備の概要を表 5-1 に示します。

表 5-1 施設整備の概要

項目	内 容
施設名称	(仮称) 新・三郷市一般廃棄物不燃物処理場
処理対象 ごみ及び 処理の内容	もえないごみ、粗大ごみ : 破碎選別処理を行い、金属類、可燃残渣、不燃残渣棟に選別し、保管します。 金属類は資源化、可燃残渣は東埼玉資源環境組合で焼却処理、不燃残渣は市で最終処分します。 資源びん・かん : 選別処理を行い、びんは白・茶・その他の色に、かんはアルミ・鉄に選別し、保管後に資源化します。
保管対象 ごみ	刈り草・せん定枝、有害ごみ、資源古紙・布類、小型家電（ボックス回収及びイベント回収分）
施設規模	18 t/日
再生事業	粗大ごみの再生利用を促進するための設備や展示スペースの設置等を検討します。
啓発事業	意識啓発を図るための設備やスペースの設置などを検討します。

※今後の検討により、変更となる可能性があります。

3. 施設の運営、維持管理

1) 東埼玉資源環境組合第一工場、第二工場ごみ処理施設の運営、維持管理【強化・充実】

東埼玉資源環境組合のごみ焼却施設については、東埼玉資源環境組合による運営、維持管理を継続します。

また、定期的な点検・清掃・補修整備により予防保全を徹底し、各施設の延命化を図るとともに、プラントの老朽化が進んだ第一工場ごみ処理施設については、プラント更新事業を推進し、安定稼働を継続します。

2) 不燃物処理場、(仮称)新・三郷市一般廃棄物不燃物処理場の運営、維持管理【強化・充実】

本市の不燃物処理場の運営、維持管理については、民間委託を継続します。

また、適切に運営、維持管理が行われるよう、本市でモニタリングを行います。

(仮称)新・三郷市一般廃棄物不燃物処理場については、今後、整備方針の検討と併せて、運営、維持管理手法についても検討していきます。

4. 委託による中間処理

1) 委託処理の継続【継続・推進】

処理の安定性、信頼性、経済性、環境保全性等の観点から、市が行うよりも有効な場合には、民間委託を積極的に採用し、処理の効率化、コスト削減を図ります。

2) 民間事業者の技術、資源化ルートの活用【調査・研究】

民間事業者の持つ再資源化に係る高度な技術や効率的な資源化ルートについて情報収集し、有効な中間処理方法について検討します。

5. 災害廃棄物の処理

1) 災害廃棄物処理計画に基づく災害廃棄物処理体制の構築【強化・充実】

災害廃棄物の処理を円滑に行うためには、平時の対策と災害発生時の対策を実施する必要があります。「三郷市災害廃棄物処理計画」に基づき、以下のような取組を推進します。

【平時】災害予防対策の実施。

東埼玉資源環境組合及び構成市町と連携し、処理施設の予防保全や耐震化、電源・水源の確保、被災時の処理体制の検討等の防災対策の実施。

【災害発生時】災害廃棄物処理に係る組織体制の構築。

状況に応じた災害廃棄物の適切かつ円滑な処理の推進。

2) 仮置場の確保【継続・推進】

災害廃棄物の処理を効率的かつ円滑に推進するため、既に確保している仮置場の利用状況を継続して把握するとともに、必要に応じて新たな仮置場を確保するため候補地の調査、検討を行います。

3) 廃棄物処理施設の強靭化【継続・推進】

災害発生時においても自区内処理が可能となるよう、本市の廃棄物処理施設の整備に際しては、耐震・耐水・耐浪性に優れた構造とし、運転維持用電源・燃料保管設備、薬剤等の備蓄設備等を備え、施設の強靭化を図ります。

4) 最終処分量の低減【継続・推進】

災害廃棄物の処理に際しても、再資源化を優先して分別排出の徹底、資源物の選別・回収を推進し、最終処分量の低減を図ります。

5) 広域処理体制の構築【強化・充実】

大規模災害発生時等、大量の災害廃棄物が発生した際や、本市又は東埼玉資源環境組合の廃棄物処理施設が被災した際には、本市及び東埼玉資源環境組合の廃棄物処理施設では処理が困難な場合が想定されます。

そのため、「災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定」に基づき、広域的な対応を推進します。

また、収集運搬事業者や廃棄物処理事業者等とも被災時の処理に関する協定を締結し、緊急対応が可能な処理体制を構築します。

6. 一般廃棄物処理経費の検討【継続・推進】

廃棄物処理に係るコストを明確に把握し、課題の抽出、改善策の検討、実施により処理の効率化を図るために判断材料として、一般廃棄物処理経費について分析・検討を行います。

第6節 最終処分計画

1. 適切な最終処分

1) 焼却残渣の最終処分【継続・推進】

焼却処理後に発生する焼却残渣（スラグ、飛灰等）は、最終処分量の減量に向けて極力資源化を図るとともに、資源化できない分については東埼玉資源環境組合の最終処分場で埋立処分を継続します。

2) 不燃残渣の最終処分【継続・推進】

不燃物処理場（または（仮称）新・三郷市一般廃棄物不燃物処理場）で選別・破碎処理後に発生する不燃残渣は、市の最終処分場で埋立処分を継続します。

2. 施設の運営、維持管理

1) 東埼玉資源環境組合一般廃棄物最終処分場の運営、維持管理【継続・推進】

東埼玉資源環境組合の最終処分場については、東埼玉資源環境組合による運営、維持管理を継続します。

2) 三郷市一般廃棄物最終処分場の運営、維持管理【継続・推進】

本紙の最終処分場の運営、維持管理については、民間委託を継続します。

また、適切に運営、維持管理が行われるよう、本市でモニタリングを行います。

3. 安定した最終処分体制の確保【継続・推進】

ごみの最終処分を安定して行うため、ごみの発生・排出抑制や資源化を推進することにより最終処分量を削減し、既存施設の延命化を図るとともに、本市における最終処分場の整備及び新たな委託処分先の確保に向けて、調査や情報収集を行います。

第6章 生活排水処理基本計画

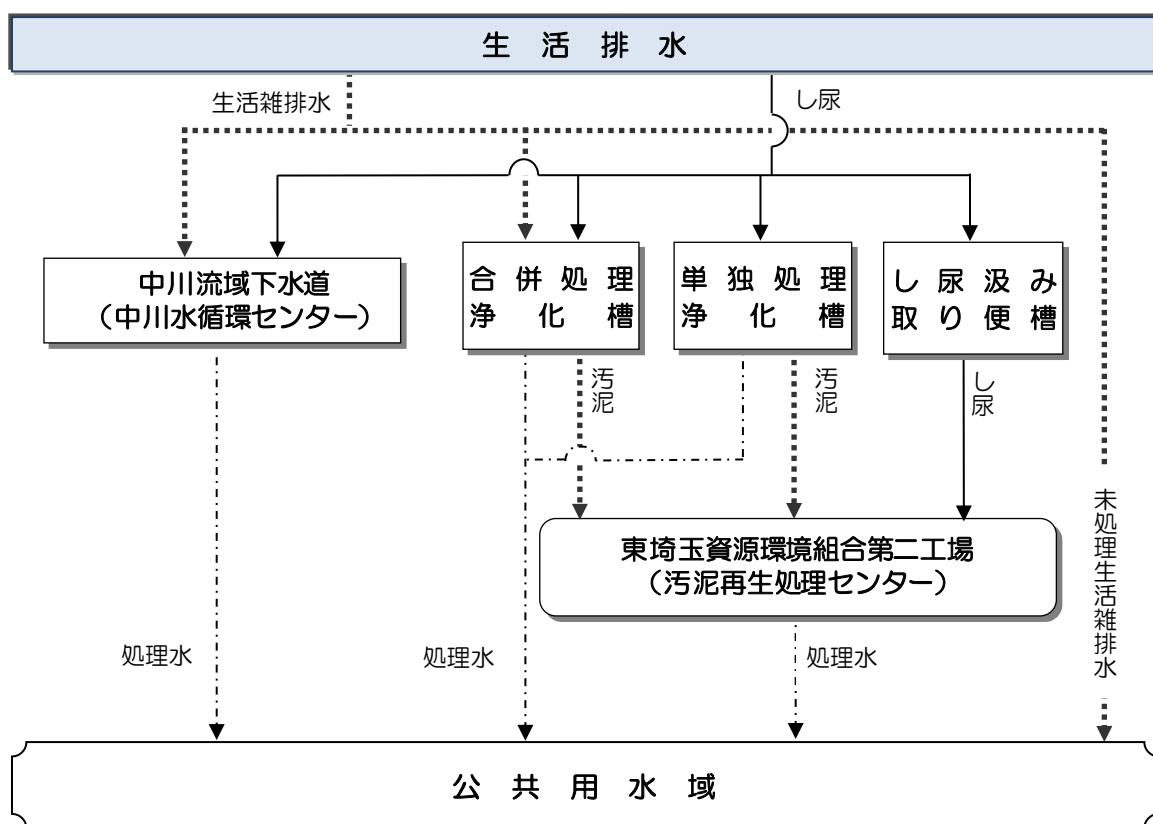
第1節 生活排水・し尿・汚泥処理の現状と評価

1. 生活排水処理の体系

本市の生活排水の処理体系を図6-1に示します。

生活雑排水は、流域下水道、合併処理浄化槽等で処理を行っています。

また、し尿汲み取り便槽、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽等から発生する、し尿及び浄化槽汚泥は、東埼玉資源環境組合の「第二工場（汚泥再生処理センター）」で適正に処理しています。



※「生活排水」とは、し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂等からの排水をいい、「生活雑排水」とは、生活排水のうちし尿を除くものをいいます。

※「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域をいいます。

※見直し計画でいう合併処理浄化槽とは、浄化槽法における浄化槽を示し、単独処理浄化槽とは、みなし浄化槽を示します。

図6-1 生活排水処理フロー

2. 生活排水の収集運搬・処理の体制

1) 生活排水の処理主体

本市の生活排水の処理主体を表 6-1 に示します。

表 6-1 生活排水の処理主体

項目	区分	生活排水	し尿	浄化槽汚泥
収集・運搬		—	委託業者	組合直営及び 委託業者
処理	流域下水道	県（中川流域下水道）		—
	合併処理浄化槽	個人・事業者・市		
	単独処理浄化槽	—	個人・事業者	
	汚泥再生処理センター	—	東埼玉資源環境組合	

2) 公共下水道

中川流域下水道の概要を表 6-2 に示します。

表 6-2 中川流域下水道の概要

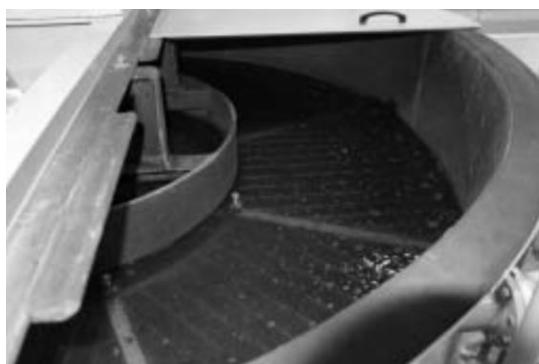
項目	全体計画(令和31年度)	現状(令和5年度末)
対象市町	本市、さいたま市、川口市、春日部市、吉川市、草加市、越谷市、八潮市、蓮田市、幸手市、白岡市、伊奈町、宮代町、杉戸町、松伏町	
処理能力(日最大)	765,000m ³ /日 (14系列)	613,200m ³ /日 (9系列)
処理区域面積	30,663.1 ha	16,618.3 ha
処理区域人口	1,454,000人	1,434,035人
管渠延長	121km	121km
ポンプ場	1カ所	1カ所

3) 東埼玉資源環境組合第二工場（汚泥再生処理センター）

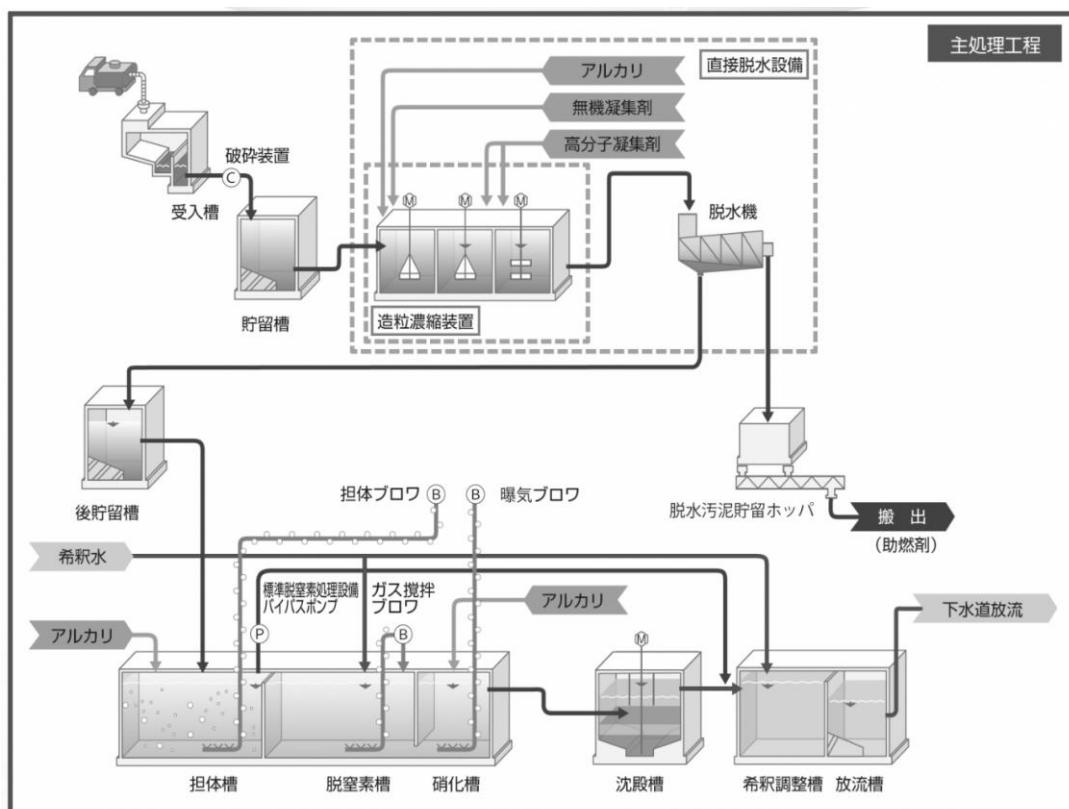
東埼玉資源環境組合の汚泥再生処理センターの概要を次に示します。

① 施設の概要

項目	内容
施設名	東埼玉資源循環環境組合第二工場 汚泥再生処理センター
所在地	八潮市大字八條681番地1
敷地面積	25,884.14m ²
竣工日	平成30年3月5日
処理能力	235 kL/日
処理方式	固液分離+水処理方式 処理後下水道放流



② 汚泥再生処理センター処理フロー



3. 生活排水処理の実績

1) 生活排水処理形態別人口

処理形態別人口の実績を表 6-3 に示します。

生活排水処理率は年々増加しており、令和 6 年度は 90.5% となっています。

表 6-3 処理形態別人口の実績

区分	年度						
		R1	R2	R3	R4	R5	R6
総人口	人	142,591	142,663	142,758	142,177	141,935	142,041
水洗化・生活排水処理人口	人	118,591	122,894	125,160	126,101	126,985	128,599
下水道人口 (浄化槽人口、汲み取り人口除く)	人	105,925	107,802	109,887	111,585	113,415	114,674
下水道人口率 (下水道人口 ÷ 総人口)	%	74.3	75.6	77.0	78.5	79.9	80.7
合併処理浄化槽人口	人	12,666	15,092	15,273	14,516	13,570	13,925
生活排水処理率	%	83.2	86.1	87.7	88.7	89.5	90.5
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	人	22,277	18,163	16,059	14,805	13,756	12,352
非水洗化人口	人	1,723	1,606	1,539	1,271	1,194	1,090
し尿汲み取り人口	人	1,723	1,606	1,539	1,271	1,194	1,090
自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0
単独+し尿汲み取り+自家処理	人	24,000	19,769	17,598	16,076	14,950	13,442

2) 生活排水処理量

し尿及び浄化槽汚泥量の実績を図 6-2 に示します。

し尿量及び浄化槽汚泥量はどちらも徐々に減少し、令和 6 年度においてし尿量は 1,729kL、浄化槽汚泥量は 11,555kL となっています。

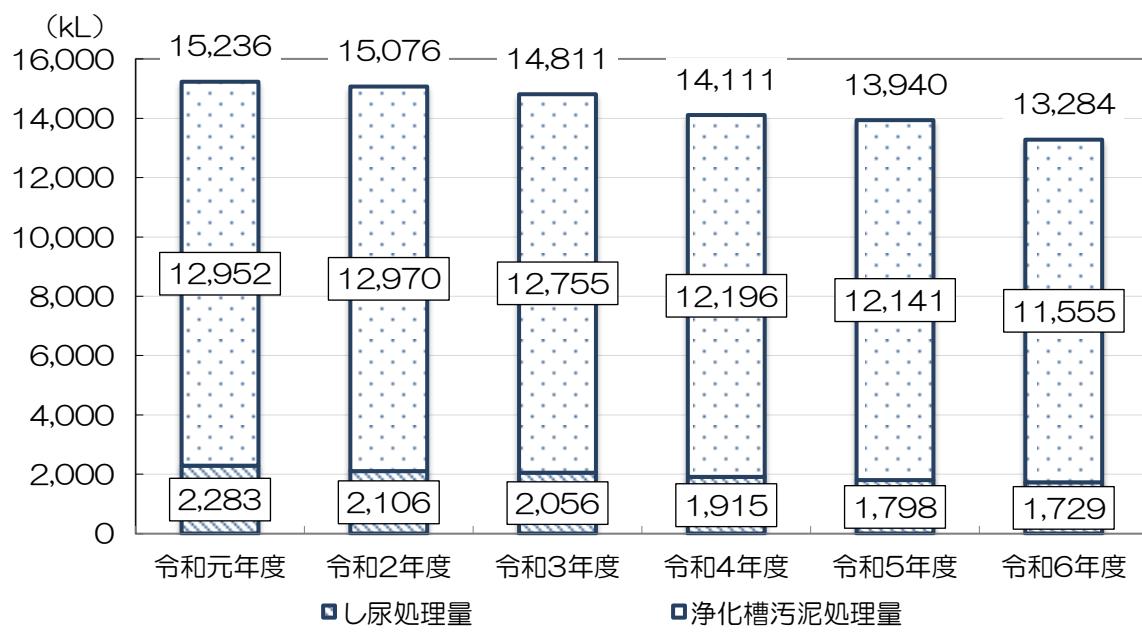


図 6-2 し尿及び浄化槽汚泥量の推移

4. 生活排水処理実績の評価

本市の全体計画では、令和7年度を中間目標年度、令和11年度を目標年度として目標値を設定しています。全体計画での目標値と、令和6年度の実績値の比較を表6-4に示します。

「生活排水処理率」は令和6年度で90.5%と令和7年度の中間目標95%の達成が困難な状況にあります。

三郷市下水道課では、下水道人口率を、令和7年3月の「草加都市計画下水道事業三郷公共下水道の事業計画変更認可」より令和11年度に90%としており、さらに「中川流域関連三郷市公共下水道事業計画」より令和31年度に100%を目標とする計画としています。

本計画における生活排水処理の目標についても下水道の計画変更に合わせて、全体計画時の目標設定を見直す必要があります。

表6-4 全体計画目標値との比較（令和6年度実績）

項目	年度	目標値		実績値	達成状況
		中間目標年度 令和7年度	目標年度 令和11年度		
行政区域内人口	人	147,654	147,831	142,041	—
水洗化・生活雑剤水処理人口	人	140,419	145,318	128,599	—
(生活排水処理率)	%	(95%)	(98%)	(90.5%)	×
下水道人口	人	130,378	134,674	114,674	—
合併処理浄化槽人口	人	10,041	10,644	13,925	—
水洗化・生活雑剤水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	人	6,707	2,330	12,352	—
非水洗化人口 (し尿収集人口)	人	528	183	1,090	—

5. 生活排水処理の課題

1) 生活排水の適正処理

家庭、事業所等の厨房、風呂場、洗濯場等から排出される生活排水は、単独処理浄化槽や汲み取り便槽を利用している家庭では、未処理のまま公共用渓域に流れるため、河川や海洋の汚染、汚濁が懸念されます。

令和5年度における環境省一般廃棄物処理実態調査では、埼玉県の生活排水処理率平均値は92%、近隣市町は75%～94%となっており、松伏町を除いて本市の86%を上回っています。

こうしたことからも公共下水道、合併処理浄化槽の普及、利用を促進することが必要です。

表 6-5 生活排水処理率の比較（令和5年度）

自治体	項目	行政区域内人口（人）	生活排水処理人口（人）	生活排水処理率（%）
本市		141,990	121,995	85.9
埼玉県全体		7,379,422	6,800,221	92.2
草加市		251,215	236,921	94.3
越谷市		343,548	306,407	89.2
八潮市		92,846	83,998	90.5
吉川市		72,731	64,153	88.2
松伏町		28,222	21,175	75.0

資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

※一般廃棄物処理実態調査結果は10月1日現在の値であり、見直し計画の値とは異なります。

2) 下水道の利用促進

下水道の供用開始区域においても、下水道に接続していない家庭が見受けられます。本市では、供用開始区域内の浄化槽利用者については1年内、し尿汲み取り便槽の利用者には3年以内に下水道への接続をお願いしていく必要があります。

3) 合併処理浄化槽の適正な維持管理

合併処理浄化槽の処理性能は、BOD除去率90%以上、放流水のBOD20mg/L以下あり、下水道終末処理場の高度処理と同様です。また、合併処理浄化槽は、設備費用が安価で、設置に要する時間が極めて短く、投資効果の発現も早いという利点を持っています。維持管理が適正に行われない限り、その処理性能を発揮することはできないため、合併処理浄化槽を利用している家庭、事業所に対して適正な維持管理方法を啓発していく必要があります。

4) 収集、運搬の効率化、強靭化

し尿・浄化槽汚泥の収集量は年々減少しています。下水道の普及により今後もし尿・浄化槽汚泥の収集量が減少することが予想されることから、下水道整備の進歩を踏まえて、収集量の減少に合わせた効率的な収集運搬を行うことが必要です。

また、災害発生時における収集運搬体制の確保も重要なことから、効率的収集と合わせて、災害時の対応についても委託事業者及び近隣市町との連携を強化していく必要があります。

第2節 生活排水処理の数値目標

1. 生活排水処理形態別人口の推計

処理形態別人口の推計結果を図 6-3 に示します。

令和 11 年度においては、人口 141,612 人に対して、下水道、合併処理浄化槽による生活排水処理人口が 134,659 人となり、生活排水処理率は 95.1% に向上する計画です。

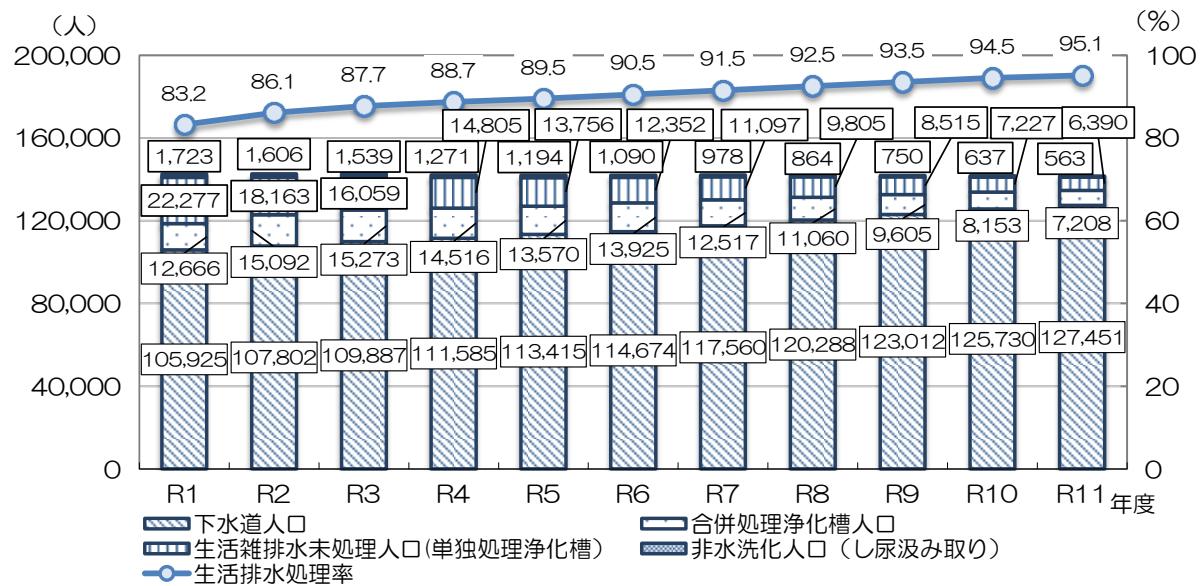


図 6-3 生活排水処理形態別人口の推計結果

2. し尿・汚泥の計画処理量の推計

し尿及び浄化槽汚泥処理量の推計結果を図 6-4 に示します。

処理量の合計は令和 6 年度の 13,284kL から令和 11 年度には 6,863kL に減少(約 48% 減)する計画です。

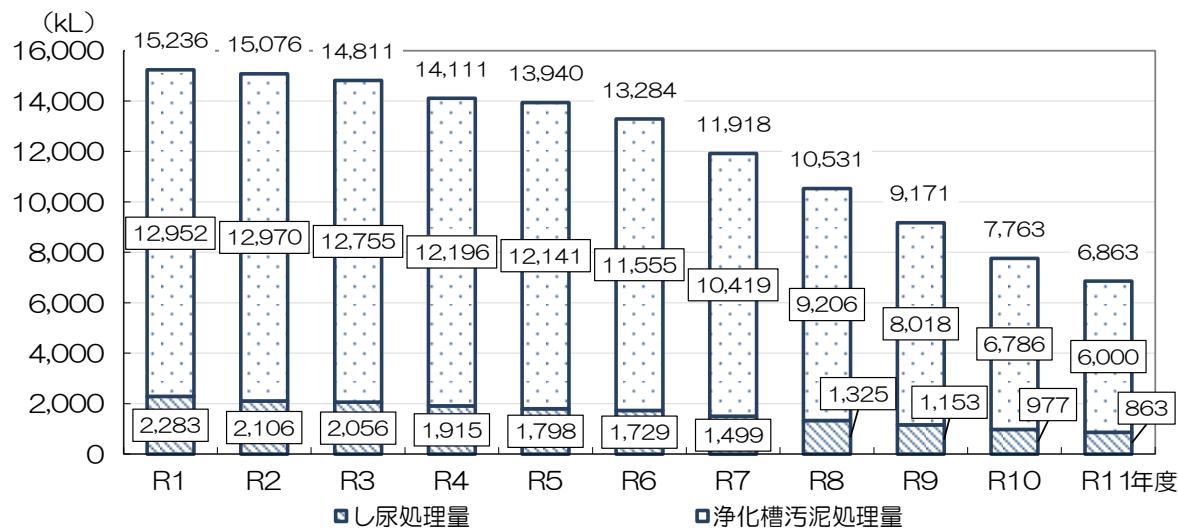


図 6-4 し尿・浄化槽汚泥処理量の推計結果

3. 目標値

「中川流域関連三郷市公共下水道事業計画」の変更に基づき、生活排水処理の目標を表 6-6 のように設定します。

生活排水処理率は令和 6 年度の 90.5% に対して、令和 11 年度には 95.1%（4.6 ポイント 増）とします。

表 6-6 生活排水処理の目標

項目	年度	実績値	
		令和6年度	目標値 令和11年度
行政区域内人口	人	142,041	141,612
水洗化・生活雑剤水処理人口	人	128,599	134,659
(生活排水処理率)	%	(90.5%)	(95.1%)
下水道人口	人	114,674	127,451
合併処理浄化槽人口	人	13,925	7,208
水洗化・生活雑剤水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	人	12,352	6,390
非水洗化人口 (し尿収集人口)	人	1,090	563

第3節 生活排水処理基本計画

1. 基本方針

生活排水処理を積極的に推進していくことは、水環境の保全と公衆衛生の向上を図るうえで重要です。生活排水処理対策の必要性と緊急性は、社会的に深く認識されるようになっており、本市においても市民に理解と協力が必要です。

「三郷市環境基本条例」すべての市民が共に力を合わせ、行動することで私たちのまち三郷の良好で快適な環境を保全し、創造し、水と緑と出会いのまち三郷を実現するとともに、かけがえのない地球環境の保全に貢献していくこととしています。また、「三郷市環境基本計画」においては、「自然の恵みである水と緑を保全しよう」を取組方針の一つとしています。こうしたことを踏まえて、生活排水処理の基本方針を次のとおりとします。

方針1：生活排水未処理の削減

単独処理浄化槽、し尿汲み取り便槽利用者に対して、生活排水を未処理のまま公共用水域に放流し河川、海洋の汚染、汚濁を招かないよう、合併処理浄化槽設置への転換を促進するとともに下水道の整備を推進します。

方針2：効率的なし尿及び浄化槽汚泥の処理システムづくり

今後、し尿及び浄化槽汚泥量の減少が予想されることから、東埼玉資源環境組合と連携し効率的な処理システムづくりを推進します。

方針3：市民・事業者・市の協働による水環境の保全

市民、事業者、市は本市における豊かな水環境を保全し、後世に引き継ぐために協働して生活排水処理対策に取り組みます。

2. 生活排水の処理計画

1) 公共下水道の整備【継続・推進】

本市では、市全域を下水道計画区域としているため、生活排水の適正処理を進めるためには、下水道普及率の向上が重要です。

人口密度の高い市街化区域から優先的に公共下水道の整備完了を目指します。

そのため、開発区域、土地区画整理事業の区域等において円滑に整備が推進するよう関係機関との協議調整を推進します。

2) 下水道接続率の向上【継続・推進】

公共下水道の整備が完了し供用が開始された区域においては、公共下水道への接続が速やかに実施される必要があります。

公共下水道の供用が開始された区域では、ホームページ等を活用し、住民へ早期の切り替えをお願いしていきます。

下水道接続に係る経済的負担を軽減するため、借入金額利子補助制度の周知を図り、公共下水道への接続を促進します。

3) 合併処理浄化槽の普及、管理【継続・推進】

公共下水道の整備が当面の間見込めない地域においては、合併処理浄化槽による処理を促進します。

市街化調整区域における単独処理浄化槽、し尿汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、三郷市合併処理浄化槽転換整備事業補助金制度に基づき、個人への補助金を交付します。補助制度においては、水域の富栄養化につながる窒素・リンの除去能力が高い高度処理型合併処理浄化槽の設置を促進します。

合併処理浄化槽が正常な機能を発揮するためには、適切な維持管理が必要となります。そのため、浄化槽管理者への清掃及び保守点検の必要性について、普及啓発活動を行い周知徹底を図ります。

3. し尿・汚泥の収集運搬計画【継続・推進】

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の主体は表 6-7 のとおりとします。

公共下水道の普及の拡大に伴うし尿及び浄化槽汚泥量の減少に対応するため、収集運搬業務の効率化、合理化を図ります。

災害発生時に備え委託事業者、許可業者と協定を締結し、収集運搬経路、収集運搬車両、収集体制等の把握、仮設トイレからの収集等に関する協議、調整を図り、発災時から復旧復興時における収集運搬が円滑に行えるよう対策を講じます。

表 6-7 収集運搬の主体

項目	し尿	合併処理浄化槽
収集運搬の主体	委託業者及び許可業者	許可業者

4. 中間処理計画、最終処分計画【継続・推進】

し尿及び浄化槽汚泥については東埼玉資源環境組合での処理を継続します。

東埼玉資源環境組合では、汚泥処理再生センターで固液分離、薬剤処理等を行い、処理水は公共用水域に放流し、固化物は助燃材として再利用します。

東埼玉資源環境組合に対しては、適正かつ効率的な運転管理の継続、計画的な施設修繕の実施による施設の長寿命化について要望していきます。

5. 広報、啓発

1) 水環境に係る意識の高揚【強化・充実】

ホームページ、広報、スマートフォンアプリ、自治会等、地域のコミュニティーを活用し水環境保全に係る個人及び地域での取組を啓発します。

2) 環境教育の推進【強化・充実】

水質汚濁及び生活排水処理の現状、家庭における公共用水域への負荷の削減対策、水環境保全等について講習会、イベント、河川清掃、水域の生物の観察会、市の職員による出前講座や市民団体と連携した環境教育活動等を開催し、実体験を通じた啓発を推進します。

第7章 計画の推進体制

第1節 計画の推進管理

ごみや生活排水の処理に関する計画や施策を円滑かつ効果的に推進し、循環型社会の実現を目指すためには、市民・事業者・行政それぞれがごみ処理に対して責任を持ち、相互理解と協力のもと役割分担を図ることが必要です。

ごみ処理の基盤となる市民・事業者・行政それぞれの責務や役割分担のあり方を考え、環境にやさしいまちづくりを促進するため、普及啓発活動を推進するとともに、市民・事業者の理解を深めるために意見交換の場を設ける等、市民・事業者・行政が相互に連携して取り組む体制づくりを推進して行くものとします。

第2節 計画のチェック体制

見直し計画を推進するためには、ISO14001 の環境マネジメントシステムの考え方に基づく「PDCA サイクル」を用い、施策の進捗状況や目標達成状況等を点検・評価する仕組みが必要です。PDCA サイクルに基づく計画の進行管理体制を図 7-1 に示します。

この方法は、①計画策定・改定 (Plan)、②施策の実施 (Do)、③進捗評価 (Check)、④見直し (Act) という手順を繰り返し行うことにより、計画の進捗状況や施策の実施状況等を都度点検、評価し、それらの見直しを行う等、継続的に改善を図るもので

今後、PDCA サイクルによる見直し計画の進捗評価を年度ごとに実施し、現状や見直し方針等を年度ごとに市民、事業者へ広報、ホームページ、環境事業報告書、実施計画等で公表するとともに、環境審議会で報告を行うことで、得られた意見や提案を施策に反映していきます。

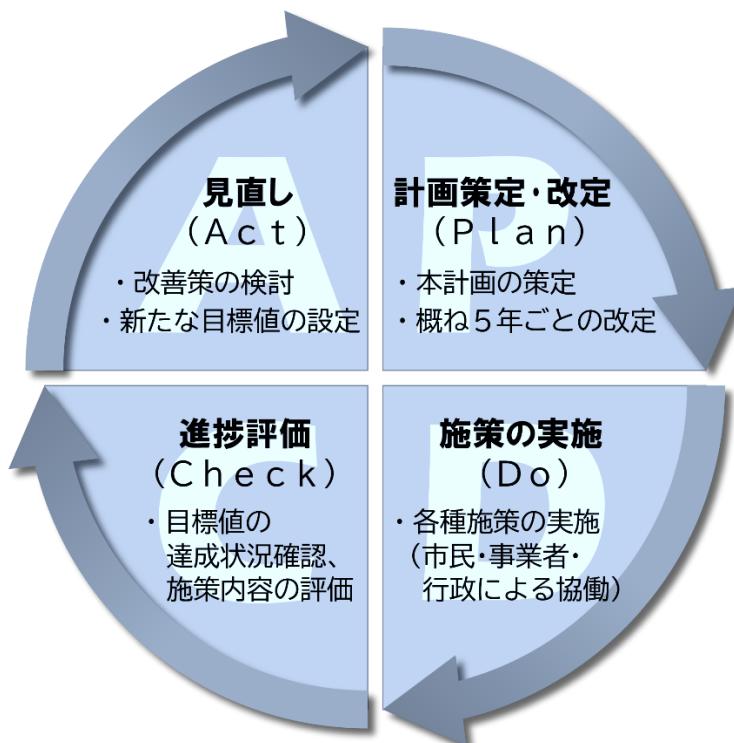


図 7-1 計画の推進管理の PDCA サイクル